

The Theory and Practice of Conflict-of-Interest Management at
Japanese Universities (Practice Edition)

大学における 利益相反マネジメントの 理論と実践

—利益相反アドバイザーの養成を目指して—
(実践編)

新谷 由紀子 / 菊本 虔

(筑波大学)

2023年7月

はじめに

産学連携を推進するに伴い、大学に利益相反問題が生じてくることは避けることができない。こうした大学での利益相反問題に対処するため、これまで文部科学省が主導して各大学における利益相反委員会の設置など利益相反マネジメントの体制が整備されてきたが、種々の調査研究等から、これらのマネジメントの実質が備わっていないことが明らかとなってきた。

大学の利益相反マネジメントを実質的なものとするためには利益相反に関連した幅広い知識を持つ利益相反アドバイザーを養成・配置して安定的に対応することが効果的であり、そのためには、利益相反アドバイザーを養成するための教材に関する研究開発を進めることが大変重要な課題となっている。

本研究はこの課題に応えるために、2021年度は、大学の産学連携活動等の現場で具体的にどのような利益相反事例が起きているかという調査を実施した。この調査結果をもとに、当該事例に係る利益相反問題を明確化して、利益相反アドバイザーに求められる知識と、対応に必要な技術・態度等を網羅的に整理した。2022年度は、これらの成果を踏まえて、大学における利益相反アドバイザーのための基礎知識をまとめたテキストを作成した。

2023年度は、引き続いて、実践編を作成・刊行することとした。この実践編は、これまでの長年にわたる著者らの利益相反アドバイザーとしての経験を踏まえて、仮想の事例を想定し、いくつかのキーワードを抽出するとともに、それらに対応するための考え方を対応例として提示することとした。ここで「例」としたのは、回答は一つではなく、また、確定的なものでもないという趣旨である。もちろん、利益相反の問題は、個別の事例によって事情が異なることが多いため、最終的には、利益相反アドバイザーが判断していくこととなるが、提示した対応例については、その判断の際の有益な参考情報となることを期待している。

また、現場の経験を積み重ねながら、これらの事例と対応例を日常的に参照していくことにより、利益相反アドバイザーとして必要な能力を高めていくことに少しでも寄与することを願っている。

本調査研究は、2021～2024年度 JSPS 科研費 21K02649 の助成を受けて実施しているものである。

2023年7月
筑波大学
新谷 由紀子
菊本 虔

大学における利益相反マネジメントの理論と実践 ー利益相反アドバイザーの養成を目指してー（実践編）

目次

はじめに

【序章 利益相反マネジメントの目的と相談対応の在り方】	1
1. 利益相反マネジメントの目的	1
2. 利益相反アドバイザーの相談対応の在り方	2
3. 本編について	3
【本編 仮想事例とその対応例】	4
I 共同研究・学術指導	4
【事例1】 共同研究先への兼業	4
【事例2】 納品の可能性のある企業との共同研究・学術指導	4
【事例3】 共同研究における企業提供物の目的外使用	6
【事例4】 学術指導契約における論文の利用	7
【事例5】 特別共同研究事業における相手方企業からの教員採用	8
II 兼業	10
【事例6】 特別共同研究事業における相手方企業からの採用教員の兼業	10
【事例7】 共同研究における兼業	10
【事例8】 委託研究元への審査委員の就任	11
【事例9】 大学の契約先企業の関連団体への兼業	12
【事例10】 教員の再就職先への兼業	13
【事例11】 産学連携部門の教員の兼業	13
【事例12】 意思決定権者の兼業	14
【事例13】 教員への謝金の支払	16
【事例14】 職員への委託業務の支払	16
【事例15】 教員のCM出演における一般論の説明	18
III 大学発ベンチャー	19
【事例16】 教員による大学発ベンチャーの株式等保有	19
【事例17】 大学と大学発ベンチャーとの共同研究契約	19
【事例18】 大学と大学発ベンチャーとの物品購入契約	21
【事例19】 大学発ベンチャーの複数代表制	22
【事例20】 大学発ベンチャーへの教員からの発注	23
【事例21】 学生発ベンチャーへの発注	24
【事例22】 大学発ベンチャーへの発注と不具合	25

【事例 2 3】	大学発ベンチャーへの協力.....	26
【事例 2 4】	研究員の大学発ベンチャー設立.....	26
【事例 2 5】	大学発ベンチャーに関係した論文発表.....	27
IV	企業等からの資金・設備等の提供.....	29
【事例 2 6】	製薬企業からの寄附金.....	29
【事例 2 7】	関係団体からの研究助成金.....	30
【事例 2 8】	企業からの支援の受入れ.....	31
【事例 2 9】	企業からの無償の敷地提供.....	32
【事例 3 0】	企業からのプログラムの無償提供.....	33
【事例 3 1】	無料の消耗品提供サービスと企業広告.....	34
V	大学の名称・校章等の使用、教員のコメント.....	35
【事例 3 2】	共同研究成果に関わる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表.....	35
【事例 3 3】	健康食品の効果に関する共同研究の成果における大学の名称や校章の使用.....	38
【事例 3 4】	共同研究開始時の大学の名称・校章の使用.....	39
【事例 3 5】	共同研究協力者による大学の校章使用.....	40
【事例 3 6】	共同研究先企業と関係のある団体の大学の名称使用.....	41
【事例 3 7】	無償の共同研究成果の大学の名称使用.....	42
【事例 3 8】	社内報における共同研究成果についての大学の名称使用.....	42
【事例 3 9】	企業の宣伝における大学の登録商標の使用.....	43
【事例 4 0】	授業への協力者の大学の校章使用.....	43
【事例 4 1】	学生による大学校章の使用.....	44
【事例 4 2】	共同研究相手先企業による IR 資料における大学の校章使用.....	45
【事例 4 3】	販促資料への共同研究成果掲載に伴う大学の名称使用やアンケート結果の掲載.....	45
【事例 4 4】	学術指導契約におけるレクチャーの利用.....	47
【事例 4 5】	他機関所属者によるセミナーのウェブサイト上での紹介.....	48
【事例 4 6】	報酬のある SNS でのコメントとステマ広告.....	48
VI	プレスリリース.....	51
【事例 4 7】	共同研究成果のプレスリリース.....	51
【事例 4 8】	実施中の共同研究のプレスリリース.....	52
【事例 4 9】	治験開始のプレスリリースへの研究開発分担企業の参加.....	53
【事例 5 0】	共同研究開始のプレスリリースを相手方企業のウェブサイトに掲載.....	54
【事例 5 1】	大学でのウェブツールの導入に伴う提供企業によるプレスリリース.....	54
【事例 5 2】	研究開発分担企業による企業単独でのプレスリリース.....	55
【事例 5 3】	企業単独による共同研究開始のプレスリリース.....	56

VII	企業による大学への納入実績の紹介	58
	【事例 5 4】 納入実績としての大学の名称使用やインタビュー	58
	【事例 5 5】 納入実績としてのウェブサイトへの大学の名称使用	58
	【事例 5 6】 納入実績としての校章の使用	59
	【事例 5 7】 納入実績としての大学の名称使用の割引	60
	【事例 5 8】 納入実績についてのブログ上でのコメント	61
	【事例 5 9】 大学の主体的事業におけるコメント	62
	【事例 6 0】 企業の取引実績広告への校章使用	64
VIII	企業の大学施設・サイト使用、ネーミングライツ	65
	【事例 6 1】 部局のウェブサイトでの企業のバナー広告掲載	65
	【事例 6 2】 教員が起業した企業の広告を大学部局のウェブサイトに掲載	66
	【事例 6 3】 大学の研究ポータルサイトに英文校正・翻訳会社割引サービスのリンク付け	66
	【事例 6 4】 企業と共同主催の講座の開催	67
	【事例 6 5】 セミナー開催を業務とする企業の学内施設利用	68
	【事例 6 6】 学内施設を利用した有料トレーニング	69
	【事例 6 7】 企業側の負担なしの共同研究契約が締結されている場合の共同利用機器の 利用	71
	【事例 6 8】 施設建設を請け負った企業とのネーミングライツ契約	71
IX	利害関係のある企業や団体等との契約	74
	【事例 6 9】 科研費や教育研究基盤経費で自らの配偶者に業務委託	74
	【事例 7 0】 科研費による自己の配偶者の雇用等	75
	【事例 7 1】 研究助成金で同僚が取締役の大学発ベンチャーに実験を委託	76
	【事例 7 2】 研究助成金で発注予定先の会社取締役を科研費で非常勤研究員に雇用	77
	【事例 7 3】 センターのウェブ制作を当センター副部長が顧問の一般社団法人に委託	78
	【事例 7 4】 大学が出資し、職員が役員会社にコンサルティング業務を委託	78
	【事例 7 5】 部局長が理事を務める一般社団法人に部局の業務を委託	80
X	大学が管理する経費による自著の出版・購入	81
	【事例 7 6】 教員が自己の研究費で自著出版物を購入	81
	【事例 7 7】 寄附金を使った大学テキストの出版の場合の印税収入の取扱い	81
	【事例 7 8】 運営費交付金による大学職員である教員の著書購入と印税の取扱い	82
	【事例 7 9】 運営費交付金により自著の自費買上げ分の半分を購入	83
	【事例 8 0】 運営費交付金により自著を購入した場合の著作物利用料の取扱い	84
XI	クラウドファンディング関係	86
	【事例 8 1】 クラウドファンディングと指導学生との関係	86
	【事例 8 2】 クラウドファンディングの宣伝	86

【事例 8 3】クラウドファンディングのリターンとしてのプロジェクトの命名権	87
XII クロスアポイントメント制度	89
【事例 8 4】クロスアポイントメント制度の運用で留意すべき点	89
XIII 利害関係のある企業からの学生の受入れ	91
【事例 8 5】共同研究先の株式会社社員の大学院博士課程への入学希望	91
【事例 8 6】製薬企業研究員が同社の医薬品適正用量の研究のため社会人大学院生に応募	92
【事例 8 7】企業の従業員、大学院への受入れ、企業の DB 使用、企業と共同研究	93
XIV 知的財産権	95
【事例 8 8】教員と無関係の企業からの研究成果転載の依頼	95
【事例 8 9】元教員の開発したプログラムの大学ウェブサイトでの公開	96
【事例 9 0】民間メンタルヘルス支援会社によるセンター研究報告書の引用	96
【事例 9 1】授業で学生がデザインしたパッケージ上の産学官連携商品である旨の記載	98
【事例 9 2】県からの委託事業による報告書の著作権	100
【事例 9 3】出版社からの論文の模試問題集への引用の依頼	101
【事例 9 4】デザイン事務所も経営している研究支援職員への論文の図デザインの依頼	102
XV 国プロジェクトに採択された大学院生の大学の設備の使用	105
【事例 9 5】国プロジェクトに採択された大学院生による企業提供機器の使用	105
XVI 人を対象とする研究・AMED 研究事業	106
【事例 9 6】人を対象とする研究における利益相反の留意点	106
【事例 9 7】臨床研究に係る寄附金の受領	107
【事例 9 8】人を対象とする研究に係る寄附金と利益相反マネジメント	108
【事例 9 9】教員起業の会社の資金調達先に医師主導治験の対象製品の製造元企業が関係	109
XVII 委員会等委員	112
【事例 1 0 0】寄附金の受領と仕様策定委員への就任	112
XVIII 研究インテグリティ	113
【事例 1 0 1】研究インテグリティ確保のための体制整備の具体的内容	113
【事例 1 0 2】研究インテグリティの確保のための各部局での具体的な対応	115
【事例 1 0 3】退任展を美術館で開催する大学役員に印刷会社からお祝いの花	118

【序章 利益相反マネジメントの目的と相談対応の在り方】

1. 利益相反マネジメントの目的

(1) 利益相反マネジメントの目指すもの

大学における利益相反マネジメントは、大学の教育・研究・運営の公平・公正の確保を目的としている。これらの活動を通じて、大学自身やその構成員である役員・教職員等の名誉や信用を維持するのが利益相反マネジメントの目的である。

それによって、国内においても外部の組織・団体、地方公共団体や中央各省庁などから信頼を得ることができ、これらの組織からの支援の継続と拡充を期待することができる。また、国際的にも、海外の大学・研究機関等からの信頼を得て、これらの大学等との国際交流活動を推進することにつながる。こうしたことは、ひいては大学自身の教育・研究活動等の活発化を導くことになると考えられる。

大学における実態としては、研究活動の場面で利益相反マネジメントが問題になることが多いと考えられるが、それ以外にも学生の教育、特に大学院レベルの教育で問題になることもある。また、運営に関しては、例えば、大学が外部の企業等と契約をする場合において、契約の締結に関する公平・公正や、企業による研究成果の取扱い方に関して利益相反が問題となることがある。

利益相反マネジメントにより、教員等研究者の研究活動に制約が加えられることがあるが、それは、教員の研究活動や産学連携活動それ自体を制約することが目的なのではなく、むしろ、それによって、教員等の名誉・信用を守り、ひいては大学自身の名誉・信用を守りつつ、産学連携活動を含む教員等の研究活動を後顧の憂いなくより活発に展開できるようにすることを目指している。したがって、利益相反アドバイザーが相談を受ける際にも、役員や教員・事務職員等に対して、そのことを説明し、相談者の納得を得るようにすることが重要である。

(2) 企業等による大学名称の使用について

最近、利益相反アドバイザーへの相談で特に増加しているのは、企業が大学との共同研究、特に、企業が開発した製品についての効果検証を目的とした共同研究の成果に関して、当該製品の広告・宣伝のために大学の名称を利用するという事例である。

この場合、よくあるのは、効果検証の共同研究の実態が、製品の一部に使用されている原料の一般的な効果効能の検証であるにもかかわらず、大学がその製品全体の効果効能を保証しているかのように広告・宣伝が行われることである。このような場合に、大学としてはどのように対処すればよいのであろうか。

まず、基本的に押さえておかなければならないのは、このような大学の名称使用は、大学や共同研究に携わった教員等の名誉や信用を損なうおそれがあり、他方で、大学や担当教員等は企業との共同研究により経済的な利益を得ていると考えられ、したがって、上記(1)で指摘したような大学・教職員等の名誉・信用に関わる問題として、利益相反マネジメント

の対象として捉えるべきであるということである。そして、学問の府としての大学の立場としては、このような企業による大学の名称使用に関しては、科学的な事実に基づいて正確に記載すべきことを要求しなければならない。そうでない記載については、大学として容認できないことを企業側に明確に伝え、訂正・削除を求めなければならない。

これに対して、同じく大学の名称使用であっても、大学と企業との共同開発である場合の取扱いは全く別である。共同開発の場合は、大学もその製品開発に関して大学自身が開発した技術やノウハウを移転しているということであり、大学からの技術移転を通じた産業への貢献とみることができる。したがって、このような場合には、大学と企業の間でノウハウを含めた技術移転契約を締結してロイヤルティ等の収入確保の方策を講じる一方で、大学自身も当該製品の広告・宣伝に積極的に関わることも、容認されるべきものとする。

2. 利益相反アドバイザーの相談対応の在り方

利益相反アドバイザーの相談対応の在り方については、『大学における利益相反マネジメントの理論と実践－利益相反アドバイザーの養成を目指して－（基礎編）』にも「利益相反アドバイザーの役割」（同 pp.26-28）の中で一部触れられているが、ここでは、さらに実践的な対応の在り方を詳説することとする。

(1) 相談とその対応はメール（オンラインストレージシステム）のやり取りで行う

利益相反アドバイザーへの相談は電話や面談により行われることもあると思われるが、以下の理由により相談もその対応も、全てメールで行うことを基本とするべきである¹。

ア. 事前の日時の設定が不要であり、また、相談者は都合のよいときに相談ができ、回答者も都合のよいときに回答を準備することができるので、双方にとって他の業務を一時中断する必要がない。

イ. 相談者にとっても、文章に内容をまとめることにより問題点を整理しやすい。

ウ. 利益相反アドバイザーにとっては、相談内容に関する情報を可能な限り収集することができる。

エ. 利益相反アドバイザーにとっては、ウェブサイトなどで事前に、匿名や仮名でなく実名で相談すること、相談する際には契約書等関係書類や関係者とのやりとりの履歴などを併せて送付することなどを徹底することができるので、相談の二度手間にならない。

オ. 双方が文書でやり取りするために、後日、言った、言わないといった紛争が起きることを未然に防止することができる。

カ. 利益相反アドバイザーにとっては、余分な手数をかけることなく、正確な記録を保存することができるので、将来の相談の参考資料とすることができる。

(2) 相談の内容が他部署の所管にまたがる場合であっても、できれば利益相反アドバイザー自身が他部署と協議してその結果を含めて回答を準備するようにする。

¹ メールにおけるセキュリティ上の問題が懸念されるケースについては、セキュリティを強化したオンラインストレージシステムの利用が考えられる。

- (3) 相談の内容が厳密には利益相反問題といえないような場合であっても、利益相反アドバイザーは回答を拒否するのではなく、可能な範囲で問題の性質も説明しながら回答するように努める。
- (4) 利益相反アドバイザーの回答は、できる限り詳細に、わかりやすく、丁寧なものとする。
- (5) 利益相反アドバイザーの回答は、迅速に、できれば相談の翌日に、相談者に追加情報の提供を求めた場合でも、それが到達した翌日には回答するように努める。

3. 本編について

本編の構成は、「はじめに」でも触れたように、執筆者においてそれまで利益相反アドバイザーとして長年にわたり大学の内外から相談を受けてきた経験を活かして、あくまでも仮想事例としてできるだけ数多くの事例を掲げ、それぞれについて「キーワード」を掲載するとともに、それらへの回答の考え方の一つの例示として「対応例」を提示することとした。具体的な事例について、それらへのいくつものあり得る考え方を示すだけでは、なかなか問題の核心を把握することは困難であると考えられるため、回答例の一つを敢えて「対応例」として掲げたものである。ただし、具体的に生起する利益相反問題は、個別の事案ごとに内容が異なっているので、実際の問題に対応して具体的な解決案を提示するのは、利益相反アドバイザーの職責である。以下の事例ごとに掲載した対応例は、その解決案を導き出すための参考としていただきたい。

各大学において、具体的な利益相反問題に接して、本書を参考として解決案を考えていただき、その際に、上記2. で示したような「利益相反アドバイザーの相談対応の在り方」を実践していただければ、各役員・教員や事務職員等から利益相反アドバイザーとしての信頼を得て、相談件数が大幅に増加し、大学にとって必要不可欠な存在となることが期待される。

【本編 仮想事例とその対応例】

I 共同研究・学術指導

【事例1】共同研究先への兼業

X 准教授が技術アドバイザーとして兼業している A 株式会社から、同社の製品についての共同研究の申込みがあった。利益相反問題についてどのように対応したらよいか。

【キーワード】共同研究、兼業

【対応例】

以下の点について留意する。

1. 企業と共同研究を行う場合、当該企業と共同研究を行うことについて合理的な理由を説明できなければならない。一般に特定の企業と共同研究を行うことは便宜供与と解される。通常はあまり問題にならないが、複数の企業からの共同研究の申込みの中で特定の1社のみを選んで共同研究を行ったり、共同研究相手先と利害関係がある場合は、第三者から疑念を抱かれる可能性もあり得るので、当該企業との共同研究の正当性を説明できるようにしておくこと。
2. 共同研究相手先企業に利害関係のある教員は、当該企業と大学との契約に関わらないこと（契約の決裁や共同研究を決定する会議の審議から外れること）。
3. 知的財産権が生じた場合、①大学の本務としての研究活動、②兼業、③共同研究のどこで行った業務によるものなのか証明できるように、毎日ラボノートに記載して業務を峻別するようにすること。
4. 兼業は（本務ではなく）私的活動であるので、大学内の施設設備を使用して業務を行わないこと（特に同時に共同研究を行っているとは混同が生じやすくなるので注意すること）。
5. 共同研究に学生を関与させようとする場合については十分説明をし、学生が納得をした場合に関与させるようにすること。
6. 研究成果発表の際は、各学術誌の規定に従い利害関係を開示して透明性を図ること。
7. 利益相反自己申告書の提出が必要なケースかどうか確認して必要な措置を取ること。

【事例2】納品の可能性のある企業との共同研究・学術指導

X 教授の研究テーマは IT 関係で、大学の IT システムの企画運用も担当している。IT 関連機器を製造している株式会社 A が、X 教授に共同研究又は学術指導を申し込んできた。一方、株式会社 A の製品を、将来的に大学が採用する可能性があり、金額も大きい。すなわち、今後の調達において、同社の製品を使った応札があり得る。このような場合、利益相

反を含めて何か問題が発生するだろうか。このような企業との共同研究又は学術指導が可能となるのだろうか。

なお、ITの課題について情報交換をするような機会を作りたいというのが株式会社Aの要望である。X教授も、業界全体での製品開発動向などの情報提供受けるという意味では有意義であると考えている。

【キーワード】 納品予定、共同研究、契約、調達、仕様書、研究会

【対応例】

1. 「今後の調達において、その製品を使った応札があり得る。」とあるが、これが指名競争入札などではなく、希望者が誰でも入札できる一般競争入札であれば、調達先の公平性が一定程度担保されることになり、利益相反問題も大方は回避できるといえる。
2. ただし、一般競争入札の場合であっても仕様書をX教授が作成するといった場合、仮にX教授が応札企業と共同研究等を実施しているときは、外部から見た場合に当該相手方企業に有利になるような仕様書を作成したのではないかという疑念を持たれるおそれがあり、基本的には仕様書作成を別の者に依頼するなどの必要がある。いずれにしても、X教授が企業と共同研究等を行う場合は、当該相手方企業はX教授の利害関係者になるので、当該利害関係先企業が大学のITシステム導入時に応札する場合には、X教授はその契約関係の過程に関与することは避ける必要がある。
3. 元来、産学連携を行えば必ずと言っていいほど利益相反は生じる。大学の資源は限られているので、A社と共同研究をやっているのに、B社とやらないということ自体、A社に対する便宜供与と解釈される。今回は特に、相手先企業が応札する予定があるということなので、持ち込まれている共同研究等の研究テーマについて、X教授が自身の研究テーマとしてぜひやりたいというテーマであり、かつ、相手方企業として当該企業を選択することに合理性があるといえるかどうか、という点については十分説明できるようにしておくべきである。
4. 特定の企業と利害関係を持つときは、実際にはその相手先企業に有利になるような行為を行っているつもりはなくても、そのように見える外観だけで問題となり得るので、民間企業と共同研究等を行うときは、基本的には次の点に留意をする必要がある。
 - (1) 研究契約のテーマが教員の本務として関心の高いテーマであることを説明できること。
 - (2) 当該研究契約先の企業とさらに物品購入等の契約を行うときには当該契約の過程には関与しない。
 - (3) 共同研究先企業と物品購入等の契約を行う場合は、一般競争入札が推奨される。また、X教授自身の研究テーマに関連して、IT関連企業との間で情報交換を行いたい、というのが目的であるのならば、共同研究や学術指導のように原則として企業側からの研

究資金の受入れを前提とする方式ではなく、情報交換を目的とする特定テーマの研究会の設定などの方法がふさわしいのではないかと考える。そして、この研究会を参加自由とし、基本的に他企業も加わるようなオープンなものとしておけば、金銭のやり取りもなく、また、開かれた研究会であるので、後々の相手方企業との間の契約の問題が起きた際にも、利益相反についてもあまり問題とならない。

なお、導入予定のシステムの仕様書策定について X 教授以外に作成することができず、どうしても X 教授が作成しなければならないというような特別な事情があるのであれば、入札する可能性のある企業とは金銭的な関係はもたないほうが良いと考える。また、金銭的な関係がなくとも、入札情報は一切漏らさないようにし、一般競争入札にするという対応をとることで公正性を確保するということになる。

【事例 3】共同研究における企業提供物の目的外使用

X 教授はウェブ調査会社（A 社）と共同研究を実施中であり、A 社からウェブ調査を一定量無償で使用できる利用権（以下「システム利用権」という。）の提供を受けている。当該共同研究の目的は、ウェブ調査における問題点の抽出と改良である。

Y 准教授は、別のメーカー（B 社）と、B 社製品の利用者に対するアンケート調査を実施する共同研究を計画中で、A 社から提供されているシステム利用権を無償使用したいと考えている。X 教授及び A 社は、実施中の共同研究に当該アンケート調査の結果を利用させてもらうことを条件に、Y 准教授らの無償利用に同意している。

A 社は大学に対しシステム利用権を提供し、大学は、B 社との共同研究において無償で当該システム利用権を提供するという構図になっている。A 社から B 社に直接システム利用権を提供する契約は締結せず、大学が提供するシステム利用権として無償で共同研究に用いる予定である（契約書中で研究目的外利用は禁じる。）。問題はないだろうか。

【キーワード】共同研究、目的外使用、企業提供物

【対応例】

本件は A 社と B 社の会社間の合意が得られるかどうかという点が最も問題になる。理由は以下のとおり。

そもそもウェブ調査システムの利用（＝システム利用権）の料金は B 社との共同研究（B 社製品利用者のアンケート調査）においては同社が負担すべきものである。これを無償で別企業の調査システムを使用することと引き換えに別企業のための共同研究に当該アンケート調査結果のデータを利用させるということに関しては、実際に調査を実施する B 社が了解するかどうかという問題がある。また、アンケート調査を実施する際には、個人情報を取得する場合は無論のこと、個人情報を取得しない場合であっても、アンケート結果の取扱い

や公開方法（結果はウェブサイトで公開するなど）について説明して了解の上で回答してもらうことが求められ、さらに当該結果を別の目的で利用しようとする場合にはその旨を事前に回答者に説明する必要も出てくる。

したがって、「A社からB社に直接システム利用権を提供する契約は締結せず、大学が提供するシステム利用権として無償で共同研究に用いる予定である（契約書中で研究目的外利用は禁じる。）。」という対処では事実関係と齟齬を来すことになり、大学として行うべきことではないといわざるを得ない。B社には「大学が提供するシステム利用権」などと説明するのではなく、事実関係を明確に説明し、大学を交えて両社との間の協議により契約形態を決定すべきものとする。

【事例4】 学術指導契約における論文の利用

学術指導先の株式会社Aが新規に開発したワークショップ（有料サービス）案がある。このワークショップ内容は、教員と株式会社Aの社員が連名で学術論文化した研究論文の結果に基づいて開発されている。大学側の当該論文の共著者はこのような使用については了解している。また、著作権を持つのは学会であるが、学会には別途問い合わせをする予定である。民間企業の営利活動の中で共著の研究結果を用いたいという今回のケースは、大学として問題ないだろうか。

【キーワード】 学術指導、論文、研究成果、大学の名称使用、広告、宣伝

【対応例】

学術指導契約と共同研究契約との相違は、主に知的財産権が生じる可能性の程度にある。すなわち、共同研究契約は新しい研究への取組ということから、新規に発明やノウハウが生じやすいのだが、学術指導契約の場合は、教員が持つ既存の知識を提供しながら指導するため、知的財産が生じにくく、このため、契約書も知財が生じた場合のことを考慮して複雑にする必要がなく比較的簡便に契約を締結することができる。

通常、研究契約で生じた知財（発明、ノウハウ等）は、企業との間で使用契約が締結され、使用料を大学に納める。しかし、今回は学術指導契約であり、生じた知的財産は論文として公表され、誰もが使用できる状況になっており、ノウハウとして秘匿して当該企業に使用させるという状況ではないと考える。

上述の理解が正しければ、大学と株式会社Aとの間で知的財産権の使用契約は不要であるので、問題は、同社との学術指導契約に基づく研究成果の広告・宣伝における大学の名称使用の問題になる。正確な事実関係を記載の上、リリースをすることが肝要である。すなわち、大学と株式会社Aがなぜ共著で論文を発表するのかということや、その背後関係は、機関同士の学術指導契約によるものであるということを確認して公表すべきである。

【事例5】特別共同研究事業における相手方企業からの教員採用

現在契約を進めている特別共同研究事業において、当該特別共同研究事業の相手先である株式会社 A の社員 X 氏を常勤の教授として採用する予定である。特別共同研究事業の資金提供先から大学教授として採用することや採用後の扱いについて、利益相反マネジメント上の問題が生じないだろうか。

なお、X 氏が採用後も現職の継続を希望する場合は、クロスアポイントメントにより大学教授（予定）と兼務させる案が出ている。

【キーワード】 特別共同研究事業、寄附講座、教員、採用、クロスアポイントメント

【対応例】

寄附講座の場合も同様であるが、特別共同研究事業において、資金提供側の企業等関係者が当該事業の教員になれないという規定はなく、可能である。特別共同研究事業において、資金提供側の企業等関係者が当該事業の教員になる場合は、大学との関係においては、当該教員は潜在的利益相反の状況にあるといえる。つまり、直ちに利益相反が顕在化しているとか、そのような教員を受け入れることができないとかいうのではなく、当該教員の講義の内容や研究の内容、運営の仕方によっては、将来利益相反の状況に陥るおそれがあるという状況である。

国立大学法人経営ハンドブックに、寄附講座に関して次のような記載があるが、寄附講座と共同研究の特徴を併せ持つ特別共同研究事業も同様のことが言える。

「企業等の関与度の強い形態であるため、研究内容が特定の企業に有利あるいは利益に貢献する可能性が高く、研究活動におけるモラル等が厳しく問われることが多いことに留意する必要がある²。」

ただし、寄附講座等で原則として出資元の研究者を教員として充てることはできないとしている国立大学もある。

結論としては、繰り返しになるが、企業と大学の癒着について疑念が持たれないように国立大学として偏倚のない共同研究の内容等になるよう、受入れにあたって定められた会議で審議・決定し、また今後も通常の大学の共同研究と同様の公正な運営をし、特定の企業に有利になるような偏った運用はしないよう十分注意するということが重要である。資金提供元の社員が大学教授に就任することは、その資格が十分あって、当該共同研究に必要不可

² 独立行政法人国立大学財務・経営センター：国立大学法人経営ハンドブック第3集、第10章 大学への寄付金・募金（2008.3）10-24
https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/pub_zam/information_provision/n000e002.html

欠であると採用の審査で判断されるのであれば、必ずしも禁止されるものではない。

なお、クロスアポイントメント制度については、企業の人が大学教員に就任する場合は、当事者のキャリア形成上のメリットが最も大きいといえる。利益相反上の懸念としては、長年企業に在籍して経験を積んできた実務者の場合、みなし公務員としての倫理観に慣れるのが難しい場合が多く、企業との関係で対応が緩くなり、倫理上の問題が起こり得る可能性がないとは言えない。また、クロスアポイントメント制度で最も大きな問題は知的財産権の問題である。クロスアポイントメントと特別共同研究事業を同時並行で実施すると、当該者の研究業務がクロスアポイントメントによって企業側でなされたものなのか、特別共同研究事業の中で大学側の教員としての業務としてなされたものなのか、関係が複雑になり不明瞭となるので、重要なことは、企業・大学のどちらの業務で行った研究なのかを日頃からラボノートに記録して峻別するということにつきる。

Ⅱ 兼業

【事例 6】特別共同研究事業における相手方企業からの採用教員の兼業

特別共同研究事業を進めているところだが、資金提供側の A 株式会社の X 氏を大学に教員として採用し、かつ、採用後も引き続き企業側の CEO に就任し続けることは可能か。利益相反上の問題点はあるか。なお、A 株式会社は大学発ベンチャーで、CEO の X 氏が大学の研究員だった時の研究成果が当該ベンチャー起業の際に関係している。

【キーワード】特別共同研究事業、寄附講座、兼業

【対応例】

寄附講座の場合も同様だが、特別共同研究事業において、資金提供側の企業等関係者が当該講座の教員になれないという規定はなく、可能である（詳しくは上記【事例 5】参照）。

ただし、CEO の場合、兼業が認められるかどうかは兼業審査委員会の審査を経るなどの手続が必要とされる大学が多い。

結論としては、企業と大学の癒着について疑念が持たれないように国立大学として偏倚のない共同研究の内容等になるよう、受入れにあたって定められた会議で審議・決定し、またその後も通常の大学の共同研究と同様の公正な運営をし、企業に有利になるような偏った運用はしないよう十分注意するということが重要である。資金提供元の CEO が大学教員に就任することは、その資格が十分あって、当該共同研究に必要な不可欠であると採用の審査で判断されるのであれば、必ずしも禁止されるものではないといえる。

【事例 7】共同研究における兼業

X 助教は現在実施中の株式会社 A との共同研究の一環として、業界調査を行いたいと考えている。そこで、株式会社 A において兼業を行っている学内の Y 教授に、兼業先の業務として業界調査を依頼したいと考えている。その際、利益相反に関して注意する点があるだろうか。

【キーワード】共同研究、委託、兼業

【対応例】

本件では、株式会社 A から提供されて大学で管理している共同研究費を使用して Y 教授に「業界調査の依頼」をしようとしている。この前提で検討すると、以下のとおりである。

大学教員が外注として業務を受けて金銭を受領するということは、兼業にあたる（金銭を受領しなくても兼業にあたるが）。この外注費を共同研究費から支払おうとしているという

ことから、この兼業は Y 教授の現在の株式会社 A への兼業事由とは異なる業務にあたるものと推測する。このため、Y 教授は別途業界調査に関する兼業届を大学に提出し、大学の承認を得ることが必要になる。ところが、大学の共同研究費を使用するので、大学が Y 教授に大学で実施する共同研究のための兼業依頼状を出すという手続になる。大学が自分で依頼状を出して自分で承認するなどということはかつて聞いたことがない。大学に所属する教員が所属大学のために行う自分の専門分野に係る業務は、私的な利益を得る兼業ではなく、本務とすべきものである。このような場合、次のような二つの方法が考えられる。

1. Y 教授に当該共同研究の分担者になってもらい、業界調査については分担者 (Y 教授) が直接共同研究費を使用して行う。この場合、共同研究費は調査に必要な経費に支出することはできるが、謝金を支出することはできない。大学が契約した共同研究を実施する大学の研究者は本務として実施することになるためである。
2. 企業が直接 Y 教授に別途業界調査に関する兼業依頼を行い、当該兼業について大学の承認が得られた場合、その兼業による成果物を株式会社 A から X 助教に提供して共同研究を実施する。この場合、Y 教授に謝金を支出することは可能だろうが、その費用は共同研究費とは別に株式会社 A が負担することになる。ただし、当該業界調査のレポートの著作権等の知財権については X 助教との共同研究において使用できるように株式会社 A と Y 教授との間で契約をしておく必要がある。

【事例 8】委託研究元への審査委員の就任

X 教授に対して、国立研究開発法人 A の安全委員会の専門委員に係る兼業依頼が来た。業務内容は、国立研究開発法人 A の安全研究に関する事項についての討議である。会議は年間 3 回程度実施され、報酬も支払われる。

一方、X 教授が研究代表者を務めるプロジェクトに国立研究開発法人 A から多額の外部資金 (受託研究費) が配分されている。利益相反の観点から注意すべき点があるか。

【キーワード】 審査、兼業、安全、委託研究、受託研究、専門委員

【対応例】

当該案件は、もともとは国立研究開発法人 A の側の問題なのであるが、客観的観点からみて回答する。

本件の利益相反問題のポイントは、X 教授が国立研究開発法人 A から多額の委託研究費を受領して委託研究の研究責任者となっていることから、安全委員会専門委員に就任した場合、国立研究開発法人 A の安全研究に関する事項についての審議において、外部の第三者から見た場合に、実態は別として、国立研究開発法人 A 側に付度して国立研究開発法人 A 側の期待する方向に沿った意見を出し、公正・公平性を欠くおそれがないか、あるいは、

当該委託研究にとって将来的に有利に運ぶような発言をすることはないか、ということである。

しかし、以下の点から、国立研究開発法人 A から依頼辞退の申出がない限り、最終的には本件兼業を認めて差し支えないと判断する。

1. 当該安全委員会の審議対象である民間企業等から資金提供を受けているというわけではなく、研究費も兼業報酬も国立研究開発法人 A という公共的機関からの資金提供ということであり、営利企業からの資金提供よりも問題が小さいといえる。(ただし、安全委員会の審議対象の民間企業等から資金提供等を受けている場合はその審議には出席しないなどの措置が必要と考える。)
2. 当該委託研究の研究契約先と兼業の依頼先は別部署であり、その面から利害関係がさらに薄いと言える。

【事例 9】大学の契約先企業の関連団体への兼業

X 講師宛てに一般財団法人 A の理事就任の兼業依頼が来た。一般財団法人ではあるが、基本財産は B 株式会社から全額拠出されており、一般財団法人 A と B 株式会社の役員に同一人物が多い。大学は B 株式会社が販売しているサービスについて包括的な委託契約（大学との直接的な金銭の授受はなく、利益は大学以外から得る。）を締結しており、X 講師も B 株式会社の提供するサービスを利用している。利益相反上の問題はるか。

【キーワード】 契約、委託、理事、兼業

【対応例】

本件は、以下の理由により、利益相反マネジメントの観点からは、X 講師の一般財団法人 A の理事就任を認めて差し支えないと判断する。

まず、一般財団法人 A の基本財産の拠出元である B 株式会社と大学との間には委託契約があるものの、委託業者の選定は財務部が行うものであって、契約締結以前から X 講師が B 株式会社のサービスを利用していることを参照した可能性はあるが、X 講師が直接当該委託契約の意思決定には関与してはいないと考えられる。また、委託契約自体は、大学が B 株式会社に何らかの対価を支払う契約ではないので、当該包括契約によって大学に金銭的な損害を与える可能性もないと考えられる。

X 講師は B 株式会社を利用しているが、理事就任を依頼されている一般財団法人 A は非営利型の財団であって、B 株式会社とは別組織であり、「本会社との独立性を確保して事業運営を行う」旨明記されている。また、X 講師には報酬もない。むしろ、X 講師がサービスを受ける側の立場に立って財団の理事として意見を述べた場合、大学が利用する B 株式会社の利用の便もよくなる可能性もあり、大学にもメリットになる可能性すらある。

利益相反マネジメント上留意すべき点としては、大学と B 株式会社との間の契約の終了後、再度委託契約先企業を選定するときに、仮にその時に引き続き X 講師が一般財団法人 A の理事に就任している場合には、同社と密接な関係のある財団の理事ということで、契約の意思決定に関与しないようにすることである。

【事例 10】教員の再就職先への兼業

今年度末で退職予定の X 准教授が、退職後、A 株式会社（開発研究を主とした企業）に就職予定である。今年度中の A 株式会社との兼業（リサーチアドバイザー）について問題ないだろうか。兼業の内容は、A 株式会社における研究開発への従事とみなせるものである。なお、A 株式会社とは大学が関与する共同研究等の契約は締結していない。

【キーワード】再就職、兼業、退職

【対応例】

利益相反に関しては、兼業先と大学との間に特に契約関係がなく、また、近くその見込みもないのであれば、兼業先との利害関係がないものとして、兼業に特に問題はない。

なお、退職後就職をすることが約束されているので、例えば、大学在職期間中に A 株式会社に発注したり、その他共同研究契約等を締結するようなことがあると、利益相反が疑われるので、やむを得ない状況からそのようなことが生じるようなことがあれば、また、事前に利益相反アドバイザーに相談をして利益相反マネジメントを行う必要がある。

また、責務相反に関しては、勤務態様が比較的無理のない範囲内であり、兼業の内容もリサーチアドバイザーとしての助言等であるので、本務への負担も軽微なものと推測され、兼業に特に問題はない。

なお、国家公務員法 106 条の 23 において、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合の届出義務について規定されており、独立行政法人通則法 54 条ではこれを役員又は役員であった者について準用する旨定められている。このため、当該者が国立大学法人の役員である場合には届出の義務があるほか、大学によっては職員も含めて届け出義務を課している場合も多いので注意が必要である。

【事例 11】産学連携部門の教員の兼業

X 教授は大学の産学連携部署で大学発ベンチャーの支援や知財業務等に携わっている。一方、X 教授は弁理士の資格に基づく兼業が承認されており、個人事業主として活動している。大学発ベンチャー又は大学発ベンチャーに認定される可能性がある企業に対して個人事業として知財業務等の兼業業務を行ってもよいだろうか。

【キーワード】 弁理士、兼業、知的財産、産学連携、教員

【対応例】

結論から述べると、「大学発ベンチャー又は大学発ベンチャーに認定される可能性がある企業に対して個人事業として知財業務等の兼業業務」を行うことについては、回避すべき典型的な利益相反状況に陥ることとなるので、実施しないよう助言する。理由は以下のとおりである。

1. 大学の産学連携部署において同部署所属の教職員が大学発ベンチャー又は大学発ベンチャーに認定される可能性がある企業に対して、技術や知財のコンサルティング、特許出願などの業務を行うことは、大学の本務として行うべきであり、仮に当該業務を兼業先の個人事業として行い、個人的な利益を得ることになるとすれば、第三者から見れば（実際にはそうでなくとも）大学本務に誠意を尽くして取り組まず、私的利益を得るために個人事業に誘導しているという外観を呈することになる。
2. 利益相反マネジメントにおいては職務の責任に応じた取扱いを行うのが一般的である。すなわち、大学の職員等の中でも、特に大学の意思決定に参画し得る立場の者や産学官のリエゾン活動を職務としている者については、他の通常の職務に従事している職員等に比較して、利益相反に関して重い責任を負っているといえる。したがって、利益相反に関する対処方法を検討するに際しても、他の一般の職員等であれば問題のないような事柄でも、これらの職員等については、場合によっては、利益相反関係の解消を求めることがあり得ることになる（例えば、株式の譲渡や、兼業先の役員辞任等）。

例えば産学連携部門で職員の給与の計算のみを職務としているアルバイトの職員が弁理士であって、大学発ベンチャーの知財のコンサルティングを行うということは、あるいはケースによってはやむを得ない事情があつて許容されることがあるかもしれない。しかし、X 教授の大学における業務は、産学連携、知財支援、起業支援などであり、まさに一部においては弁理士業務とも共通し、かつ、大学の産学連携部署の教授として大学発ベンチャーに対する発言権も大きいことを考慮すれば、このような立場の職員の兼業先への業務誘導は利益相反マネジメントの観点から問題があると言わざるを得ない。

【事例 1 2】 意思決定権者の兼業

大学の X 理事から、株式会社 A の社外取締役の非常勤役員兼業申請があつた。多くの大学では教員が学習塾の講師に就くことは禁止しているが、株式会社 A の子会社には幼稚園児から高校生を対象とした学習塾を運営する企業が含まれている。株式会社 A は持株会社であり、また、社外取締役は外部の視点により企業経営のチェック機能を果たすことを目的としているため、学習塾を運営する企業の経営に直接関与するとは言い切れないが、大学の

理事がグループ会社に学習塾を持つ企業の役員になることは、業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないと言い切れないのではないかと懸念がある。

【キーワード】 理事、意思決定権者、教育産業、学習塾、社外取締役、兼業

【対応例】

株式会社 A の子会社は小学生～高校生の学習塾や受験用参考図書の販売を含む教育事業と、もう一つ別の分野の事業の二つの事業を中心とした事業を行っている。国立大学法人の役職員が特定の大学受験塾等を経営する企業に兼業することは、大学と当該企業との間に特別な関係があるという憶測を招き、大学入学者選抜が何らかの形で公正に行われていないのではないかと、といった疑念を世間に与えるおそれがある。特に、小学校～高等学校までの附属学校を有する国立大学法人は、小学生以上の教育事業を展開する株式会社 A とは、より一層大学と密接なかわりがあるような外観を呈することになる。

一般に利益相反マネジメントにおいては、外見を重視する。実際に人々がどのように受け止めどのように考えたかを立証することは極めて困難である。このため、利益相反マネジメントにおいてはいわゆる外見的利益相反状況が生じた時点でマネジメントすべきものとされている。このような観点からいえば、一般的には、大学役職員が特定の大学受験塾を含む教育産業を展開する企業の役員に就任することは、国立大学法人法で規定されている事業の公共性及び大学入試選抜事業の公正な運営の観点から疑念が生じ得るといわざるを得ない。

また、意思決定権限を有する役員に利益相反が生じた場合、一般の職員よりも影響が広範囲に及ぶため、利益相反マネジメントは一般職員よりも厳格になされるのが一般的である。

以上の懸念を持ちながらも、今回のケースを具体的に検討した場合には、X 理事が就任を予定しているのは、株式会社 A というグループの持株会社の社外取締役である。すなわち、学習塾の運営という点では間接的な関与であり、また、社外取締役の役割は会社を支配する立場になく、かつ会社の業務の執行に携わることもない、会社から独立して経営を監督する立場にある。このことから、今回のケースについて容認したとしても、利益相反マネジメントの観点から、大学や大学の役職員の信用を毀損する直接的かつ具体的な危険性があるとはいえないものと思われる。ただし、仮に外部取締役に就任する場合は、少なくとも以下の条件を満たすことが必要であると考えられる。

【条件】

1. 社外取締役として学習塾の経営や受験参考書などについての助言・監督等は一切行わず、X 理事の専門分野に限定した助言・監督等の業務を行うこと。
2. X 社外取締役について株式会社 A のパンフレットやウェブサイトで紹介する場合には、必ず上記 1. の X 社外取締役の役割を明記して世間の疑念に対する説明責任を果たすこと。

【事例 1 3】 教員への謝金の支払

文部科学省から大学拠点事業実施経費を運営費交付金として配分されている。この財源で、大学の教員が当該拠点事業に関する年次報告会で講演を実施して講演謝金を支出する場合、利益相反上問題となるのだろうか。

【キーワード】 教員、謝金、運営費交付金、兼業

【対応例】

本件は国立大学からの申請に基づき、文部科学大臣の認定した事業であるので、まさに大学そのものが実施する事業であり、「当該拠点事業に関する年次報告会で講演を実施」という事業も大学の行う当該拠点事業の一環として捉えるべきものである。したがって、大学の教員の「本務（職務）」として行われるべきものであって、謝金を支払うような合理的な理由が不明である。

大学が当該大学所属の教員に給与とは別に謝金等を支払うような状況というのは、例えば、教員の行う業務が当該教員の職務外であり、かつ、その業務を委託することのできる適当な企業等がなく、当該教員の資質や能力を活用しなければその業務を遂行できないような特別な事情の存在する場合であり、そのときは、合理的な理由の説明とともに業務委託契約書の締結等をして承認を受ける必要がある。

今回の案件は、上述のように、本務（職務）として取り扱うべきものと判断される。

【事例 1 4】 職員への委託業務の支払

URA の X 職員が大学に採用される以前から現在に至るまで個人事業としてデザイン事務所（以下「S 事務所」という。）を経営している。大学に採用後、S 事務所の業務として大学の文部科学省拠点事業経費（運営費交付金）からデザイン料を支払っていることがわかった。支払の対象は、当該事業で共同研究を行っている B 大学の研究員 Y 氏の論文のデザイン料である。すなわち、Y 氏が自身の論文発表に必要な図の作成を X 職員が経営する S 事務所に発注し、納品され、論文掲載まで完了しているとのことである。そもそも大学の兼業規程によれば当該個人事業は認められないのだが、利益相反上の懸念もあるので相談した。

X 職員は次のように説明している。「職務内に作業をすると著作権は大学に帰属するので、週末や夜間に自分の事務所の仕事として請け負った。著作権を Y 氏に譲渡している。さらに、Z 客員教授に別件でデザインを頼まれているのだが、そちらも著作権の関係で同じ自分の事務所にきた依頼として、週末などに作成業務をしている。したがって、この二つは大学の URA として受けた仕事ではなく、デザイン事務所の仕事として受けた仕事になるので料

金は発生する。いずれも学内の URA としての業務とは全く別の業務であり、あくまでも勤務時間外に行っている。また、Y 氏も Z 客員教授も X 職員にではなく、S 事務所宛てに仕事を依頼された。」

【キーワード】 職員、支払、兼業、個人事業、本務

【対応例】

1. 当該「文部科学省拠点事業経費（運営費交付金）」で支払えるのは、「共同研究・共同利用」の施設利用に伴う経費であって、個人の論文の図のデザインに係る経費を支払うことは想定していないものと思われる。Y 氏が B 大学の所属の研究者なのであれば、通常は、B 大学で当該研究者へ配分された経費か若しくは私費で支払うべきものである。
2. X 氏の大学における職務は、論文や研究成果発信のためにわかりやすいイラストや図、文章を書くといったものである。URA としての職務が上記のものであり、かつ、仮に、大学において、共同研究・共同利用の相手方の論文の図のデザインの支援もするという職務命令が出ているとするならば、本来は今回の「論文の図のデザイン」の業務は大学の本務として取り扱うべきものであって、勤務時間内に行い、デザイン業務に対する別途の支払は認められないということになる。
3. X 氏が個人的に（自らが経営するデザイン事務所として）論文作成に協力したということであれば、当該図の著作権は、論文の作成者の一人として、基本的には個人に帰属し、かつ、大学は、そのデザイン料の支払の責任がないことになる。
4. 「Z 客員教授に別件でデザインを頼まれている」という件についても同様の取扱いとなることに注意して欲しい。Z 客員教授が、大学所属の教員（客員教授（非常勤講師））としての業務を依頼したのであれば、それは X 氏の本務となり、X 氏の所属事務所に対するデザイン料支払の問題は起きないことになる。仮に、Z 客員教授が、個人的に X 氏にデザインを依頼したのであれば、その費用は Z 客員教授が私的に支払うべきものである（ただし、X 氏には下記 6. に記載の兼業が認められないという問題がある。）。
5. 今回の件については、論文が Y 氏の単著で大学の教員は関与していないということであり、かつ、論文作成自体はそもそも Y 氏の私的な活動と解釈され、かつ、X 氏はすでに勤務時間外にデザインをしてしまったという状況なので、上記 1. に記載の対応を取ることが現実的と言える。今後もし同様の事態が生じた場合には、職務命令と照らし合わせて本務として取り扱うべきだろう。
6. 「そもそも大学の兼業規程によれば当該個人事業は認められない」というのは同感である。仮に Y 氏の兼業が認められるとすれば研究成果活用兼業になると考えるが、当該制度の趣旨からいえばそれを認めるのは困難であるといえる。理由は、これが認められるとすれば、すでに他企業等で働いている一般の人がだれでも「研究成果活用兼業」として営利企業の役員等兼業をできることとなり、大学にすでに在籍している教員の兼業規

制と比較して著しく均衡を欠くことになるからである。

【事例 15】教員の CM 出演における一般論の説明

A 株式会社の機能性表示食品の CM において、商品とは無関係に、疾病症状の一般的な根本原因（一般論）について説明して欲しいと、X 准教授のところに数分の VTR 出演依頼がきた。こうした依頼を大学教員として引き受けてよいのだろうか。

【キーワード】CM、商品、広告、宣伝、コメント、一般論、機能性表示食品、兼業

【対応例】

国立大学法人では、一般に、営利企業の兼業においても公益的な事業に限定されており、今回のように「商品とは無関係に」「疾病症状の一般的な根本原因（一般論）」の話をするとしても、目的は A 株式会社の機能性表示食品の販売促進のためであり、その販促の一環として撮影される VTR の出演はそもそも認められないと解釈される。

Ⅲ 大学発ベンチャー

【事例 16】教員による大学発ベンチャーの株式等保有

X 教授が、大学の研究成果を移転した大学発ベンチャーA 株式会社に出資（株式等の取得）をしたいと考えている。もし出資をしたら利益相反問題が生じるのだろうか。

【キーワード】 株式、出資、研究成果、代表、兼業、大学発ベンチャー、潜在的利益相反

【対応例】

X 教授が代表者として立ち上げたベンチャーA 株式会社に対して、X 教授又は他の教員が出資するということは、それ自体で利益相反問題が起こるわけではない。利益相反の状況というのは、金銭をはじめとする利害関係によって、職業上、倫理上などの義務を果たす能力が損なわれる（ように見える）状況を指すのであって、本事例の場合、大学発ベンチャーの株式等の取得によって、大学における職務に何らかの影響を及ぼすような状況になった場合に大学における利益相反問題が生じる状況となる。つまり、単に株式等を保有している状態は潜在的利益相反（potential conflict of interest）の状態であるといえる。

例えば、X 教授が株式を保有する一方で、A 株式会社が、大学と共同研究を行おうとしたり、A 株式会社に対して大学から発注をしたりするという場合に、利益相反問題が起こってくる。

具体的には、大学が大学発ベンチャーと共同研究を行った場合には、研究成果にバイアスがかかる可能性があったり、大学が大学発ベンチャーから物品購入をした場合、相手先企業の選択において契約の公正性が欠け（るように見え）たりする可能性がある。このような場合に、利益相反問題をマネジメントしながら進めるのであれば、こうしたベンチャーに対する出資を教員が行うこと自体が直ちに否定されるわけではない。

なお、利益相反ポリシーを制定している大学では、教職員が関係企業の株式等を保有している場合、定期的に又は大学が関係する研究を実施したりする前に大学に保有情報を報告する義務を課している場合が多く、規定に該当する場合には審査を受けるようになっている。また、臨床研究の場合は臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）に注意する必要がある。

【事例 17】大学と大学発ベンチャーとの共同研究契約

X 准教授の研究成果をもとに、X 准教授が大学発ベンチャー株式会社 A を設立し、かつ X 准教授が株式会社 A の代表取締役就任した場合、X 准教授と株式会社 A が共同研究を行うことは可能か。また、大学と大学発ベンチャーとの間で同一人物が共同研究を行うことは可能だろうか。

【キーワード】 共同研究、代表、兼業、大学発ベンチャー

【対応例】

大学の資源は限られているので、共同研究を希望する全ての企業との共同研究契約を締結することはできない。このため、相手方の選定にあたっては合理的な理由が存在する必要がある。つまり、本件の場合、大学発ベンチャーと共同研究をしなければ大学の研究成果が産業界に還元できなくなるといったようなやむを得ない事情が存在することについて説明できなければならない。仮に、株式会社 A と同社に関わりのある大学との共同研究を認めるとしても、X 准教授がその双方に関係している場合は、利益相反マネジメントの観点から、学外から疑念を持たれることのないよう留意する必要がある。

すなわち、X 准教授が株式会社 A を設立し、株式会社 A の取締役あるいは代表取締役に就任している場合などであって、株式会社 A と大学との間で、X 准教授を研究担当者として共同研究契約を締結しようとする場合には、以下の措置を取る必要がある。

1. 運営会議や教員会議等で当該共同研究の受入れの審議を行う場合には、X 准教授を関与させないこと。
2. 共同研究契約の締結の決裁など契約の意思決定過程に X 准教授を関与させないこと。
3. X 准教授が株式会社 A の代表者を兼ねている場合は、大学との契約上、株式会社 A は複数代表制などの措置を取ることが望ましい。また、責務相反の観点から言えば、重要な業務については本務である大学側で行うのが通常であることから、X 准教授は大学側の研究担当者として共同研究を行うこと。
4. 発明等の知財を生じた場合、大学と株式会社 A のどちらに権利があるかなどの問題が生じないように、契約時点で双方の役割分担を明確にしておく。（通常の兼業を行う場合であっても、教員には大学としての活動と外部の私的活動（兼業）とを明確に区別して行動することが求められる。）

大学発ベンチャーの設立は、大学の研究成果を通じた社会貢献をより広範囲に実現していくためには必要なものであると考えられる。ただし、そのためには、株式会社 A は、単に営業活動を行うことに終始するのではなく、将来的には、資金を集めることにより、自前の研究施設・設備及び研究員・技術者を備えるよう努力していくことが求められる。もちろん、このような場合の選択肢の一つとして、ある段階で、株式会社 A そのものを既存の企業に売却することにより、技術移転を果たすということも考えることができる。

これらいずれの場合であっても、大学発ベンチャーを設立する意義は大学から産業界への技術移転を容易にすることであって、大学発ベンチャーを設立する際には、その意義を全うするよう努めなければならない。

なお、少なくともベンチャー側に自前の研究員がいて大学教員との間で共同研究の実態があることは必要であると考えられる。したがって、仮に、そのような実態がなく、株式会社 A 側にも研究者は X 准教授のみであるという場合は、そのような実態が一時的なもので、

契約後速やかに研究員が採用される予定であるなどの特別の事情がなければ、共同研究契約を認めることは困難である。

さらに、共同研究実施中には次の点に注意が必要である。

- ・ベンチャーの役員兼業などを行う場合、兼業は（本務ではなく）私的活動であり、大学内の施設設備を使用してベンチャーの業務を行ってはならない。（法令に基づく使用や研究成果活用事業のために施設使用を認めている場合は関連規定に基づいた契約を締結の上施設設備の使用を認める。しかしその場合であっても、大学の本務と兼業先の業務は峻別する。）
- ・知的財産権が生じた場合、大学とベンチャーのどちらで行った業務によるのか証明できるように毎日ラボノートに記載する。
- ・ベンチャーへの学生の関与（共同研究やアルバイトなど）については十分説明をし、学生が納得をした場合に関与させる。
- ・各大学のルールに応じた個人的な利益の開示等を行う。
- ・研究成果発表の際は、各学術誌の規定に従い利害関係を開示して透明性を図る。

【事例 18】大学と大学発ベンチャーとの物品購入契約

X 教授の研究成果をもとに、X 教授が大学発ベンチャー株式会社 A を設立し、かつ X 教授が株式会社 A の代表取締役役に就任した。X 教授が大学で研究を行うために、株式会社 A の製造する製品を購入することは可能か。その場合に、X 教授に利益相反が生じるか。

【キーワード】 物品購入、契約、代表、兼業、大学発ベンチャー

【対応例】

大学発ベンチャーの中心となる研究成果は X 教授の生み出したものであり、この研究成果に既存の企業が関心を持たない場合、成果を普及するために X 教授自らが起業し、代表取締役となって会社を経営するということが一つの選択肢である。この場合、大学における X 教授の研究が株式会社 A の中心的な事業の対象であることは当然であり、X 教授が株式会社 A の製品を購入してさらに改良等の研究を実施したいと考えることはあり得ることである。

大学の教員がベンチャーを設立し、当該ベンチャーの代表取締役役に就任している場合などであって、当該ベンチャーと大学との間で、その教員がベンチャーから物品購入や役務提供等の契約を締結しようとする場合には、以下の措置を取る必要がある。

1. 一般競争入札の方式が取れるのであれば、そうすることが最も望ましい。随意契約を行う場合はもちろん、購入金額が少額である場合でも、なぜほかの企業に発注しないで当該ベンチャーに発注するのかを対外的に説明できるように選定理由書を作成・保管しておく

ことが望ましい。なお、随契の場合に、JSTの委託研究事務処理説明書³にあるように製造原価又は仕入原価を用いて利益排除を行うのであれば、利益相反の疑念をある程度払拭することができる。

2. 特に随意契約の場合には、発注の仕様書の作成に関係教員を関与させたり、機種選定委員会委員、医薬品選定委員、技術評価委員等に関係教員を就任させたりしないこと。
3. 物品購入等の契約の締結の決裁に関係教員を関与させないこと。
4. 大学の教員が大学発ベンチャーの代表者を兼ねている場合は、大学との契約上、複数代表制などの措置を取ることが望ましい。

また、発注の場合には購入する物品等の個数や金額が研究の遂行に必要な合理的な範囲のものである必要がある。通常は教員個人に委任されている契約権限で処理できる場合であっても、会計の責任者から発注するといった対応も望ましい。

なお、仕様書作成については、特に先端技術を扱う大学においては、当該教員しか理解できず、他者が作成することが困難であることもある。こうしたときは、やむを得ない事情であるかどうか十分検討して教員の関与を決定する必要がある。

【事例19】大学発ベンチャーの複数代表制

X 講師は、自らの研究成果を移転した大学発ベンチャーの代表取締役役に就任している。大学と当該ベンチャーとの共同研究や物品納入の契約もあるため、二人代表制をとって、大学とベンチャーとの契約については大学とは無関係のY代表取締役が契約をしていた。先日Yが辞職したため、一時的に代表取締役がX教授一人になってしまった。早急にYの後任を決定するが、この間どのような対処が求められるだろうか。

【キーワード】 共同研究、物品購入、契約、代表、兼業、複数代表、大学発ベンチャー

【対応例】

大学の教員が、自身の研究成果を活用して起業し、その企業の代表取締役を兼業している場合において、大学と当該兼業先企業との、自身を研究代表者とする共同研究契約締結時、あるいは、物品購入契約締結時等には、大学側において契約の意思決定に当該教員が関与しないことは当然であるが、企業側においても複数代表制などの措置を取り、企業側にあっても契約に関わる決裁に自身が関与しないことが望ましい。

しかし、経営上の事情により、一時的に代表取締役が教員のみになる場合には、以下のよ

³ 国立研究開発法人科学技術振興機構イノベーション拠点推進部：研究成果展開事業共創の場形成支援 COI プログラム令和4年度加速支援令和4年度委託研究事務処理説明書補完版（2022.4.1、2022.4.6.1改定）pp.9-10

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_coikasoku_hokan_a.pdf

うに対応することが望ましい。

1. 経営上の事情により、複数代表取締役制を取ることが一時的に困難な場合には、複数となる代表取締役の選任までの間、他の取締役に契約権限を委任することが考えられる。この場合に、利益相反に関して世間の疑惑を招かないように、例えば、取締役会において代表取締役（当該兼業教員）以外の取締役に大学との契約に関して契約締結権限を委任する決議を行う、ということも一案としてあり得る。契約書等に表示される会社側の責任者名としては、取締役会で委任された兼業教員ではない役員名にて行うとともに、上記の方法を取った場合には、契約時に契約内容の決定とその締結権限を代表取締役（兼業教員）以外の取締役に与える旨を決議した取締役会議事録（該当部分のみで可）の写しを大学に提出することが考えられる。（取締役会の決議は必須というわけではなく、決議ではなく、単に代表取締役から取締役に権限が委任された場合には、委任状を提出という形でもよい。）本質的に重要なことは、代表取締役である兼業教員を、大学との契約締結過程で実質的な意思決定に関与させないようにすることである。
2. なお、大学側の契約手続に関しても、契約が共同研究や受託研究契約であるときは、その受入れを実質的に決定する部局での運営会議等での審議の際には、代表取締役を兼業している教員は退席する必要がある、また、契約が物品購入契約であるときは、仕様策定や技術審査、又は書類の決裁等への関与を回避する必要がある。

【事例 20】大学発ベンチャーへの教員からの発注

X 教授が代表を務める大学発ベンチャー株式会社 A に対し、X 教授と同じ研究科に所属する Y 准教授が業務委託を行い、業務に対して数十万円の科研費による支払が発生している（教員発注の範囲内）。株式会社 A の X 教授と、依頼を行った Y 准教授は所属研究室は異なっているが、この場合は支出について特に問題ないということでもよろしいか。

【キーワード】 発注、教員、大学発ベンチャー

【対応例】

本件は、大学発ベンチャーに関与している教員自身が当該ベンチャーに発注するわけではなく、当該ベンチャーとは無関係な同僚が発注するケースであり、また、金額も数十万円で、教員発注の範囲内であるため、利益相反については問題が小さいと言える。しかしながら、同じ大学の同じ研究科に所属する同僚が発注するという関係があり、かつ、原資も科研費という税金であり、全く利益相反問題がないというわけではない。念のため、Y 准教授には随意契約をした理由書（株式会社 A の選定理由書）を作成してもらい、それに基づき発注・支払を行ったという形態をとることによって、第三者から疑念を持たれた場合には合理的な理由を示して対応できるようにする方がよいと判断する。

【事例 2 1】学生発ベンチャーへの発注

X 教授の科研費による研究内容にプログラムの開発が含まれており、開発経費を予算として組み入れている。当該研究テーマにおけるプログラム開発は誰でもができるわけではなく、ある程度研究の専門的な内容を理解できる素養が必要となる。

1. X 教授の研究室に所属している学生 Y が起業している開発会社の株式会社 A に発注することは利益相反に該当するか。
2. 発注することに加えて、学生 Y を共著者とした場合は、利益相反に該当するか。「学生」としての業績にもしてあげたい。
3. 株式会社 A へ発注し、開発者 Y の研究業績となるようにしたいところだが、何かよい方法があるか。

【キーワード】 発注、学生、代表、論文、共著、大学発ベンチャー

【対応例】

以下、上記番号に対応した回答である。

1. 指導している学生が起業した企業への委託は、指導教員と学生という利害関係があることから、利益相反が生じているといえる。ただし、利益相反が生じていても、それを禁止してしまうと、かえって弊害の方が大きくなる場合もあるため、全面的に利益相反が生じないようにするという対応をとるのではなく、「マネジメントをする」という対応をとる。すなわち、今回のように利益相反状況を開示して適切な対応をとるということである。
2. 利益相反に該当する。営利企業は、売上げを上げるため、受託した業務について結果に良い業績が出るようなバイアスがかかる可能性があるためである。ただし、論文において共著者といい得るためには、まず、論文以前の研究において実質的な貢献があること、また、論文の作成においてその一部であっても実質的な関与があること（一部を執筆するか、あるいは、重要部分の校閲をすとかなど）が必要となる。このような論文作成に至る過程での実質的な貢献があるのであれば、それを踏まえて学生 Y を共著者とすることができる。その上で、学生 Y を共著者とすることは利益相反の状況にあるので、論文発表の際には、そのような利益相反について申告（Declaration of COI）をする必要があり、例えば、「Y は、本研究において〇〇のプログラム開発を委託した株式会社 A の代表取締役である。」といったようなことを文末などに記載することにより、利益相反の開示をすることが必要となる。

また、通常国立大学法人の契約は一般競争入札を行わなければならないが、随意契約を行うときは、株式会社 A と契約をしなければならないやむを得ない事情を説明する必要がある。利害関係があるので、他の企業の見積もりも取っておくとよいと考える。

3. 上述のとおり、学生 Y が共著者となることが禁止されているわけではない。なお、学生 Y の起業した株式会社 A に発注をするのではなく、学生個人が、科研費の研究分担者又は研究協力者となるというやり方でもよいのではないかと考える。そうすれば金銭の授受がなく、金銭的利益相反が生じない。

また、特に科研費上の身分がなくとも、通常の大学の指導の一環として金銭の授受なくプログラム開発を任せて、論文の共著者とするという方法もある。

【事例 2 2】大学発ベンチャーへの発注と不具合

X 教授は、自らが代表を務める大学発ベンチャー株式会社 A に発注している。ところが納品されたものに仕様を満たさない部分があったので研究室のスタッフ Y が株式会社 A に指摘をした。しかし、不具合は解消されず、度重なる指摘にも改善が見られない。Y はスタッフとして悩んでいる。

【キーワード】 発注、不具合、代表、教員、大学発ベンチャー

【対応例】

相談の内容の中心的問題は、「発注先の企業の納品物に不具合がある」ということだと思う。今回の場合は、仕様に沿わないものを繰り返し納品してくるため、契約不履行を理由として契約解除をして他の企業に発注するなどの措置を取るとよいのではないと思う。

本件について利益相反問題を考える場合、X 教授が取引先の代表であるということで、利害関係のある企業にあたり、「契約の締結の適正性の問題」として捉えることになる（当該企業が適正な契約締結の後、結局遂行能力がなかったことが判明したということとは別の問題）。通常であれば一般競争入札により取引相手先選択の公正性の確保を行って決定する。したがって、一般競争入札を行っているのであれば、発注先が X 教授に利害関係のある株式会社 A であったとしても、利益相反問題は基本的にはクリアできていると考える。

仮に今回の案件が随意契約である場合は、ほかの企業にはできないなどの理由があるはずで、契約解除をした場合には代替企業がないということも考えられる。（随意契約の場合は少額でも選定理由書を作成するよう助言している。ただし、このこと（随意契約の場合のこと）については当方は事情が不明なので（選定理由書などを確認していない）、詳しい情報がない限り適切に契約されたかどうかは判断できない。契約の問題は会計担当に判断権限があるので、会計担当に相談して随意契約ならば、適正に行われているかどうかを確認するという手段もあると思う。（ただし、今回問題にしているのは結果的に発注先の企業の納品物に不具合があったということなので、契約締結時における適正性を問題としているわけではないと思う。）

契約締結時の利益相反問題、すなわち、契約の公正性の問題以外で問題としているのは、

X 教授に不具合の問題についてパワハラなどがあって契約解除等を言いづらいということだろうか。また、仮に契約不履行を理由に X 教授に契約解除を申し入れても、X 教授が合理的な理由なく契約を継続させているということであれば、不適切な状態が継続していることになるので、そういうことであれば、利益相反というよりもハラスメント相談センター又はコンプライアンス通報の方が相談先としては適切と考える。

【事例 2 3】大学発ベンチャーへの協力

疾病 D の診断ツールを開発している大学発ベンチャーである株式会社 A のウェブサイトに疾病 D の予防に関するサイトがある。X 准教授は予防コラムの執筆又は原稿の監修を依頼された。どのように対応すべきだろうか。

【キーワード】 協力、原稿、執筆、コメント、宣伝、大学発ベンチャー、兼業

【対応例】

結果的に特定の企業の広告事業に協力することになることや、薬機法上宣伝については慎重になるべき健康器具の宣伝であるので、慎重な対応が求められる。また、企業からのウェブサイト上の原稿の執筆・監修の依頼は、多かれ少なかれ自社製品やサービスの宣伝の一環として行われることは確かであるが、今回の案件は以下の理由により、利益相反の面からは許容される範囲と考える。

1. 株式会社 A は大学発ベンチャーであり、大学発ベンチャーに対しては、一定の支援・優遇を大学自体も行っていること。（もちろんベンチャー自体は民間企業であり、大学とは全く別の営利企業であるため、節度をもった関係は必要である。）
2. ウェブサイトの態様を確認したところ、特定の商品を宣伝するような露骨なものではないこと。

したがって、利益相反の観点からは X 准教授の意向で執筆でも監修でも兼業して問題ないと思うが、判断権限は兼業を所管する課にあるので、同課に事前に確認のこと。

【事例 2 4】研究員の大学発ベンチャー設立

X 助教は研究成果活用兼業での起業を考えている。活用する研究成果は X 助教と非常勤職員の Y 研究員との間で完成したものである（知財の共同発明者）。X 助教と Y 研究員とでベンチャーを設立し、X 助教が代表、Y 研究員を取締役にしたいと考えている。今後も学術研究は続けていくので、Y には研究員も続けてもらいたいと思っており、本人もそれを望んでいる。

現在、Y 研究員の人件費の原資は外部資金になっている（企業からの共同研究費と科研

費、政府系研究費)。会社設立後は（フルタイムではなく）非常勤として大学での学術上の技術を開発する活動とベンチャーに関わる勤務日を十分に管理して、活動に区別を付けるようにしようと考えている。Y 研究員が役員になるのは利益相反のおそれがあるだろうか。助言が欲しい。

【キーワード】 研究員、非常勤職員、兼業、役員、研究成果活用、大学発ベンチャー

【対応例】

研究員は非常勤職員なので、就業規則において兼業の規定はない。つまり基本的には兼業の規制はない。ただし、兼業の承認を得る必要はないが、勤務時間及び健康管理の観点から他企業等で業務を行う日や時間を申し出てもらうことになっている。また、外部資金職員であっても営利企業の役員等兼業に従事する場合は、兼業に従事する前に兼業審査委員会での審査で承認を得る必要がある。ただし、そもそも非常勤職員というのは外部に本務がある場合もあり、就業規則で兼業の規定が設けられていないことから、ここでいう外部資金職員というのは大学常勤職員であって外部資金職員である場合を意味すると解釈されるので、本件の非常勤職員である Y 研究員についてはこの規定の適用はない。

なお、研究員の人件費が複数の外部資金によって賄われているとのことで、それぞれの資金提供元からすれば、きちんとその人件費でそれぞれの目的に沿った研究が行われているのか、という点が問題となるため、資金提供元から疑念を持たれないように、このような観点からも勤務管理を行う必要はある。

大学の立場から言えば、仮にベンチャーを立ち上げて、そのあと、大学と共同研究をしたり物品等の購入契約を行ったり、何らかの関係が出てくると金銭的な利益相反問題が生じるので、その都度利益相反アドバイザーに相談して欲しい。

【事例 25】 大学発ベンチャーに関係した論文発表

X 教授は M という新しい治療に関するソフトウェアの研究開発を行い、M を販売するための大学発ベンチャー A 株式会社を設立した。A 株式会社と大学とは M を独占的に使用できるライセンス契約を締結している。ただし、M はまだ薬事承認などを行っていないことから、販売には至っていない。

最近になって M を購入したいという研究機関（中国、ロシア等）が X 教授にコンタクトしてきており、近々に販売する可能性がある。一方、M は、現在も新しい機能を追加するために、大学の研究費（科研費等）を用いて研究開発を行って高度化を行っている。

大学で X 教授や共同研究者が M に関連する研究を行って論文投稿、学会発表する場合、X 教授について利益相反が問題になってくるだろうか。例えば論文で M の特徴や新しい機能を紹介した場合、A 株式会社への収益につながるかもしれないため、現時点で

留意しておくべきことを確認したい。共著者として論文発表する際にも筆頭著者に注意を促す必要があるかどうかも含めて把握しておきたい。

【キーワード】論文、開示、利害関係、輸出管理、ソフトウェア、機微技術、大学発ベンチャー

【対応例】

企業への知財の実施許諾などの産学連携活動を行えば必ずと言ってよいほど利益相反の状況になり、単に利益相反の濃淡や問題の軽重が異なる状況というだけとなる。「論文で M の特徴や新しい機能を紹介した場合、A 株式会社への収益につながる可能性があるかもしれない」という点は利益相反状況なので対応が必要になる。

ただし、論文発表における利益相反への対応は、通常は論文において利害関係を開示することで透明性を確保するという対応になる。利害関係を隠して後でその関係が判明したときに大きな社会問題になりやすいためである。また、利害関係の開示によって第三者（論文の読者や査読者等）が利害関係におけるバイアスを考慮した上で論文の価値を判断することができるという意味などもある。

本件においては、例えば「M の特徴や新しい機能を紹介した」論文を発表した場合、M は A 株式会社の販売する商品であること、著者が M の発明者であり、その特許を受ける権利（特許権）は大学が承継し、販売元に独占的な実施権が設定されていること、また、著者は販売元の代表者取締役であり、その株式を保有していること、大学と A 株式会社で共同研究をしていれば M の販売元の企業からの資金提供があるということなどを論文において開示する必要があると考える。また、共著者として論文発表する場合にも、上記の利益相反の開示が必要となる。

学術雑誌によってルールが決められていると思うが、そうでなくとも、上記のことを開示することを推奨する。Nature のルールなども参照のこと。（以下の URL の“Financial competing interests include any of the following:” のところ）

<https://www.nature.com/nature-portfolio/editorial-policies/competing-interests#definition>

なお、本件とは別に、M を中国やロシア等に輸出する場合に、輸出管理（該非判定等）を行う必要がある。A 株式会社として行う必要があるが、大学から特許の独占的使用権を許諾しており、また、現職の教員が同社の代表者であるので、大学の輸出管理部門が支援することは可能である。

IV 企業等からの資金・設備等の提供

【事例26】製薬企業からの寄附金

製薬企業の中には大学に対する大規模な寄附を続けている企業もあるが、寄附金を中止する企業も出てきている。理由はあるのだろうか。

【キーワード】製薬企業、寄附金、わいろ、臨床研究

【対応例】

2013年ごろ発覚した高血圧症治療薬バルサルタンの研究不正事件を受けて、日本学術会議では「研究者主導臨床試験は、原則として奨学寄附金ではなく、委託研究費、共同研究費などの形で受け入れなければならない⁴。」と提言した。

当該事件に関与した製薬会社でも、「規模の大きい研究から順次、用途を規定しない奨学寄附金から契約による臨床研究に移行しています⁵。」としている。

この事件を受けて臨床研究法も制定され、同法に基づく利益相反管理が要求されており、例えば、製薬会社の販売する医薬品等を用いて臨床研究を行う医師は、当該企業から年間合計200万円を超える寄附金を受領している場合には、研究計画書及び説明文書に記載し、研究結果の公表時に開示することなどが要求されている。

以上のような背景から、バルサルタン事件以降、「奨学寄附金の額を絞り始めている」ということは言えると考える。

また、2021年の地裁判決で衝撃的なものがあった。そもそも寄附金は大学（機関）に対するもので教員個人の私的な利益ではないため、従来から、寄附金について、行政レベルでは贈賄罪は成立しないと考えられてきた。しかし、2021年、津地裁の6月29日の判決で、製薬企業からの国立大学法人宛ての200万円の奨学寄附金がわいろと認定された⁶。（なお、製薬企業側の贈賄罪は確定しているが、第三者供賄罪により津地裁で有罪判決（2023

⁴ 日本学術会議臨床医学委員会臨床研究分科会：臨床研究にかかる利益相反（COI）マネージメントの意義と透明性確保について（2013.12.20） p. v

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t183-1.pdf>

⁵ ノバルティスファーマ株式会社：バルサルタンを用いた5つの医師主導臨床研究におけるノバルティスファーマ株式会社の関与に関する報告書（2013.7.29） p.11

<https://nk.jiho.jp/sites/default/files/nk/document/import/201307/1226574255026.pdf>

⁶ 小野薬品工業株式会社外部調査委員会：三重大学医学部奨学寄附金問題に関する外部調査委員会報告書（公開版）（2021.8.6）

<https://www.ono.co.jp/sites/default/files/jp/news/%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%20.pdf>

年1月19日)を受けた教員側は2023年2月1日に控訴している。) 7,8。

この地裁判決は、製薬企業からの大学への寄附金提供を躊躇させる大きな要因となると考える。

【事例27】関係団体からの研究助成金

特定非営利活動法人Aの公募事業でX准教授に研究助成金数百万円が交付されることになった。特定非営利活動法人AはB有限責任事業組合に出資しており、その運営にも深くかかわっている。そして大学のP部局とB有限責任事業組合の間には高額な契約関係がある。この場合に組織としての利益相反をマネジメントするのか、あるいは、X准教授の個人としての利益相反をマネジメントすればよいのか。X准教授は管理職だが、財務に関する最終決裁は担当しておらず、意思決定権者とはみなせないと思われる。

【キーワード】研究助成金、契約、利害関係、特定非営利活動法人

【対応例】

利益相反のマネジメント方法については各大学で異なるやり方となっているが、本件はX准教授が公募事業に申請した研究助成金を受け入れるというケースであり、その場合、当該研究助成金は大学に寄附するルールとなっているため、そのように対処すれば個人的な利益ではない。このため、通常は、組織としての利益相反や個人としての利益相反には該当しない。

問題があるように見えるのは、特定非営利活動法人Aの定款では学生や国民等の支援を行うことを謳っているが、その事業が特定の大学と極めて密着していて、外部からわかりにくく、透明性が確保できていない印象を受ける点にあると考える。

例えば、当該研究助成金の交付決定通知書にも、「公募いたしました」とあるが、特定非営利活動法人Aのウェブサイトを見ても公募した形跡が見当たらず、活動計算書を見ても「研究支援費(P部局) ※百万円」とあり、最初から当該特定大学のP部局に割り当てられているなど、限定的な支援活動を行っている様子がうかがえる。

そもそも、特定非営利活動法人AとB有限責任事業組合は、当該大学とC株式会社との間で締結された当該大学P部局における「M事業」契約を根拠としている。同事業においては、1)教育支援事業、2)生涯教育事業、3)研究支援事業、4)検査事業を一体として行うことが計画されていたようである。しかし、これらの事業を一体として一つの組織体で実施することはそれこそ利益相反の状況に陥りやすいとして、1)～3)は特定非営利活

7 日本経済新聞：朝刊 (2023.1.20) p.35

8 NHK 三重 NEWS WEB : 2023.2.1 19:05

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/tsu/20230201/3070009818.html>

動法人 A が、4)は B 有限責任事業組合が実施することとされたのではないかと推測する。

したがって、今後特定非営利活動法人 A が外部からの信頼を得ていくためには、このような事業が、特定非営利活動法人と有限責任事業組合に分離された趣旨を自覚して、特定非営利活動法人 A がその定款に則して事業を展開していくことが求められていると考える。

【事例 28】企業からの支援の受入れ

X 大学は特定のメーカー株式会社 A と連携し、当該メーカー製造物を含む全メーカーの使用済み製品回収ボックスを設置してリサイクルをすることになった。回収ボックスは株式会社 A から提供される。株式会社 A と大学の間で金銭のやり取りはない。

1. 当該企画の名称に株式会社 A のロゴが出るが問題があるか。
2. この事業に参加すると株式会社 A のウェブサイトで導入事例に掲載されるが、「X 大学様」と出てしまうと問題があるか。
3. 回収ボックスには株式会社 A のロゴが入っていることに問題があるか。また株式会社 A からポスターが送付されてくるが、このポスターの掲載に問題はあるか。
4. 今後、何らかの協力支援企業が出てきた場合、企画の名称にその企業名を入れるとともに、その企業から資金などの提供を受けることはできるか。
5. もし上記 4. が可能な場合、どのような受入れ方になるか（大学に寄附してもらう、活動に要する実費を直接出してもらう、現物提供のみなど。）。

【キーワード】企業、環境活動、企業名称、ロゴ、導入事例、大学名称使用

【対応例】

営利企業の行う活動は多かれ少なかれ当該企業の収益の増加に資する活動ではあるが、本件の場合には営利を目的とする活動というよりは企業による社会貢献活動という側面が強いと考えられる。以下、上記番号に対応した回答である。

1. 企画名称について

企画名称については、特定の企業のロゴを使用しているとしても企画の名称自体は環境活動が連想され、営利を目的としない社会貢献活動として認識され得るので、問題は少なく、認められるものと判断する。

2. 導入事例のウェブサイト掲載について

企業による導入事例の紹介については従来から通常のビジネス慣行の範囲内であれば認めてきており、今回はさらに営利活動ではなく社会貢献活動の一環であるので、特に問題はない（【事例 51】等参照）。

3. 企業ロゴ入りの回収ボックスとポスターの掲示について

これについても上記 1. の理由により問題は少なく、実施して差し支えないと判断する。

4. 社会貢献活動において企業の資金提供が行われる場合はあると思われるが、寄附金等の適切な方法によって受入れは可能と考える。

5. 外部の企業等との関係では透明性を確保することが求められるので、いずれにしても大学に対する寄附金等として正式な手続を経る必要がある。

以上のとおりだが、上記の4. や5. については、個別事情（例えば、その資金提供の経緯や当該企業と大学との従来からの利害関係、企業側の意向等）により、判断が異なってくるので、具体的な案件ごとに詳細な情報提供をしてもらう必要がある。

【事例29】企業からの無償の敷地提供

X 講師はA 県のB スキー場で数年間にわたって研究上の観測を行った。B スキー場の経営者とは、口約束でB スキー場の使用に関する協力の申し合わせをしている。現在、研究成果のプレスリリースを準備しており、「B スキー場の（観測に対する）全面協力」などといった記載をしている。実験場所としてのB スキー場の名称は伏せた方がよいのか、あるいは、B スキー場の協力を得ていることを明記するのがよいのかなど、どのように対応すべきか。

【キーワード】企業、敷地、協力、無償、大学名称使用

【対応例】

このような「口約束」の場合、相手側がどのような理由でどのような協力をしたのかという事実関係の把握が重要である。

まず相手側の理由について、全く純粋に大学の研究に協力したいという善意で（あるいは旧知の仲などで）スキー場を提供したのか、それとも、プレスリリースでスキー場を宣伝してもらうことを目的として、提供側も大学の名称を使用して宣伝をしようと考えているのか、という点が問題になる。あるいは、無償の協力者にメリットを与えようと大学の教員側が自主的に大学名称を使用してスキー場の宣伝を行おうとしているのかもしれない。相手側からどのような協力を得て、その見返りに教員からは相手側に何らかの約束がなされていたのかなどの情報を得ておくことが望ましいと考える。

そのうえで、リリース案に「B スキー場の（観測に対する）全面協力」という記載について、「全面協力」だけでは具体的にB スキー場側は何をしたのかということが不明である。場所の提供だけなのか、それともそれ以上に観測を手伝ったのかなど、関係性が不明瞭なので、そこを明確に記載すべきであると考え。ただし、「全面協力」の実態として、単なる場所の提供にとどまらず、もし共同研究並みの協力をしているのであれば、現状では共同研究契約を締結していないので、共同研究契約を締結してから発表すべきであると考え。いずれにしても「全面協力」という言葉は不明瞭であり、かつ、不正確であると考えられるので、事実関係を正確に記載しておく必要があると判断する。

【事例30】企業からのプログラムの無償提供

X 大学は、ウイルス蔓延の中で、株式会社 A からウイルス診断用プログラム P について流行初期から無償提供を受けている。無償提供に先立って、ウイルス対策とは別に、初期導入としてサーバー等の契約を行い、通常診療の中で使用していたところ、ウイルス対応を行う医療機関への支援ということで、利用 ID 追加分とウイルスの症例集の無償提供の申出が株式会社 A からあった。当時はここまでウイルス蔓延が長引くとの予想をしなかったもので、あまり深く考えず「ありがたい」とこれを受けて今に至る。

無償提供期間が長期に及んで実質数百万円程度になっていることから、本来必要となる金額を思うと、利益相反の観点から何か手続をしておかなければならないのではないかと心配になった。

【キーワード】 企業、プログラム、製品、協力、無償、契約

【対応例】

本件は、潜在的な組織としての利益相反の状況にはあるとはいえるが、お試し期間として無料で製品等を提供するという販売戦略はよくあるものでもある。

本件については、個人的な利益を受けたわけではないので、個人としての利益相反には該当しない。一方、組織としての利益相反に関しては、大学が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他法人の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること、には該当する可能性がある。

この場合の対処法としては、利益相反アドバイザーに連絡をして契約締結の是非についての判断を求め、という取扱いとなる。ただし、寄附相当金額が数百万円ということであり、問題になる金額ではないと言える。したがって、現段階ではまだ潜在的な利益相反状況ということで、あまり問題はないのだが、一般的に問題が生じるのは、無償サービス提供元の株式会社 A と、引き続き有償の随意契約を締結する場合に顕在化する。

通常であれば、一般競争入札で公正性を確保すれば利益相反上は問題がないのだが、随意契約を締結するときには合理的な理由が必要である。このため、例えば、同等のサービスを提供する企業がないといった理由も合理的な理由の一つになり得ると考える。

また、当該サービスが真に必要なのか、という問題もある。例えば、現在の使用割合のほかに、使用者に次のようなアンケートをとって、P の使用契約を引き続き締結するかどうかという判断材料にし、会計検査等があった時に示せるようにしておくのもよいかと考える。

(アンケート内容)

- ・ X が必要か不要か (機能別でも全体でも)
- ・ X が必要の場合、他社製品で可か不可か

・不可の場合の理由、など

継続契約の検討材料にするということであれば、利用者は協力してくれると思う。

症例集の無料提供期間は「事態が収束したと弊社が判断する時期まで」とのことであり、株式会社 A がいつの時点で有償化するかは不明であり、もしアンケートをやるとしたら現時点でもよいと思う。

【事例 3 1】無料の消耗品提供サービスと企業広告

X 大学では、トイレに生理用ナプキンを常備し無料で提供する A 株式会社のサービス「S」を導入し女子学生の支援を行うとともに、これをきっかけに学生とつながり、ニーズを把握することにより次の支援につなげる、という取組みを、学生と一緒に企画している。

「S」の導入にかかる費用、ナプキンの補充にかかる費用は無料で、「S」の画面から流れる広告収入により賄われることとなっている。

大学内（トイレ）で企業広告を流すことにより、諸費用が無料となるという仕組みなのだが、広告は企業の社会貢献活動の一つとして流しているものと思われ、このまま進めたいと考えている。何か、注意すべき点等があるだろうか。

【キーワード】生理用ナプキン、無料提供、消耗品、企業広告

【対応例】

大学に設置される「S」で流される広告内容について、大学が精査することができるのか、大学で定めた広告掲載基準に満たない企業の広告が流れるおそれはないか、という懸念がある。広告掲載基準の判断はだれが行い、だれが責任を負うのかという点を事前に明確にしておくことが必要である。

その他の点としては、次のようなことも念のため確認をしておいた方がよいと考える。

1. サービス提供企業を調査すると、個室トイレに入ると広告映像が流れる旨記載されているが、「S」を利用しない人や広告を見たくない人まで広告映像を強制的に見させられるようである。したがって、導入にあたっては、マイナス面に勝る福利のプラス面があることを説明できるようにしておいた方がよいと考える。
2. 株式会社 A は、設置導入企業、スポンサー企業、広告出稿企業を「ソーシャルグッド・パートナー」と称しており、同社のウェブサイト上で「パートナー」が記載されている。大学は単なる設置導入法人ではなく、「パートナー」として A 株式会社に名称を使用されるのかという点である。一般的には「パートナー」といえば共同出資しているのではないかなど、ほとんど事業者本体と同列の地位にある者を想像させる可能性があることから、国立大学法人が 1 企業の「パートナー」となることは好ましいこととはいえない。正確な関係性の表示が要請される。

V 大学の名称・校章等の使用、教員のコメント

【事例32】共同研究成果に関わる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表

国立大学法人 X 大学の共同研究の相手方企業が、共同研究成果にかかわる商品に X 大学の名称や X 大学の写真を使用したり、関係教員のコメントを発表したいとっている。制限をかけるべきか。制限をかけるとしたらどのような条件が必要か。

【キーワード】大学の名称使用、共同研究、広告、宣伝、コメント

【対応例】

次の三つのケースに分けて考える。

○ケース1：実質的な共同研究の場合

大学教員が実質的に共同研究開発に携わった場合（e.g. 大学が特許権を保有し、それを使用して企業と医療機器を共同開発）

○ケース2：大学の関与が単なる効果検証（計測・測定及び分析・検証等）である共同研究の場合

大学教員が企業の製造した製品等について単なる効果検証（計測・測定及び分析・検証等）を行う場合（e.g. 企業が開発した運動器具の効果を学生などを被験者にして検証）

○ケース3：共同研究実施中の場合

共同研究実施中でまだ研究成果が出ていない場合（e.g. 企業と幼児のスポーツサポートシステムの共同研究を開始したばかりであるが、次年度開園予定の幼稚園の園児募集の販促用パンフレットで大学と共同研究実施中である旨の宣伝をする。）

（考え方）

○ケース1：実質的な共同研究の場合

企業との共同研究は、大学にとって社会や企業のニーズを直接知るよい機会となり、研究の機会の拡充につながるとともに、教育上の意義を有するものでもある。企業が X 大学と共同研究を行い、その成果に基づいて製品を開発して販売しようとした場合については、企業によっては販売促進のためその製品に「この製品は、X 大学と共同で開発してつくられた」という趣旨の記載を希望する場合がある。このように、X 大学と企業との共同で製品が開発された場合に、当該製品にその旨記載することについては、以下の理由により認めて差し支えないものと考えられる。

- (1) 当該製品が X 大学と企業との共同開発の成果である場合に、そのことを企業の製品に記載することは、事実を記載しているものであること。
- (2) X 大学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、X 大学にとっても有益であること。

(3) 当該製品の販売は企業による X 大学の研究成果の利用であって、世間から見た場合に大学が直接営利事業を行っていると受け取られるおそれは少ないこと。

(4) X 大学の立場は製造業者等とは明確に区別され、製造物責任法による責任等を X 大学が直接負う結果とはならないこと（また責任を負わない表示となるよう注意が必要）⁹。

しかし、X 大学は公共的機関として、特定の企業のみ特に有利にならないよう、公正で適正な名称使用に配慮しなければならない。X 大学と企業との共同研究成果を、企業が商業的に使用することに関しては、X 大学の名称及び校章や X 大学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより X 大学や X 大学教員に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあり、極めて慎重に対処する必要がある。したがって、企業による大学の名称使用を認める場合の条件としては、例えば次のようなことが考えられる。

(1) 大学と企業による共同開発であること、かつ、共同研究契約書において、その旨が明記されていること。

(2) 大学と企業との間で締結する技術移転契約等において、大学と企業との共同開発という趣旨の記載を製品に付することを認め、その具体的な表記の仕方について両者で協議の上決定することを明記すること。

(3) 共同開発である旨の記載（大学名等の使用）については、大学から企業への特許・ノウハウ等の技術移転料等の中に含めて大学の名称使用料を取ることを。

上記(1)の趣旨は、名実ともに確かに大学と企業との共同研究から生じた成果であることの事実確認をするということである。

上記(2)については、名称使用に関しては何らかの契約を取り交わすべきであるが、共同研究が成果を生んで大学の名称を使用するということは、その前提として必ず大学において発明やノウハウ等の知的財産が生じているということであり（共同研究における大学の役割はあくまで「研究」することであり、物やサービスを生み出して販売するのが業務ではなく、知的な開発に貢献するということであるため）、そうであるならば、必然的に企業との間で技術移転契約が締結され、その中で名称使用に関する条項を定めることが簡便な方法であるということである。

上記(3)の名称使用料を取るという点に関しては、企業が大学の名称を使用しようとする場合、大学のブランド力を利用して売上げを伸ばそうとする意図である場合が通常である。しかし、大学のブランド力は大学自身が築き上げたものであって、企業努力や企業の投資によって生み出されたものではない。したがって、大学の名称使用によって売上げが伸びた分についてはそのまま企業の収入とするのではなく、その一部を大学に還元し、大学の研

⁹ 本事例は原則として収益事業のできない国立大学法人の事例であるが、私立大学においては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）26 条において収益事業が可能とされており、「平成 20 年文部科学省告示第 141 号（文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）」（文部科学省告示第 141 号、平成 20 年 8 月 20 日）2 条にあるとおり幅広い分野で認められている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fuzuishuueki.html

究や教育活動に充てるべきである。国民の多額の税金が投じられている大学としては、特定の企業のみが大学のブランド力を使用することについての対応策の一つとして、名称使用料を取ることに合理的な理由がある。

○ケース 2：大学の関与が単なる効果検証（計測・測定及び分析・検証等）である共同研究の場合

すでに企業側が製造した製品に対して大学のいわゆる「お墨付き」を得て、大学のブランド力で当該製品の売上げを伸ばそうとする場合がある。一方、共同研究を実施したことは事実であり、それについて秘匿する理由はないので、次のような対応が考えられる。共同研究成果報告書（＝実績報告書）に記載された科学的検証結果を企業が商品の宣伝広告物に記載することを認め、それについて特段の料金を取ることはせず、次の（1）から（4）までに記載したような条件を課すというのも一つの考え方である。

- （1）共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- （2）企業は、特定の商品の宣伝のため大学の名称や校章を使用してはならない。
- （3）大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方での特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- （4）大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方での共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

上記（1）は特記されていることから、（2）の大学の名称使用禁止の例外となり、（2）は、それ以外の場合における大学の名称等の使用を認めない趣旨である。

共同研究成果報告書（実績報告書）に基づく記載の仕方としては、例えば「X 大学（〇〇研究科〇〇教授）との共同研究によれば、この製品に関して、以下の実験結果が出ています。以下実験結果を記載」のようになる。共同研究を行った事実を秘匿する必要はないので、その結果について科学的な事実を掲載することは認められるということである。いわば、適切な論文の引用のような形態であれば容認できるといえるだろう。共同研究の相手方からこのような申出があった場合は、大学と事前に協議し、大学が認めた表記方法で行う必要がある。

○ケース 3：共同研究実施中の宣伝

大学と企業が共同研究を実施しそれが進行中（まだ成果が出るかどうか不明）の段階で、当該企業が特定の商品の販売促進用広告物にその商品に関連する共同研究を大学との間で遂行中であることを掲載することは、理論的に考えても、その共同研究と当該特定商品との関係が判明していないので、通常あり得ない。

これに対して、企業が大学との共同研究を開始したこと、あるいは、遂行中であるというその事実のみを、プレスリリースに掲載したり、会社のウェブサイトや会社そのものの紹介

パンフレットに掲載したりすることは、通常あり得ることであり、認められることであると考えられる。結論として、共同研究が現在進行中である場合には、広告宣伝物に X 大学の名称を使用することを認められないが、共同研究が終了して一定の成果の出た後に、その事実を科学的にパンフレット等に掲載することは、十分にあり得る。

上記のケース 1、ケース 2 は、いずれも、共同研究が終了し、一定の成果が出た段階で、その成果に関して、効果検証の場合は、厳格に共同研究成果報告書に基づき科学的事実を記載することを認め、大学と企業による共同開発の場合は、むしろ積極的に共同開発の事実を特定の商品の広告物に記載することを認めている。この両者の基準に共通するのは、大学の名称使用に関しては、大学が責任を負うことのできる事項とその範囲が明確な場合にのみそれを正確に科学的に記載することを認める、という考え方である。実際は製品の一部の研究成果のみに対して大学が責任を負っているにもかかわらず、製品全体に対して大学に全面的に責任があるような広告の表示を行うことは、大学の負うリスクを大きくする。

【事例 3 3】健康食品の効果に関する共同研究の成果における大学の名称や校章の使用

X 教授と株式会社 A は、昨年度まで共同研究を行っていた。株式会社 A では本共同研究の成果で効果が見出された物質「M」（株式会社 A の登録商標）の販売を計画している。株式会社 A から企業の展示会でこの M を紹介したいとの連絡があった。展示会では壁面へのパネル掲示と来訪者へのリーフレット配布を行うが、リーフレットは販売開始に伴って今後も顧客に配布していく予定である。展示会では大学の名称や校章を使用し、リーフレットには次のような記載をする。「M®は、※※大学・海外の研究機関との共同研究プロジェクト『P』の中で見出された、※※細胞を活性化させる研究成果をもとに、10 年以上の月日をかけて開発されました。」

【キーワード】大学の名称使用、広告、宣伝、共同研究、健康食品、不当景品類及び不当表示防止法

【対応例】

結論から言うと、パネル案もリーフレット案も問題が多く、大学と株式会社 A の関係も不明瞭で現状のままでは校章は無論のこと本文中での大学の名称の使用は認められない。以下の点について確認が必要である。

1. リーフレットの記載を見ると、「M®は、※※大学・海外の研究機関との共同研究プロジェクト『P』の中で見出された、※※細胞を活性化させる研究成果をもとに、10 年以上の月日をかけて開発されました。」とあり、「M」が大学・海外の研究機関との共同研究プロジェクトで見いだされたものと言いながら、株式会社 A が商標権を保有している。大学と海外の研究機関との共同研究成果について、「海外の研究機関」に対して何らかの知的財

産権の問題が生じないか確認しておく必要がある。そのうえで、上記【事例3 2】のケース1にあるように、技術移転料の中に入れて名称使用料を取得する必要がある。

2. 株式会社 A が商標権を取得している「M」についての効果検証の共同研究であった場合は、上記【事例3 2】のケース2の(1)～(4)の要件を満たす必要がある。この場合、校章の掲載は認められず、教員のコメントも認められない。
3. M はいわゆる健康食品の部類に属すると判断される。消費者庁では、不当景品類及び不当表示防止法 7 条 2 項を適用して健康食品の表示に関して措置命令を行った事例において、「合理的な根拠」と認められなかった理由の一つとして「商品の成分に関する試験データが提出されたが、マウスやラットによる動物実験データであって、ヒトへの有効性を実証するものではなかった¹⁰。」というものを挙げている。つまり、「人」の※※改善や※※※予防効果を謳う場合は、臨床試験が必要になってくるにもかかわらず、本件は動物実験による研究成果である。このような健康食品等の効果・効能の広告は、大学において名称使用の態様を含めて検討した後、企業側には都道府県の薬事関連部署や医療機器等関連部署等の担当窓口で表記・表現の確認をしてもらうことも考えられる。
4. 大学の名称使用に関しては、大学が責任を負うことのできる事項とその範囲が明確な場合にのみそれを認める、というのが基本的考え方である。したがって、上記1. の場合であっても、パネルとリーフレットの案は現状のままでは大学の研究成果がどのようなもので、したがって、M に対して大学が責任を負う範囲がどこまでなのか、という点が極めて不明瞭で M という製品全体に大学が責任を負うような記載となっており、問題がある。いずれにしても、大学の研究成果がわかるような研究成果報告書等を検討して、事実に沿った表現に修正する必要がある。

【事例3 4】共同研究開始時の大学の名称・校章の使用

大学と株式会社 A が共同研究契約を締結した。株式会社 A は共同研究を開始したことに関するプレスリリースの実施を希望している。株式会社 A はベンチャー企業であり、資金繰りが関係するため、商品開発等の成果が出る前であっても、他機関との連携が始まる時点でリリースをしたいということで、株式会社 A による単独リリースを検討している。どのように対応すべきか。

【キーワード】共同研究開始、大学の名称使用、校章、共同研究、プレスリリース

¹⁰ 消費者庁：健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（令和4年12月5日一部改定）、p.11

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

【対応例】

共同研究に関して、企業の宣伝に大学の名称を使用するときは、共同研究の研究成果が確定した段階で、それについて大学の責任を負える範囲を明確にして記載するのが原則である。まだ研究成果が出るのか出ないのか判明していない時点で、「共同研究を開始した」旨の報道発表をする場合に、大学の持つブランド力を利用してあたかも成果が出るかのような発表をして消費行動を掻き立てるようなことには問題があり、大学としては単に共同研究を開始したという事実のみを淡々と発表するという事しか認められない。また、その場合には事実関係に即した正確な表記でなければならない。

今回は、企業側単独のプレスリリースということであり、共同研究契約の記載内容に沿って、「※※大学と〇〇社は〇〇の共同研究を開始しました。」程度の表記とすることが求められる。客観的事実に基づいて記載し、成果が出ることを暗示させて一般消費者に期待させるような過剰な大学の研究紹介等も避けて、大学の校章も使用しない。

【事例 3 5】共同研究協力者による大学の校章使用

X 准教授が株式会社 A と実施している共同研究において、F 団体加入者に対するアンケート調査が行われた。当該共同研究の成果の一つとして F 団体所属の P 氏、Q 氏とともに論文を発表した。当該論文について F 団体が公式サイトでプレスリリースを行い、そのときに大学の校章を使用したい旨の申請があった。どのように対応すべきか。

【キーワード】校章、大学の名称使用、共同研究、論文、協力者

【対応例】

本件は、株式会社 A との共同研究の成果の発表であって、F 団体との共同研究ではない。株式会社 A 側の研究担当者がたまたま F 団体の役員であったため、その関係で F 団体加入者に対するアンケート調査が行われたという関係にある。したがって、あたかも大学と F 団体が共同研究を行ったかのような誤認を招く表示を行うことは事実ではなく、問題がある。

仮に大学と株式会社 A の共同研究成果、すなわち論文について F 団体の公式サイトに掲載したいのであれば、次の 1. 又は 2. のいずれかのやり方で掲載する。

1. 大学と株式会社 A との共同研究に F 団体が協力した内容そのものを明確に記載し、その成果について F 団体が発表するという文章とする。この場合、F 団体は共同研究の相手方ではなく、F 団体加入者を対象とした研究の成果を F 団体が公表するというだけなので、F 団体による大学の校章の使用は認められない。
2. 大学の X 准教授、Y 助教、F 団体の P 氏、Q 氏が共著の論文を発表したという個人の著作物に関する発表とする。この場合、X 准教授と Y 助教が校章を使用するということがあり、大学が組織として関与して使用するというわけではないので、校章を使用するとき

は、教員氏名のところに付すこととし、組織同士の特別な関係があるかのような表示はしないこと。

上記1. 又は2. のいずれの場合においても、掲載内容と校章の使用の態様について利益相反アドバイザーが確認するので、事前に具体的な掲載案を事前に送付してもらうこととする。

【事例36】共同研究先企業と関係のある団体の大学の名称使用

A 連盟が NPO 法人化するにあたりこの法人の紹介映像を作成するとのことである。その際、関係分野について研究をしている X 教授にビデオ内で登場して欲しいとのことである。インタビュー内容は、下記項目である。

- ①自己紹介（普段の業務内容）
- ②A 連盟が取り組んでいるテーマについての課題と考えること
- ③A 連盟が取り組んでいるテーマのために必要なこと
- ④A 連盟の活動についての感想
- ⑤これからの A 連盟に期待すること
- ⑥もしあれば、A 連盟と一緒に取り組んでみたいこと

大学名が出ることやこの法人の PR の意味もあることから、こうした場合は大学ではどのような対応が求められているだろうか。また、X 教授は A 連盟の役員や委員に兼業はしていないが、法人化前の事務局を運営している企業から共同研究で研究費を受領している。

【キーワード】大学の名称使用、共同研究、コメント、動画、PR、広告、宣伝

【対応例】

現状では A 連盟は営利企業が事務局を運営しており、今回のインタビューは当該企業から要請されたものと推測する。つまり、A 連盟の活動の活発化によって当該企業が利益を得るという関係にあるということである。

仮に A 連盟の PR 動画に大学の教員が出演して A 連盟について「期待」したり「一緒に取り組んでみたい」といった内容の同団体を推奨するようなコメントを発信するということは、兼業報酬の支払いがない場合であっても、特定の企業による大学の名称を使用しての利益享受に協力することにつながる。【事例32】のケース2では、効果検証の共同研究において次の対応を紹介している。

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。

- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため大学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方ですら特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方ですら共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

大学と効果検証の共同研究の関係のある企業ですら上記のような対応をとっているのに、そのような関係のない団体の依頼によって当該団体の PR 動画に出演して大学の名称や肩書を使用することは問題があると考えます。

【事例 3 7】無償の共同研究成果の大学の名称使用

無償の共同研究を締結していた相手方企業から、共同研究成果を紹介する同企業のウェブサイトへの大学の名称使用の可否について問い合わせがあったのだが、どのように対応すべきか。

【キーワード】大学の名称使用、共同研究、無償、宣伝、広告、ウェブサイト

【対応例】

大学が企業との共同研究の成果として新たな製品開発が行われた場合に、当該製品の宣伝をするために筑波大学の名称を使用したいという場合は、技術移転契約を締結し、知的財産の実施料に加えて大学の名称使用料をとる、ということが考えられる（【事例 3 2】のケース 1 参照）。

つまり、大学が製品開発に寄与したのであれば、大学から必ず知的財産が移転されているはずであり、したがって特許やノウハウ等の使用契約は必須となり、簡便のために大学の名称使用料を当該使用料に含めるとしたものである。したがって、まず、知財の実施契約を締結する必要がある。そのうえで、どのように大学の名称をウェブサイトに掲載するか協議するということになる。もし、特に実施契約等を締結する状況ではないということであれば、大学の名称使用は認められない。対応については共同研究契約の有償・無償にかかわらず、基本的には同じである。

【事例 3 8】社内報における共同研究成果についての大学の名称使用

A 株式会社の社内報「B」に、X 教授との共同研究の取組みが事例として掲載される。印刷された「B」は、A 株式会社グループの従業員に配布されている。本人及びその家族が閲覧するものである。また、ウェブサイトにおいても、社内ネットワーク限定での閲覧となっており、本誌同様外部には公開していない。

【キーワード】 大学の名称使用、共同研究、社内報、ウェブサイト

【対応例】

社内報ということなので、商品の宣伝資料というわけではなく、あまり問題はないが、社内報の全国コンテストなどで外部に公開されることもあるので、内容については確認する必要がある。すなわち、大学の名称を使用する場合は客観的・科学的事実を記載する必要がある。併せて担当教員にも研究成果の記載について間違いないか確認する必要がある。

【事例 3 9】 企業の宣伝における大学の登録商標の使用

「E」という A 国で開発された運動があるのだが、数年前大学院生がそれを用いて介入研究を実施し、対照群と比較して特定の機能に有意な変化がみられたことを修士論文にまとめた。この内容は大学の修士論文集に概要だけが公開されたほか、X 教授が学会誌に紹介している。今回 E の創設者が、大学での研究成果を E の有料講習会事業の PR のための動画にし、それに大学の名前と大学の登録商標を入れたいと希望してきた。どのような対応をとるべきだろうか。

【キーワード】 大学の名称使用、登録商標、宣伝、広告、論文、著作権

【対応例】

本件は結論から言うと、大学の登録商標を E の PR 動画に表示させることは認められないということになる。商標は、本来、その商標を登録している事業者が行う事業そのものを示すものであり、したがって、大学の事業と認められるものについて大学の商標を使用することが基本であるので、このように単に特定の企業の宣伝のための動画において大学の商標を使用することは通常は認められない。ただし、例えば、E の関連研究として論文のタイトルや著者を紹介することについては、A 教授等の著作権者が了承すれば可能である。これは、著作権者の問題になる。

【事例 4 0】 授業への協力者の大学の校章使用

大学の授業において、学生のビジネスプランを発表するというものがあり、その際、民間企業の人に審査員として参加してもらっている。審査員として参加した企業の A 氏から、本件に関する NEWS をウェブサイト上に掲載したい旨連絡があった。この中で大学の校章が使用されているのだが、このような使用方法に問題ないだろうか。また、問題ありという場合、校章を問題なく使用できるような掲載方法について知りたい。

【キーワード】 企業、校章、商標、授業、協力者、大学の名称使用

【対応例】

提示された NEWS 案では、写真が A 氏本人なのかも不明であり、また、当該企業のどこの NEWS の欄にどのように掲載されるのかといった態様も不明で、情報不足である。受け取った情報のみで言えることは次の点である。

1. このような態様では、掲載された A 氏の写真を使った個人の宣伝に大学の校章を使用しているように見え、したがってこのような大学の校章使用は認められない。
2. 大学の校章を使用したいのであれば、①企業所属の A 氏が審査員になったことと、②大学の事業であるビジネスプラン発表会の実施の事実を書き分けて、後者の大学事業の紹介のところに大学の校章を掲載するという態様であれば容認できる。ただし、大学の校章を使用する場合、どこの企業のどこの NEWS の欄に、どのように掲載されるのかといった具体的な態様と内容を示してもらったうえで検討する必要がある。

【事例 4 1】 学生による大学校章の使用

大学院生が A 市主催の事業化支援プログラムに採択され、プログラムを通して博士研究と関わりのある研究成果等をベースに事業化できるように進めていくことになった。今後オープンになるプレスリリースで採択者が紹介されるのだが、主催者側から大学の校章の提示を求められた。大学の利益相反に関する規則・規程は、学生の場合は当てはまらないのだろうか。産学連携活動等についての確認方法などを教示いただきたい。

【キーワード】 学生、校章、商標、公募事業、プレスリリース

【対応例】

大学の利益相反マネジメントの体制は、「大学及び職員等の社会的信用及び名誉を保持することを目的」としている。したがって、大学の信用及び名誉に関わることであれば、学生であっても関係してくる。

今回の案件は、大学院生が A 市主催の事業化支援プログラムに採択された結果、今後オープンになるプレスリリースで採択者の紹介のために主催者によって大学の校章が使用されるというものなので、ここでの校章の使用は、大学における研究成果の事業化を目指した過程での使用であり、大学の信用及び名誉をむしろ高めることにつながるものであり、何ら問題はない。

【事例 4 2】共同研究相手先企業による IR 資料における大学の校章使用

X 講師と A 株式会社との間で共同研究を実施している。A 株式会社が、決算発表の IR プレゼン資料の中で本共同研究成果の概要をスライドで説明をしたいということで、資料案をもらった（校章も使用）。本資料を A 株式会社が使用するにあたり、大学の利益相反に関する規則・規程に反していないか確認して欲しい。

【キーワード】共同研究、大学の名称使用、企業、校章、商標、IR

【対応例】

本件は、正式な共同研究契約に基づく成果の紹介であり、また、企業側の大学の名称や校章の使用目的も決算発表の IR プレゼン資料という限定的なものであって、内容について X 講師が確認して問題がなければ、大学の名称使用については利益相反上特に問題はない。

ただし、表記の仕方についてはいくつか修正点がある。理由は以下のとおりである。

1. 「共同開発」と記載すると、何らかの A 株式会社の製品を大学と共同で開発したように誤解が生じるので、事実に沿って「共同研究」と記載。
2. 大学の校章の下に姓だけで「X 講師」という記載を入れるのは不正確（共同研究において講師は 1 人なのかかもしれないが、どこの X 氏であるかわからないのでフルネームの方がよいだろう。）なので、例えば「研究担当者 X（フルネーム）」などとした方がよいだろう。

【事例 4 3】販促資料への共同研究成果掲載に伴う大学の名称使用やアンケート結果の掲載

X 教授が株式会社 A の販売するサービス「S」について共同研究を行った。この共同研究に関して、株式会社 A から「販促資料」を作成して配布したいとの申出があった。当該資料には、実証実験結果、写真、また S の使用者へのアンケートのコメントなどを掲載する。作成した資料は株式会社 A の営業部署が使用することを想定している。具体的には、プレゼン時や展示会での配布・提示のほか、未定ではあるがウェブサイト等でのダウンロードを考えている。

【キーワード】大学の名称使用、共同研究、宣伝、広告、アンケート、コメント、販促資料、景品表示法

【対応例】

S に関する共同研究については、S そのものについて株式会社 A と大学が共同開発をしたというよりも、すでに株式会社 A が製作している S の実証実験を行ういわゆる効果検証

の共同研究に該当すると考えられる。(S そのものを共同開発したという場合は、必ず大学から技術移転が行われているはずなので、技術移転契約(ノウハウ等の知財の実施契約)に基づき、株式会社 A に S 販売に伴う知財使用料に含めて販促資料の名称使用料を支払ってもらうことになる(【事例 3 2】のケース 1 参照)。

効果検証の共同研究の場合は、【事例 3 2】のケース 2 にあるとおり、以下の取扱いになる。

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため大学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方ですべての商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方ですべての商品に関するコメントを発表してはならない。

この場合、承認できる大学の名称使用の方式としては、「共同研究成果報告書(実績報告書)に基づく記載の仕方としては、例えば「※※大学(〇〇研究科〇〇教授)との共同研究によれば、この製品に関して、以下の実験結果が出ています。以下実験結果を記載」ということになる。

共同開発の場合であっても、効果検証の共同研究の場合であっても、重要なことは、大学が責任を負うことのできる事項とその範囲を明確にして筑波大学の名称使用を認める、という考え方である。

したがって、上記のことを踏まえて、株式会社 A にイメージ資料ではなく具体的な販促資料の案を提出してもらい、その資料がどこにどのように掲載したり配布されたりするのか、ウェブサイトであれば、その態様を確認する必要がある。そのときには、客観的・科学的事実を明確に記載しているか、大学が責任を負える範囲を明確に記載しているか、大学の名称等を誇大に表現していないかなどについてチェックする。例えば、販促資料に大学名称を使用する場合は、漠然と「※※大学」の名称を記載するのではなく、大学が何をして、どういう結果に責任を負っているのか、ということを明確に記載する必要がある。また、大学は「研究」を行い、そのフィードバックを行ったのであって、手放しに絶賛するような記載ではなく、その研究結果について客観的事実を科学的に記載する必要がある。

さらに、広告については景品表示法があり、アンケートに関連して以下のような文書が出されているので注意する必要がある。

「(不適切なアンケート表示の事例) 実際には、商品の効果を実感できなかった旨の体験談が相当数あるにもかかわらず、一部の都合の良い体験談や体験者の都合の良いコメントのみを引用するなどして、誰でも容易に同様の効果が期待できるかのような表示をするこ

と¹¹⁾」

「広い地域で販売する商品につき、一部の地域において少数のモニターを選定して行った統計調査は、サンプル数が十分でなく、統計的に客観性が確保されたものとはいえず、客観的に実証されたものとは認められない¹²⁾。」

【事例 4 4】 学術指導契約におけるレクチャーの利用

X 准教授が学術指導をした A 株式会社が、その指導内容を SNS のコラムとして発信することを希望している。学術指導契約にもとづく指導内容は、一般的な知識をレクチャーするものであった。A 株式会社が X 准教授のレクチャーから得られた知識はすでに公表された事実であり、コラムの内容は得られた知識と一致している。また、X 准教授がレクチャーで話した部分を「カギ括弧」で示し、その内容がレクチャーの内容と相違ないことを、X 教授が確認している。10 回程度、コラムを連載する予定である。

【キーワード】 学術指導、レクチャー、広告、宣伝、SNS、発信、著作権、引用

【対応例】

学術指導契約書によると、大学は A 株式会社の研究開発の目的を達成するために、教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導を行うということのみが規定されており、かなり抽象的で幅の広いものとなっている。

公表されるのは既存の知識をまとめたものであり、X 准教授が了解するのであれば、SNS での公開に特に利益相反上の問題はないが、学術指導契約なので、少なくとも効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用の基準は準用されるものと解釈される。上記【事例 3 2】のケース 2 に次の記載がある。「・・・大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。」

例えば、文中に A 株式会社の販売商品である「M」の名称を挙げて、教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしているような表現は避けることが必要である。コラムには一般的な知識のみを記載して特定の商品名や特定の会社名と連動させないように注意すべきである。

¹¹ 消費者庁：健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（制定：平成 25 年 12 月 24 日、最終改定：令和 4 年 12 月 5 日） p.15

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

¹² 消費者庁：不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—（平成 15 年 10 月 28 日 公正取引委員会、一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 消費者庁） pp.6-7

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121p_remiuns_34.pdf

さらに、コラム原稿の内容では、大学と A 株式会社の関係性が不明瞭で、個人的に兼業を行い、報酬を得ているかのように受け取られるおそれがある。このため、10 回程度のコラムの冒頭に「大学と A 株式会社との学術指導契約（※※の研究開発のための学術指導）に基づいてレクチャーされたものから引用しています。」と明記すべきである。特に国立大学法人は国立大学法人法により、業務の公共性が規定されているので、特定の企業との関係性については透明性を確保する必要があり、明確に記載すべきである。

また、図が掲載されているが、X 准教授や A 株式会社以外の人・法人がこれらの図の著作権を所有している場合は著作権の使用許諾は必ず取ること。

なお、営利企業の目的は売上を伸ばすことなので、大学教員が直接特定の商品を宣伝していただく、大学や大学教員の権威やブランド力を利用して売上を上げようとしているのは明らかであり、今回のような企業側からの要請においては、表現に注意が必要である。

【事例 4 5】他機関所属者によるセミナーのウェブサイト上での紹介

A 機関の人に講師をしてもらってセミナーを開催する予定だが、セミナーを開催したことを A 機関日本事務所のウェブサイトに掲載したいとのことである（トップページやトピックス）。この場合、大学側からの許可等は必要か。

【キーワード】セミナー、講師、ウェブサイト、宣伝

【対応例】

「A 機関の人に講師をしてもらってセミナーを開催」したことについて A 機関日本事務所のウェブサイトに掲載することは、それが事実を正確に記載していれば、特に問題はない。A 機関が国際連合の専門機関であり、公共的な目的のもとに設置された国際機関であって、民間営利企業のように特に営利目的で大学の名称を使用される懸念もないので、その意味でも問題はない。背景が特に問題のないケースであるが、一般的な注意事項（著作権や肖像権の取扱いなど）に注意することは必要である。

仮に共同研究先や物品購入先等の民間企業等が大学の名称をウェブサイトで使用してセミナー等の紹介をしたいといった場合は、具体的な情報（大学との関係を示す契約書や、セミナーの概要（対象や内容等））といった事実関係を大学で確認し、具体的な掲載の態様を検討する必要がある。

【事例 4 6】報酬のある SNS でのコメントとステマ広告

国立大学 X の Y 教授が A 株式会社の発売する新型車 N の発表のサイトを見て SNS で関連技術に関するコメントをする兼業依頼を受けた。SNS 上で特定の日に 2 回投稿しても

らい、報酬はリーチ当たりで支払う。ハッシュタグで A 株式会社名と PR を付与する。これは兼業として認められるだろうか。

【キーワード】 SNS、コメント、宣伝、ステマ広告

【対応例】

国立大学で営利企業兼業として認められている条件としては、例えば「営利企業付設の教育施設、研修所又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合」又は「営利企業における研究開発に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合」があり、本件はこれらに近似性があると考えられる。しかしながら、今回要請されている SNS のコメントは 140 文字が限度なので、それが「教育」や「指導」とみなせるかどうかについては疑問が残る。この疑問を詳述すると以下ようになる。

「教育」や「指導」なのであれば、A 株式会社に出向いたりメールをしたりなど、手段はともかく、A 株式会社の担当部署とコンタクトを取る、あるいは、講演会をするといったことが通常のやり方だが、Y 教授の新型車 N に関する個人的なつぶやきが一般公開されることを要請しているということは、「教育」や「指導」というより、むしろ、著名人やブランド力を持った人が新型車 N について関心をもって、かつ、可能であれば A 株式会社の社名又は A 株式会社の開発している技術を評価してくれて広めてくれる（世論形成してくれる）ことを A 株式会社が意図していると受け取られる。換言すれば、本件のケースでは、A 株式会社の狙いは、本質的には「教育」や「指導」ではなく、著名人が持つ顧客誘引力というパブリシティ価値に着目して「広告」として利用したいから報酬を支払って依頼しているのではないかと推測される。

Y 教授が当該関連技術について関心があって、それについて 140 文字×2 回程度のコメントを公表したいのであれば、表現の自由があるので A 株式会社の報酬を得ずとも、いつでも自由に発表すればよいのであって、企業から報酬を得て広告に類する世論形成に参画するというのはみなし公務員である国立大学の教員の兼業として認められるかどうかは慎重に検討されるべきものとする。

以上を要約すれば、本件は形式的には兼業条件に該当する可能性があるが、SNS は新しい技術であり、その内容や意図されていることとしては兼業として疑問のあるやり方であるといえるので、そもそもこうしたケースを兼業として認めるのかということについて解釈権限のある担当課に確認する必要があると考える。もちろん従来のメセナ活動の一環の講演会のようなものも企業の広告的側面があるといえるが、本件場合はそれと異なり、評価対象である関連技術を備えた新型車販売の促進につながる可能性が大きく、広告的要素の割合があまりに大きいと考える。

なお、近年はステマ広告が問題となって、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）で「不当な表示の禁止」として規定された 5 条 3 号の「・・・商品又は役務

の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認め、内閣総理大臣が指定するもの」の「内閣総理大臣が指定するもの」に、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」が追加され、2023年10月1日から施行されることになった。消費者庁では「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準¹³を定めており、規制対象の判断には対価性や事業者の表示であることをわかりにくくするため、大量のハッシュタグを付した文章の記載の中に当該事業者の表示である旨の表示を埋もれさせる場合などの事例も記載されている。このような法的規制も十分に考慮することが必要となる。

¹³ 消費者庁長官決定：「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準（2023.3.28）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms216_230328_03.pdf

VI プレスリリース

【事例 47】共同研究成果のプレスリリース

1. X 教授が行った研究成果について、共同研究先である株式会社 A からプレスリリースの希望があった。共同研究契約が締結されており、リリースの内容は、X 教授から提出された成果報告書に基づくものである。ただ、この成果報告書には日付がなく、一般公開されるか不明で、これが論文のような学術的な根拠となり得るのか、また、そもそも、研究を行った大学ではなく、依頼者である株式会社 A からリリースをするのが適切なのだろうか。
2. 本件は企業の単独リリースということで進めるつもりだが、その際、共同研究契約あるいは資金提供等についての記載は必要か。また通常、研究成果のプレスリリースの場合は、論文等の一次情報の出典を明記するが、これについての記載は不要ということによいか。

【キーワード】 プレスリリース、共同研究、成果報告書、企業単独

【対応例】

1. 大学の研究について大学が単独若しくは外部の組織と共同でプレスリリースするときの条件としては、一般的に以下の 2 点が挙げられると考える。

- (1) 研究に従事した教員等が大学としてのプレスリリースを希望している。
- (2) 高等教育機関として発表すべき研究の新規性や重要性がある。

(この外に、(3) として、プレスリリース案として持ち込まれるもの以外で、大学の広報担当自身が極めて顕著な研究であると認識して発表しようとする場合がある。)

大学では毎日のように研究成果が出ており、その全てを発表していたらきりがないので、上記 (2) のような条件は必要であると考え。

今回の案件の場合、実験自体は大学でなくとも他の研究機関や試験場でも試験可能なもので、上記 (2) に該当するとはあまり考えられず、おそらく X 教授も大学として発表したいという希望は持っていないのではないかと考える。

なお、共同研究又は受託研究の研究成果を発表する場合の根拠は通常は「研究成果報告書(実績報告書)」であり、受託研究については大学側から委託者側に提出するもので、公表することは前提となっていない(共同研究の場合は共同で実績報告書を作成することになるが、本件場合は大学と企業の役割分担を契約書で確認すると実質的には受託研究といえるものである。)

このような研究成果(実績)報告書が作成されていない場合にプレスリリースを確認するときは、止むを得ず学会発表資料や論文等を参照することがある。また、このような研究成果報告書をもとに企業が発表することは産学連携活動におけるスポンサーとして当然なし得ることと考える。

おって、株式会社 A が単独でプレスリリースをする場合であっても、当然のことながら内容について大学として問題がないかどうかを確認する必要があり、基本的には研究担当教員の確認に従うことになる。

2. 共同研究契約あるいは資金提供等についての記載は必要であるが、論文等の一次情報の出典は必須とまではいえない。

【事例 4 8】実施中の共同研究のプレスリリース

X 教授が実施中の共同研究について、共同研究先の株式会社 A からプレスリリースの希望があった。当初の要望では、株式会社 A が開発した新商品のリリースに併せて、この商品を利用した本共同研究についても共同リリースとして発表したいとのことであったが、新商品の紹介と絡めた内容は適切ではないので、企業単独でリリースしてもらうようにしたものである。先方が作成したリリースの文案と、共同研究契約書及び実施計画書を添付する。

【キーワード】 プレスリリース、実施中の共同研究、企業単独

【対応例】

【事例 3 2】のケース 3 にもあるとおり、共同研究実施中に大学の名称を使用した宣伝は原則として認められない。「大学の名称使用に関しては、大学が責任を負うことのできる事項とその範囲が明確な場合にのみそれを正確に科学的に記載することを認める、という考え方である。」「共同研究が終了して一定の成果の出た後に、その事実を科学的にパンフレット等に掲載することは、十分にあり得る。」とあるとおりである。

本件の場合は、まさに大学の名称を X 教授指摘のように「株式会社 A が開発した新商品のリリースに併せて」共同研究実施中という形態で宣伝において使用するケースである。

しかも、共同研究契約は来月末で終了し、プレスリリース案にも「結果については〇年〇〇月を目途に発表する予定です」と近々に成果が出ることを示唆している。きちんとした研究成果が出た後で、大学の責任の範囲を明確にした上で成果を公表するというのであればプレスリリースの意義はあるが、成果発表を間近に控えてなぜこの時期にプレスリリースを行う必要があるのか、という疑問がわく。極端に言えば、実際には企業に有利な成果が出ておらず、不利な結果を公表する前に、権威のある大学の名称を使用して少しでも商品の宣伝をしようとしているのではないかと、といった疑念すら招きかねない。

しかも、プレスリリースにも当該商品は「弊社が開発・提供する※※アプリ」であると明記しており、今回の共同研究は「効果検証」にあたる（【事例 3 2】のケース 2 の対応例参照）。この場合、客観的な研究成果の事実の公表なら認められるが、上述のようなことと考えると、今回のプレスリリースは特定の商品の宣伝のために利用されるような仕方

で大学の名称を使用するような態様であるとも言える。

現時点では、大学としては、従来の原則に従って、共同研究成果が出てからその成果について大学の名称を使用したプレスリリースをすることにしてもらうようにしてもらいたいと考える。どうしてもこの共同研究実施中のプレスリリースをしたいというのであれば、なぜこの時期にこのような中途半端なプレスリリースをするのかという合理的で納得のいく説明を企業側がする必要がある。

【事例 4 9】 治験開始のプレスリリースへの研究開発分担企業の参加

X 教授から、※※疾患に対する治験が開始されるとのことで、プレスリリースの希望があった。リリースの文案では、大学と AMED との共同リリースという形になっているが、書類を見ると株式会社 A が研究開発分担者として含まれており、また、本治験には、同社と共同開発した「M」という製品の試験としての位置付けがあるようなので、同社も加えた形でリリースするのが適切ではないかと考えている。

そうすると、M に関する記述も慎重にする必要があるかと思うが、この点も含め、プレスリリースとして内容的な不備、若しくは追記すべきことなどあれば助言が欲しい。

【キーワード】 プレスリリース、治験、研究開発分担企業

【対応例】

治験において企業から資金提供と被験製品の無償提供を受ける場合には利益相反の観点から当該企業が治験に参加することは厳しく制限されることとなる。このため、本治験においても医師主導臨床試験契約に株式会社 A は「本治験の計画又は実施等の役割を担うものではない」と明記されている。

株式会社 A との関係は本治験で使用する※※細胞の作成と使用するデバイスの開発という準備段階の共同研究であったと考えられる。同社は、治験そのものに関わることは制限されているので、本臨床試験のプレスリリースに加わって発表するというのは不適切であると考えられる。

国立大学法人は、公共的機関として、特定の営利企業等との関係性について正確に事実を記載し、透明性を確保することが求められるので、そのような観点から特に利益相反に関わる事項についてプレスリリースにその他の事項と併せて修正を入れる。

(主な修正点) 医師主導臨床試験契約の利益相反に関する条項に基づき、治験実施計画書の利益相反の記載を追記。

【事例50】共同研究開始のプレスリリースを相手方企業のウェブサイトに掲載

A 株式会社と大学の間で共同研究契約を締結することとなったが、同社から以下の文案を先方のウェブサイトに掲載したいとの申出があった。

「見出し：X 大学との共同研究を開始。

X 大学（※※部局 Y 教授）との※※の応用を目指した基盤技術開発とその応用研究に関する共同研究契約を締結しました。本共同研究を通じて、※※の応用に向けた開発を促進していきます。」

1. 企業が単独で共同研究開始のリリースをウェブサイトで行う。共同発表ではない。
2. 上記の文案は、虚偽や誇大表現はないように思うが、確認願う。

ウェブサイト掲載にあたり、

- ①共同発表によるプレスリリースではないので、X 大学のロゴは使用しない。
 - ②共同研究にあたる企業の宣伝活動には使わない。
 - ③社会的な意義を正確にわかりやすく表現する。
- といったことを満たしているように思う。

【キーワード】 プレスリリース、共同研究開始、企業単独、企業ウェブサイト

【対応例】

A 株式会社は国立大学法人 Z のラボに入居しているベンチャーのようで、問題のある企業というわけではない。

文面については、大学の研究担当者は複数いるので、以下のように「研究代表者：」を入れてもいいかと思う。

「国立大学法人 X 大学（研究代表者：※※部局 Y 教授）との※※の応用を目指した基盤技術開発とその応用研究に関する共同研究契約を締結しました。本共同研究を通じて、※※の応用に向けた開発を促進していきます。」

なお、このような場合、通常文面の掲載場所を提示してもらって、その掲載態様を確認するが、それも掲載サイトと推測される「お知らせ」のサイトの他の事例を見るとあまり問題がないと判断できるので、上記の「お知らせ」と同様の態様であるということが確認できればそれで結構である。

【事例51】大学でのウェブツールの導入に伴う提供企業によるプレスリリース

大学で新しいウェブ※※ツール「X」を導入することとなり、X の提供者（株式会社 A）からプレスリリースを行いたい旨の連絡があった。リリース原稿案と規約・覚書等を添付するので、内容に問題等がないか確認して欲しい。

【キーワード】 プレスリリース、ウェブツール、大学での導入、企業単独、ロゴ

【対応例】

国立大学法人は、国立大学法人法により、業務の公共性が規定されており、企業の営利活動そのものを行うこと（企業の宣伝活動の一部を担うことも含まれる。）は認められていない（国立大学法人法 35 条による独立行政法人通則法 3 条の準用）。

民間企業等が大学への納入等の実績をチラシやウェブサイトなどで紹介したいという事案については、大学が正式な手続により購入した製品やサービスについて企業がビジネス界の慣行により単に納入・導入実績として公表する場合は、大学が当該製品・サービスを購入・利用したことは事実であり、企業は単にその事実を対外的に公表したに過ぎず、また、このようなことは一般にビジネスの慣行として行われているので、特に問題はないと認められる。

ただし、その場合の表現としては、単に実績として企業側が一覧に大学の名称を記載する程度であり、例えばその製品やサービスについて推奨したり、感想を述べたりといったコメントなどを掲載すること、あるいは、殊更大きく大学の名称を使用して宣伝に利用するようなことは、社会的な慣行を越えるので、許容の範囲を逸脱していると判断して認められない。株式会社 A のウェブサイトの導入事例集をみると、上述のような許容範囲を逸脱している表示となっており、認められない。

また、今回の大学の名称を使用したプレスリリースを確認したところ、いくつかの大学の中の一つとして紹介されているが、通常このような納入実績の宣伝で大学のロゴを使用させることはない。ロゴ（商標）は、本来、その商標を登録している事業者が行う事業そのものを示すものであり、このような特定の企業の宣伝におけるプレスリリースの中で大学のロゴの使用することは通常は認められない。

【事例 5 2】 研究開発分担企業による企業単独でのプレスリリース

製品「X」の医師主導治験のリリースに関連して、共同研究相手先企業の株式会社 A と B 株式会社サイドで発信するリリースを添付のとおり共有してもらった。できるだけ修正のないようにとは思っているのだが、内容について、利益相反の観点から特に修正が必要なものについて意見が欲しい。

【キーワード】 プレスリリース、研究開発分担企業、企業単独

【対応例】

株式会社 A 及び B 株式会社と共同研究契約を締結し、大学から知財が生じ、企業側と実施契約を締結しているという理解でよいだろうか。

つまり、「共同開発」と言うためには、必ず大学から特許やノウハウなどの知的財産が提供されているはずであって（逆に言えば大学の提供できるものは知的財産だけなのでその提供がなければ共同開発とは言えない。）、まず、特許等の実施契約をしてから初めて大学と共同開発をしたという宣伝ができることになる。

また、企業側が広告宣伝のために大学の名称を使用する場合は、大学がその製品のどの部分に責任があるかという責任の範囲を明確化して広告する必要がある。あたかも製品全体に大学に責任があるような表現の仕方は問題がある。

したがって、対応としては、大学の知財について実施契約を締結しているのであれば、大学が製品 X のどの部分に責任を負っているのか明確に記載する必要がある。

そのような状況ではなく、単に X について共同研究をしてきただけで、特に大学で知財は生じておらず、したがって実施契約はしていないというだけなのであれば、以下の文章については例えば以下のように、共同研究課題を紹介するにとどめること。

（原案）

「株式会社 A 及び B 株式会社は、※※大学と共同で開発を進めてきた 「X」・・・」

（修正案）

「株式会社 A 及び B 株式会社は、※※大学と「〇〇（ここに研究課題名を入れる）」という課題で共同研究を進めてきました。この共同研究の対象である「X」・・・」

【事例 5 3】企業単独による共同研究開始のプレスリリース

株式会社 A から、大学と共同研究を開始したというリリースを計画していると連絡があった。スマートフォンアプリ「X」についての共同研究で、契約はまだ未定結だが、添付の文書案で合意しており、近く締結予定とのことである。リリースの文面を確認して、問題点などあれば指摘して欲しい。

【キーワード】 プレスリリース、共同研究開始、企業単独

【対応例】

共同研究に関して、企業の宣伝に大学の名称を使用するときは、共同研究の研究成果が確定した段階で、それについて大学の責任を負える範囲を明確にして記載するのが原則である。

まだ研究成果が出るのか出ないのか判明していない時点で、「共同研究成果を開始した」旨の報道発表をする場合に、大学の持つブランド力を利用してあたかも成果が出るかのような発表をして消費行動を掻き立てるようなことには問題があり、単に共同研究成果を開始したという事実のみを淡々と発表するということしか認められない。

プレスリリース案は、大学の名称を利用してスマートフォンアプリ X を宣伝するという

意図が濃厚であり、成果の出ていない段階であるにもかかわらず、あたかも有用なアプリケーションであるかのような印象が強く感じられるような記載となっている。

基本的には成果の出ていない段階では上述のように、共同研究を開始した旨の正確な事実の発表しか認められないので、そのように修正する。

また、今回の共同研究はスマートフォンアプリ X を大学と株式会社 A とで共同開発したということではなく、すでに同社が開発したアプリの効果検証の共同研究となる。このため、仮に共同研究の成果が出たときに宣伝するとしても、大学の名称使用に関しては、大学が責任を負うことのできる事項とその範囲が明確な場合にのみそれを認めることとなる（【事例 3 2】 ケース 2 参照）。共同研究が終了して一定の成果の出た後に、その事実を科学的に記載したものをプレスリリースすることは、十分にあり得るので理解いただきたい。

Ⅶ 企業による大学への納入実績の紹介

【事例54】納入実績としての大学の名称使用やインタビュー

データベース「D」を販売しているA株式会社から、Dを使用しているX助教に取材の申込みがあった。Dの販促目的で、X助教にインタビューをして、その結果を納入事例としてウェブサイトや印刷物等で紹介したいとのことである。

【キーワード】納入実績、宣伝、広告、インタビュー、コメント、ウェブサイト、印刷物

【対応例】

本件はA株式会社の製品の販促のために大学の名称や当該製品を使用する教員の意見等を製品の導入事例としてウェブサイトや印刷物に使用しようとするものだが、結論から言うと、このような形態での大学の名称使用は認められない。

【事例32】のケース2には効果検証の場合の共同研究成果について企業側が大学の名称使用をして宣伝をすることについて以下のように記載している。

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため大学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方ですべての商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方ですべての商品に関するコメントを発表してはならない。

上記(1)は特記されていることから、(2)の大学の名称使用禁止の例外となり、(2)は、それ以外の場合における大学の名称等の使用を認めない趣旨である。

つまり、効果検証の共同研究であっても上記のような厳しい制約があるので、今回の事案のように単なる製品導入の場合におけるA株式会社の申出は上記(2)～(4)にあたり、認められないということになる。

製品導入事例として大学の名称を使用する場合は、ビジネスの慣行上認められる範囲内で使用することは可能である。それは、例えば製品導入企業等一覧として何社か羅列し、その中の一つに大学の名称のみ記載するといった形態である。

【事例55】納入実績としてのウェブサイトへの大学の名称使用

A株式会社が大学へ製品(機器)を納入している。A株式会社のウェブサイトのリニューアル

アルに伴い、「主な納入先」として大学名を掲載したいと言ってきた。掲載の諾否及び承諾の場合の手續について知りたい。

【キーワード】 納入実績、ウェブサイト、宣伝、広告、大学の名称使用

【対応例】

まず、大学が国立大学法人として公共的性格を有していることから、大学の名称を合理的な理由なく商品宣伝に使用することは認められない。ただし、大学が正式な手續により購入した製品について企業がビジネス界の慣行により単に納入実績として公表する場合、大学が当該製品を購入したことは事実であり、企業は単にその事実を対外的に公表したということであり、ビジネスの慣行の範囲内のものであれば認めることができる。その場合の表現として認められるものは、通常、企業側が納入実績一覧の中に大学の名称を記載する程度となる。以上のことから、まず、次の手順を踏むこと。

1. 事実関係に基づいた記載であることを確認するために、「主な」納入先ということは複数の契約をしていると推測されるので、その契約書（納品書等）を利益相反アドバイザーまで送付すること。2～3点で構わない。また、学内で確認するので、納入先の担当者と連絡先を知らせること。
2. A 株式会社のウェブサイトに大学の名称を掲載する具体的な案を利益相反アドバイザーまで送付すること。ウェブサイトのどこに掲載するのかも知らせること。
3. 利益相反アドバイザーが確認のうえ、修正があれば修正し、掲載の可否を決定する。

【事例56】 納入実績としての校章の使用

大学と購入契約のある企業が、導入事例として大学の名前を使用する場合、校章の提供は可能か。校章の民間企業への提供は一般的に大学では行っていない行為になるので、一営利企業に提供するという事は、一企業の営利に加担することに繋がり、公共的利益の追求を本務とする国立大学の性質上、認められないと認識しているが、そのような理解でよろしいか。

【キーワード】 納入実績、校章、商標、宣伝、広告、大学の名称使用

【対応例】

そもそも、国立大学法人は公共的機関であり、特定の企業の営利活動のために、大学の名称を使用させることはあまり好ましいことではない。ビジネス慣行上の許容できる範囲で容認しているだけであって、大学の名称を導入事例として企業が使用する場合は、必ず事前に利益相反アドバイザーに、どこに、どのように大学名称を使用するのか、具体的な態様の

わかる掲載案を企業から提出してもらい、大学が許可した記載方法・態様で名称使用することになる。一般的には、導入事例として導入したものの名称と大学の名称を掲げる程度を容認してきている。したがって、それ以上に大学の関係職員のインタビューやコメントを掲載することは認めてきていない。

また、大学の校章は商標登録もしている場合が多く、校章（商標）は、本来、その商標を登録している事業者が行う事業そのものを示すものであって、このような特定の企業の宣伝（大学も顧客であるという宣伝）のために大学の校章を使用することは通常は認められない。

以上は利益相反マネジメント上の判断だが、商標の使用に関しては知財担当部署が行う。

【事例 57】 納入実績としての大学の名称使用の割引

X 講師が機器の購入を検討している。導入事例として当該機器メーカーである株式会社 A のウェブサイトに設置後の写真や使用方法等のインタビューを載せると割引価格で購入ができるという。これは利益相反に該当するのだろうか。他大学の導入例が載っており、他大学が利益相反事例にならない理由も知りたい。

【キーワード】 大学の名称使用、納入実績、宣伝、広告、割引

【対応例】

本件は株式会社 A の製品の販促のために大学の名称・写真や当該製品を使用する教員の意見等を製品の導入事例としてウェブサイトに使用しようとするものだが、結論から言うと、大学の名称使用は認められない。【事例 32】のケース 2 には、効果検証の場合の共同研究成果について企業側が大学の名称使用をして宣伝をするケースを以下のように記載している。

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため大学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方で特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方で共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

上記(1)は特記されていることから、(2)の大学の名称使用禁止の例外となり、(2)は、それ以外の場合における大学の名称等の使用を認めない趣旨である。

すなわち、効果検証の共同研究であっても上記のような制約があるため、今回の事案のように単なる製品導入の場合における株式会社 A の申出は上記（2）～（3）にあたり、認められないということになる。

組織的にこのようなことを行って割引をさせて実質的に大学が利益を得るとするのは大学（組織）としての利益相反でもある。

また、大学における利益相反マネジメントは法令等で一律に定められているわけではなく、大学が自身の信頼や名誉を守るために各大学でそれぞれルールを定めて管理をしている。例えば、「200 万円以上の寄附を受領している企業とは共同研究を禁止する」といったルールを大学が定めても、それはその大学のルールであるということである。したがって、「他大学が利益相反事例にならない理由を知りたい」のであれば、当該大学の利益相反担当部署に確認する必要がある。

なお、参考までに、イノベーション促進産学官対話会議「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン¹⁴」に次の記載がある。

「(オ) 事例把握、情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）

・ マネジメント機能を強化するために、利益相反マネジメント事例や利益相反マネジメントをめぐる課題等について、他大学・国立研究開発法人と情報共有する。その際、利益相反マネジメントは各大学・国立研究開発法人のビジョンに沿った多様なアプローチが存在すること（複数の対処があり得ること）を理解する。」

下線は原文のまま、この意味するところは、利益相反マネジメントは各大学によって異なることがあり得ることを理解する、ということである。

【事例 58】納入実績についてのブログ上でのコメント

X 大学では、A 株式会社の提供サービス「S」の導入契約を締結している。A 株式会社より、導入事例の紹介をしたいとの話があった。事例紹介は、A 株式会社のブログに記事として掲載したいということで、感想やコメントの要請がある。参照として私立大学 B の紹介ページが送られてきている。

【キーワード】 納入実績、宣伝、広告、ブログ、感想、コメント

【対応例】

国立大学法人は、国立大学法人法により、業務の公共性が規定されており、企業の営利活

¹⁴ イノベーション促進産学官対話会議（事務局：文部科学省高等教育局、文部科学省科学技術・学術政策局、経済産業省産業技術環境局）：産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（2016.11.30） p.31

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm

動そのものを行うこと（企業の宣伝活動の一部を担うことも含まれる。）は認められていない（国立大学法人法 35 条による独立行政法人通則法 3 条の準用）。

民間企業等が大学への納入等の実績をチラシやウェブサイトなどで紹介したいという事案については、大学が正式な手続により購入した製品やサービスについて企業がビジネス界の慣行により単に納入・導入実績として公表する場合は、大学が当該製品・サービスを購入・利用したことは事実であり、企業は単にその事実を対外的に公表したに過ぎず、また、このようなことは一般にビジネスの慣行として行われているので、特に問題はないものとして認められる。

ただし、その場合の表現としては、単に実績として企業側が一覧に大学の名称を記載する程度であり、例えばその製品やサービスについて推奨したり、感想を述べたりといったコメントなどを掲載すること、あるいは、ことさら大きく大学の名称を使用して宣伝に利用するようなことは、社会的な慣行を越えるので、許容の範囲を逸脱していると判断して認められない。

私立大学 B の名称を使用した宣伝を確認したところ、大学名称をことさら大きく表示し、宣伝している態様で、国立大学ではこのような態様の大学の名称使用は認められない。

納入実績一覧としていくつもの企業等の記載がある中の一つに大学が記載されている程度が許容される範囲である。（スタンフォード大学でも、当該リストにはすべての顧客を含める必要があり、完全なリストが長い場合は、最低 20 の顧客を含める必要があるなどというガイドラインがある¹⁵。）

【事例 5 9】大学の主体的事業におけるコメント

X 大学がオープンアクセス出版システムを採用した論文ポータルサイトを持っている。これは株式会社 A との契約に基づく事業である。株式会社 A の「P」というプラットフォーム（親サイト）上に構築されたものである。従来 X 大学内で運用していたものを他機関にも開放することになった。株式会社 A の P の下に X 大学のポータルサイトがあり、その下に各協賛機関がページを作成するという 3 層構造になる。

1. X 大学の記者会見で大学理事がコメントすると同時に、株式会社 A も別途行うプレスリリースの中に大学理事のコメントや株式会社 A の社員のコメントを掲載することについてどう考えるか。
2. 株式会社 A はサイトを利用する協賛機関を募るためにフライヤーを作成した。そこに X 大学の研究者のコメントが掲載されることについてはどう考えるか。なお、協賛機関になるのは基本的に無料。論文投稿料は受益者負担として投稿者が株式会社 A に支払い、同

¹⁵ Stanford University: Name Use Guidelines, EFFECTIVE DATE: MARCH 1, 2014, AS AMENDED: SEPTEMBER 1, 2017; MARCH 1, 2018; JUNE 5, 2022
<https://trademarks.stanford.edu/name-use-guidelines>

社の利益になる。サイトの維持費は全額 X 大学が負担する。

【キーワード】 論文ポータルサイト、企業との契約、理事・研究者のコメント

【対応例】

以下、上記の番号に対応した回答である。

1. 本事業は、株式会社 A の出版モデルを採用したものであるとはいえ、特定分野を中心とした英語と日本語による論文投稿サイトであり、迅速出版、かつ、公開査読などによる透明性を確保した国内初のフルオープンアクセス出版サイトとして、X 大学の事業として企画・実施されたものである。

したがって、この事業を他機関に拡張することについて、記者会見で、理事がコメントを発表すること自体は、X 大学主体の事業であるので、利益相反マネジメントの観点からは問題ない。

このような X 大学の事業についての記者会見資料に、本来であれば、民間企業である株式会社 A の社員のコメントを掲載することは企業の宣伝に利用されることになり認められないが、今回の同社社員のコメントを子細に検討すると、同社の宣伝というよりは、今回の X 大学の事業の他機関への開放の意義を述べているだけであるので、例外的に認めて差し支えないものと判断する。

今回の事業により、これまでの X 大学サイトの機能を拡張し、他機関の研究者も利用できるようにリニューアルするというのも、やはり X 大学自身が企画し、実施しようとするものである。そこでの株式会社 A の位置付けは、この X 大学の事業を実施するための手段を提供してくれるという関係にあるといえる。そして、この事業に関する理事のコメントは、この事業を企画したとおりに広く国内の大学の研究者に利用されることを願ったものであると考えられる。そうであれば、理事のコメントが株式会社 A のプレスリリースに掲載されるとしても、それはこの事業の主宰者（X 大学）として考えれば、掲載を認めることに合理性があるといえる。今回の事業拡張により、結果的に株式会社 A の収益が増加し、X 大学には何の収益も入ってこないとしても、許容し得る範囲内のことである。何故なら、X 大学としては、もともとそういうものとして企画したのであり、日本にも広く研究者が利用できるオープンリサーチ出版のサイトを設置することによって、日本の学術研究の成果が内外に発信されることに貢献することになるからである。

2. これについても上記 1. と同様の回答になる。この事業の主体はあくまで X 大学であり、株式会社 A はその手段を提供するものである。事業の主宰者として、本事業を拡張するのは、金銭的な利益が目的ではなく、広く日本の大学の研究者が利用することにより、日本の学術研究の成果が内外に発信されることを目指していこうとするもので、株式会社 A のフライヤーに大学の研究者のコメントが掲載されたとしても、利益相反上の問題は小さく、また、研究者のコメントの趣旨も、オープンリサーチ出版のサイトが広く浸透して

いくことを目指したものであり、それはこの拡張事業の趣旨に沿ったものであるといえる
と考える。

【事例60】企業の取引実績広告への校章使用

大学が機器の買取・中古販売のA株式会社と不要物品の買取契約を締結している。同社のウェブサイトでは協力企業等を紹介しているのだが、このサイトに大学を校章付きで紹介したいと言ってきた。どのように対応したらよいだろうか。

【キーワード】大学の名称使用、広告、宣伝、ウェブサイト、校章、契約実績

【対応例】

通常このような民間企業が行う契約実績の宣伝において公共的機関である大学の校章の使用を認めることは適切とは言えない。特に、大学が校章を商標登録している場合、商標は本来、その商標を登録している事業者が行う事業そのものを示すものであり、したがって、大学の事業と認められるものについて大学の商標を使用することが基本であるので、このように単に大学の取引相手方である特定の企業の宣伝のためのウェブサイトにおいて大学の校章を使用することは通常は認められない。

また、当該ウェブサイトの「協力団体」と表示された場所に大学を表示すると、単に買取・中古販売の契約をしているだけの関係であるにもかかわらず、同社の事業に積極的に協力している大学であるかのような印象を受け、表記の仕方も不正確である。

「取引実績」や「契約実績」等正確な関係を明記して、それら企業等の一覧の中に大学の名称を記載する程度がビジネスの慣行として認められる許容範囲である。

VIII 企業の大学施設・サイト使用、ネーミングライツ

【事例 6 1】部局のウェブサイトでの企業のバナー広告掲載

学生支援・教育研究の拡充のため、X 学部のウェブサイトに企業のバナー広告を掲載し、少しでも収入を増やしたいと考えている。これに関する規約等はどうなっているか。

【キーワード】 ウェブサイト、企業のバナー広告、大学規約

【対応例】

学術情報ネットワーク SINET (Science Information NETwork) は、日本全国の大学・研究機関等の学術情報基盤として国立情報学研究所 (NII) が提供しているネットワークで、学術コンテンツを提供することがその使命となっている。国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程 6 条 1 号及び 2 号の規定はこのネットワークを日本国内の大学や研究機関等は無償で提供するための大前提になっており、国立大学の通常のウェブサイト上で、民間企業の広告を掲載することは加入規程違反になると考えられる。

(遵守事項)

第 6 条 加入者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 研究・教育並びにその支援のための管理業務以外の目的にネットワークを利用しないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと¹⁶。

そもそも学術専用のネットワークは非営利目的で使用されることが国際的に認知されている。学術目的のみの利用であるからこそ、SINET は莫大な設置費用と維持費用をかけながらも、国民の税金で大学等の研究機関により無償使用されることが支援されているのである。こうした本来の目的を考慮すれば、営利目的の使用そのものである企業広告の掲載は SINET の本来の目的に沿った加入規程の解釈からは認められないものと解される。

国際的に見ても、大規模な私立大学や The Times Higher Education 発表の世界大学ランキングの上位 10 大学のウェブサイトのトップページを調べてみても企業の広告を掲載しているような大学は存在しない。学術目的 (非営利目的) で導入されたネットワークは学術コンテンツのみを流通させるものであるという理解が大学間で成立しているといえるのではないだろうか。

¹⁶ 大学共同利用機関法人情報システム研究機構国立情報学研究所：国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程 (平成 16 年 4 月 1 日制定、改正：平成 30 年 11 月 25 日)
https://www.sinet.ad.jp/wp-content/uploads/2018/11/201811_kanyuu-kitei.pdf

【事例 6 2】教員が起業した企業の広告を大学部局のウェブサイトに掲載

X 助教が起業した企業を大学部局のウェブサイトで広報することについて知りたい。この企業は X 助教が大学の研究成果を基に有志と立ち上げた企業で、兼業も承認されているが、現時点で大学発ベンチャーとして認定されているわけではない。この企業を所属部局のウェブサイトで広報することを検討しているのだが、利益相反になるのだろうか。

【キーワード】 教員起業の企業、大学部局のウェブサイト、企業の広報

【対応例】

大学が利用している学術情報ネットワーク SINET は、日本全国の大学・研究機関等の学術情報基盤として国立情報学研究所（NII）が提供しているネットワークで、学術コンテンツを提供することがその使命となっている。「国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程」6 条 1 号及び 2 号の規定はこのネットワークを日本国内の大学や研究機関等に無償で提供するための大前提になっており、営利を目的とした利用は行ってはならないとされている。このため、大学の通常のウェブサイト上で、民間企業の宣伝を行うことは加入規程違反になると考えられる（【事例 6 1】参照）。

したがって、大学のウェブサイト上で大学発ベンチャーを紹介する場合も、企業名、概要を載せてその企業の URL にリンクを張る程度にとどめる程度とするのが普通である。このため、部局のウェブサイトに X 助教の研究成果を紹介し、その事業化を進めている企業の名称を記載してその企業の URL にリンクを張る程度のことは可能であるが、その企業そのものの広報を行うことは容認されないものと判断する。

【事例 6 3】大学の研究ポータルサイトに英文校正・翻訳会社割引サービスのリンク付け

大学で利用度の高い英文校正会社の割引サービスを提供するため、大学の研究ポータルサイトに、「英文校正会社」あるいは「英文校正及び翻訳割引サービス」のリンクを設けて、そのページの企業名をクリックすると、各企業の大学専用ページサイトに飛び、そこから割引された英文校正や翻訳の発注ができるようにする計画がある。最終的に計 4 社の割引サービスを紹介することができる可能性がある。これについて、利益相反の問題があるだろうか。国立大学法人 A でも同様のことをしているようだ。

【キーワード】 研究ポータルサイト、英文校正・翻訳会社、割引サービスのリンク付け

【対応例】

大学が加入している情報ネットワークである SINET については、学術情報ネットワーク加入規程があり、その 6 条に「営利を目的とした利用を行わないこと。」という規定が設け

られている（【事例6 1】参照）。本件の場合、営利を目的とした利用とはいえないと考えられるが、それでも利益相反マネジメントの理念を考えると、外部から見た場合にそのように誤解されるおそれがある場合は、極力そうした誤解の余地をなくしていくことが求められる。

国立大学法人 A の例では、同大学のウェブサイトの英文校正等の割引サービスの箇所をクリックすると、具体的な情報は学内限定とされ、ID とパスワードを要求される。つまり、具体的な会社名は学内の構成員しか見られない仕組みとなっている。

このように、具体的な会社名が外部から見られないようになっており、会社名が出てくるのは学内専用ページに限定されるのであれば、学内の学生・教員に向けた研究支援サービスとして利益相反マネジメントの観点から見ても、個別の会社名の掲示は研究支援の目的のためとして許容される範囲と考える。

【事例6 4】企業と共同主催の講座の開催

X 大学の A 専攻と株式会社 B とが、社会人向け講座の開催を共同企画した。実施主体は株式会社 B で、講師陣は A 専攻所属の教員数名であり、約半年間の間に 10 日間のコースを開催。受講料は 1 人当たり数十万円。場所は、専攻の教室を使いたいと考えている。このようなプログラムを、X 大学と株式会社 B との共同研究として実施したいが、このことは可能だろうか。

【キーワード】株式会社主催の社会人向け講座、受講料数十万円、専攻の教室、大学との共同研究

【対応例】

今回のように社会人向け講座を X 大学と株式会社 B との共同研究として実施するとしながら、10 日間のコースで受講料を 1 人当たり数十万円取るとすることは、以下のように問題が多いと考える。

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）35 条では独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）3 条が準用されて「業務の公共性」が規定されている。また、同法には学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）26 条 1 項）と異なり収益事業に関する規定がなく、運営費の相当部分を運営費交付金によって支えられている国立大学法人としては、国立大学法人法 22 条 1 項に規定する業務の実施に附随して収益を「伴う」事業を実施することはできても、収益を目的とする事業は実施できないと考えられている。このため、大学によっては学内の共催及び後援に関する規則で、共催等の要件として営利事業でないことが規定されているケースもある。今回のように、10 日間のコースで受講料を 1 人当たり数十万円取るということは、関係者の意識としては収益を目的としていないとしても、少なくとも

も外部の第三者から見た場合には、収益を目的とする事業と受け取られても仕方のない外見を有している。また、場所についても、大学の財産管理規則で、「営利を目的としない場合で、講演会、研究会等で使用する場合」に大学の財産を貸し付けることができるとしている場合もあり、今回のようなケースでは、実施主体が企業でもあり営利を目的とした事業と受け取られるために、このような規定の適用により貸付を実現するのは困難と思われる。

以上のことから、今後、このプログラムを実施するためには、次のことを検討する必要がある。

1. X 大学と株式会社 B の共同研究として社会人講座を実施しようとするのであれば、X 大学と株式会社 B の共同主催で、かつ、受講料を無料か、又は、少なくとも実費徴収程度に抑える必要があり、そうであれば、研究成果の試験的实施とその結果の検証として共同研究の一部であると主張することが可能となる。この場合は、場所として、専攻の教室を使用することも研究活動の一環として可能であると考えられる。
2. このプログラムを、株式会社 B が実施主体となり、かつ、受講料を数十万円取るのであれば、学外で実施しなければならず、かつ、関与する教員については、兼業の手続きを取ることが必要となる。

なお、企業との共同研究とは無関係に部局において社会人向け講座を実施することが目的なのであれば、エクステンションプログラムの規則を策定し、それに従って実施するというやり方もあるだろう。

【事例 6 5】セミナー開催を業務とする企業の学内施設利用

技術セミナー開催やコンサルティングを業務とする株式会社 A から、企業のエンジニアを対象としたセミナーと研究室の機器のデモ見学について依頼を受けた。セミナーでは、既に発表されている技術や研究内容について研究者本人から体系的に解説して欲しいとのこと。株式会社 A は受講料として参加者から 4～5 万円を取る予定。学術指導契約等で契約できないだろうか。

【キーワード】株式会社主催セミナー、研究室機器見学と研究者の説明、受講料 4～5 万円、学術指導契約

【対応例】

1. 株式会社 A が主催するセミナーを学術指導契約により実施することは可能かどうかについて
(1) 学術指導というのは、一般に、大学の教員が企業等からの委託を受けて指導助言を行い、企業等の業務又は活動を支援するものである。すなわち、ここで留意しなければならないのは、企業の本来的業務がまずあって、それに対して教員が指導助言するという

のが学術指導の本質だということである。

- (2) これに対して、株式会社 A が主催するセミナーの講師になるということは、同社の本来的業務の核心を担う（つまり同社の業務の主役になる）ということであって、この行為は単なる指導助言とはいえない。
- (3) つまり、結論としては、株式会社 A が主催するセミナーを学術指導契約により実施することは不可能だということになる。

2. 株式会社 A が主催するセミナーの講師になるにはどうすればよいかについて

- (1) このケースは、【事例 6 3】に類似している。それは、「企業と共同主催の講座の開催を大学と株式会社 B との共同研究として実施したいが、このことは可能だろうか」というものであるが、結論として、共同研究として実施するのは不可能であり、実施するためには以下に従う必要があるとしている。

「X 大学と株式会社 B の共同研究として社会人講座を実施しようとするのであれば、X 大学と株式会社 B の共同主催で、かつ、受講料を無料か、又は、少なくとも実費徴収程度に抑える必要があり、そうであれば、研究成果の試験的实施とその結果の検証として共同研究の一部であると主張することが可能となる。この場合は、場所として、専攻の教室を使用することも研究活動の一環として可能であると考える。」

- (2) 仮に、大学の施設を利用して株式会社 A が主催するセミナーを実施した場合、実施内容はともかく、株式会社 A はウェブサイト等で大学の名称を利用してセミナーの宣伝をするであろうし、公益に資するべき国立大学法人が特定の一企業を支援している外観を呈することになる。
- (3) 大学の教員が株式会社 A の主催するセミナーの講師を務めるのであれば、当該教員は兼業の手続きを取り、かつ、場所は学外で開催する必要がある。セミナー参加者に、大学の設備を見学させて説明を受けたいということについてはどのように考えればよいのだろうか。これについては、やはりこのセミナーが株式会社 A の主催するものであり、かつ、同社がそれを営利事業として実施している以上、その一環として大学の施設設備を大学の教員の説明を受けながら受講生に見学させたいという要請に対しては、国立大学法人の業務の公共性に違反し、特定の企業を支援することになるので、国立大学法人としては認められない、ということになる。

【事例 6 6】学内施設を利用した有料トレーニング

X 准教授の兼業先である親族が経営する会社が事務局となって、大学のグラウンドで年会費（約 6 万円）・月会費（週 3 回で約 1 万円）を取ってスポーツトレーニングを実施したが、可能だろうか。

【キーワード】 大学グラウンド、有料スポーツトレーニング、親族経営会社主催

【対応例】

1. 財産管理規則との関係

この会社の事業に財産貸付けをするとすれば、財産管理規則に従った貸与をする必要がある。国立大学法人では、営利を目的としない場合で、講演会、研究会等に使用する場合に貸付けが可能で、営利事業に大学施設を貸し付けることはできないのが一般的である。しかるに、本事業の実施主体は営利企業であり、本事業は、毎月高額の指導料と用具・施設の使用料を徴収する営利事業であるので、当該事業に大学の施設を貸し付けることはできないと言わざるを得ない。なお、大学の研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う民間事業者又は個人に当該事業の用に供するために施設を使用させる場合などにも貸付けが可能なケースがあるが、このスポーツトレーニングが大学の研究成果を活用した事業と解されるのであれば、大学のグラウンドをスポーツトレーニングの主催企業に一定の条件の下に貸し付けることの可能性が出てくると思われるかもしれないが、今回のケースについては、次の2. に説明しているように、利益相反問題が生じることになり、グラウンドの貸付けは困難であると言わざるを得ない。

2. 利益相反状況が生じている可能性

本事業は、大学教員の親族が代表者である会社が主催し、大学教員が監修をしているスポーツスクールの事業に大学グラウンドを貸し付けるものであり、外部から見た場合に、大学教員がその職務上の地位を利用して親族が経営する会社に便宜を図り、それによって同社の利益を増大させることにより、教員自らも利益を得ていると受け取られる可能性がある。このような外部からの見方は、公益を推進すべき存在である国立大学法人が特定の教員に不当に利益を得させているという誤解を生むおそれがあり、ひいては、大学の社会的信用を棄損する可能性があるため、利益相反マネジメントの観点からは、このような貸付けを行うべきではないと判断される。普通の民間企業でも、例えば社員が自分の勤務する会社の会議室を借り受けて自分の親族が経営する会社の事業を行うということは通常では考えられない。これが大学で許可されるのであれば、大学で塾を開いて大学の看板で利益を得ることも可能になる。結論として、大学の規則や利益相反マネジメントの観点から認められない。

なお、本件は別として、国立大学法人法の一部改正で34条の2が追加されたことにより（平成29年4月1日施行）、大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸し付けることが可能になった。想定されるケースとしては次のようなものが挙げられている。

- ・借りた土地の上に民間事業者が建物を建設し、その建物を他の事業者に貸し付けてテナントとして入居させる。

- ・借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置する。
- ・キャンパス内の既存施設を借りてオフィスや店舗として利用する。

【事例 6 7】企業側の負担なしの共同研究契約が締結されている場合の共同利用機器の利用

X 教授が CEO である大学発ベンチャーとの間で企業側の負担なしの無償の共同研究契約が締結されていて、同社の社員から企業等共同研究員として大学内の共同利用機器の利用申請が出されている。共同利用機器に関しては、学内利用と学外利用の二つの態様があり、それぞれ利用料金が異なる。この場合、無償の契約であっても、大学が受け入れた共同研究員になるので、「学内料金での利用が可能」と判断してよいだろうか。また、共同研究契約書では、大学の研究担当者の研究実施場所が A 学部となっているが、共同利用機器は A 学部外に設置されている。この場合であっても同機器を利用可としても問題ないだろうか。

【キーワード】共同研究契約、企業側の負担なし、社員の共同利用機器の利用、分担型、派遣型

【対応例】

1. 共同研究契約が締結されている場合であっても、企業から派遣される共同研究員を大学が受け入れて大学の施設設備の利用を認めるためには、共同研究のための経費とは別に研究料（年額約 40 万円余り）の支払を受ける必要がある。この研究料の支払がない場合は、企業の研究員は自社の中でのみ研究活動を行うのであって、大学の施設設備を無償で利用することはできない。したがって、共同利用機器の関係では学外利用になると解釈される。
2. 企業側が、大学に派遣した社員について上記の研究料を支払っている場合は、大学の施設設備の利用にあたっては学内者と同一の立場に立つことになり、大学の研究担当者の研究実施場所は A 学部であって、他方共同利用機器が A 学部外に設置されていても学内利用として利用可ということになる。

【事例 6 8】施設建設を請け負った企業とのネーミングライツ契約

PFI 事業により学内施設の整備を行っているが、事業費の支援をしてもらうため、当該事業者の代表企業にネーミングライツを付与することを協議する予定である。寄附金を受領し、謝意として期間限定のネーミングライツを付与するスキーム。これについて利益相反上の問題があるだろうか。

【キーワード】PFI 事業、請負企業、ネーミングライツ

【対応例】

1. ネーミングライツの取得を条件とする寄附金の受入れに伴う問題点について

結論からいうと、本案件のスキームには次の2点について問題がある。

- (1) 寄附金に対する謝意として寄附元にネーミングライツを設定することは、本来対価性を求めない寄附金の趣旨に反するおそれがあること。
- (2) さらに、その寄附元が PFI 事業における大学との契約者であり、利害関係者にあたり、組織としての利益相反上も問題があること。

(解説)

・上記「(1)」について

寄附というのは一方向のもので、見返りを期待することがあってはならない、つまり、寄附に対価性を持たせてはならないということから、今回の案件では「謝意」としてネーミングライツを付与するという回避策が取られたものと考えられるが、これは、事実上の対価にあたり、これを認めれば、寄附を行った相手方企業等に何にでも「謝意」として対価性を持たせることができるようになることが懸念される。寄附金に対価性を持つ義務が伴うことは、寄附制度の趣旨を逸脱するおそれがある。文部科学省の事務連絡「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」(平成28年3月31日)の別紙4ページに「施設・設備等に命名権(ネーミングライツ)を設定すること¹⁷⁾とあるが、これは「寄附に対する謝礼として」とは書かれていない。「寄附に対する謝礼として」認められるのは、せいぜい「民間企業等の広告を・・・学内掲示版に掲載する」というレベルである。

・上記「(2)」について

今回の寄附の相手方とは大学と施設整備事業の契約をしており、組織としての利益相反が疑われるおそれがある。つまり、実態はそうでないとしても外部の一般市民から見た場合に、当該企業が PFI 事業の契約相手方であることから、大学が事業委託者としての優越的地位を利用して寄附金の提供を強請したのではないかと、あるいは、事業落札の前から大学と当該企業との間で寄附金提供の事実上の合意があったのではないかと、というように、PFI 事業による施設整備等契約自体や寄附金の贈与契約についてその正当性に対する疑念を生じかねないという心配がある。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(独占禁止法)への抵触のおそれについても考える必要がある。独占禁止法2条9項5号ロに、「不公正な取引方法」の定義として、以下の規定がある。

¹⁷⁾ 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課研究振興局学術機関課：国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について(事務連絡、平成28年3月31日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2019/08/29/1222251_04.pdf

「ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」

なお、今回のようなネーミングライツの設定と、戦前から行われてきた基金や施設を寄附した場合の寄附者の名称付与は異なるのか、あるいは同じなのかが問題となる。結論をいえば両者は全く性質が異なり、したがって、両者の取扱いが異なるのは当然のことといわなければならない。後者については、名称の付与は経済的価値を持つものではなく、大学による寄附者側に対する顕彰であって、寄附と名称の付与とは対価関係を持たないといえる。両者の違いを整理すると以下の表のようになる。

区分	ネーミングライツの設定	基金・施設への寄附者の名称付与
名称付与の目的	寄附者側の広告活動	大学による寄附者の顕彰
名称の経済的価値	有り	無し
名称付与と寄附金の関係	対価性有り	対価性無し

2. より問題の少ない方式によるネーミングライツの設定方式について

上記1. に比較してより問題の少ない方式としては、ネーミングライツ取得を条件とする寄附金方式ではなく、ネーミングライツの設定とその対価の支払等を内容とする契約（債権設定契約）を大学と相手方企業との間で締結することが考えられる。

前掲の文部科学省の「収益を伴う事業」に関する通知においても、「施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定すること」自体は、「国立大学を設置し、これを運営すること及びその付帯業務」（国立大学法人法（平成15年法律第112号）22条1項1号及び同条同項10号）として認められているので、そのための契約を正面から規定し、締結することは問題がないと考えられる。

ただし、利益相反マネジメントの立場から言えば理想的には、特定の企業に偏るという印象を持たれないように、あらかじめ条件を公表してどの企業も公平に参加機会を与えられるよう公募し、その中で当該企業が提案してくるという形式が望ましいといえる。それが難しい場合でも、少なくとも、寄附金の提供という形式ではなく、上述のように、ネーミングライツ設定契約という形式を取るべきであると判断する。

Ⅸ 利害関係のある企業や団体等との契約

【事例69】 科研費や教育研究基盤経費で自らの配偶者に業務委託

1. 事案

X 准教授が英文校正を、同居の配偶者（X 准教授の共済の被扶養者）である個人事業主 A 氏に依頼した。金額は※万円、財源は X 准教授が代表者である科研費。

2. 論点

会計監査等において利益相反に該当すると指摘されるリスクがないか、利益相反の点や適切な教育研究経費の執行の点から問題ないのか、確認をして欲しい。

- (1) 同居の配偶者に対し、大学教員が業務を依頼し、報酬を大学の教育研究費から支払うことは問題ないのか。
- (2) 本事例では、財源は科研費であるが、財源が教員個人に配分される教育研究基盤経費（個人研究費：運営費交付金）の場合、問題ないといえるのか。

【キーワード】 配偶者への業務委託、科研費、教育研究基盤経費

【対応例】

本件は利益相反マネジメントの観点から見ると、教員自身又は配偶者等の近親者の経営する企業等に随意契約で役務の依頼をしたのであれば、教員自身又は近親者が利益を得ることになり、外部から見た場合に公正な契約であることに疑念をもたれる可能性があり、問題があると言わざるを得ない。支払が科研費であろうが教育研究基盤経費であろうがもとは国民の税金であり、適正に使用すべきことに変わりはない。

今回の案件では、生計を一にする配偶者個人に利益をもたらすということになり（企業ではないため定額の給与制度ではないことから直接個人への報酬のような形になる。）、ほぼ教員個人に対して、利益が税金から支払われるという構図から、利害関係の問題としては小さくはない。したがって、本来であればこのような契約が想定される場合は一般競争入札や指名競争入札をすべきケースであると考ええる。

ただし、利益相反マネジメントは利益相反を全て排除するということが目的なのではなく、利益相反状況について各種の手段を講じながら国民の信頼を確保しつつ大学としての活動を全うすることが目的であることから、本件の場合は次のように考える。

契約金額が比較的少額であることから、金額の面から見れば利益相反状況はそれほど深刻ではないと考える。

しかし、配偶者の個人事業に委託せざるを得ない理由を科学的かつ合理的に説明する必要があり、契約先選定理由書を作成しておいて、いつでも理由を説明できるようにしておくことが重要である。

また、請求書を見ると英文校正の分量や単価の記載がなく不備であると考ええる。請求書の

再提出を求め、複数会社から見積書を徴した上で、その結果として配偶者の個人事業が適正価格を提示したということも合理的な理由の一つになると考える。

今回のケースでいえば本来随意契約を行う前にこのような手続を踏むべきであったが、すでに業務を委託してしまった後ということが問題である。JST などでは特定の利害関係のある企業等の調達を行う場合「利益排除」というシステムを導入している¹⁸。

今回のように個人事業主である場合には利益排除の計算は無理だと思うので、契約の合理性を主張するためには後付けになるが、複数の業者から見積書の提出を求めることとし、その結果※万円の価格が適正であると判断されれば現在の手続を進めることとし、あるいは、仮に※万円以下の提示をしてきた企業があるのであれば、それ以下の金額で改めて請求書を提出してもらおうほかないと考える。

【事例70】 科研費による自己の配偶者の雇用等

A大学のX准教授には、現在下記の科研費課題の分担者として分担金が配分されている。

- ・ 基盤研究(※)
- ・ 研究代表者：Y教授（国立大学法人B）

この分担金を使用して、X准教授の配偶者を研究の補助者として雇うことを希望している。雇用方法は個人事業主として業務委託をする、あるいは、非常勤研究員・短期雇用等が考えられる。利益相反の観点から問題があるだろうか。

【キーワード】 科研費分担研究者、配偶者、科研費、業務委託、非常勤研究員、短期雇用

【対応例】

利害関係者を雇用するということは利益相反にあたるので、公正性を担保するためには、公募するとよいだろう。仮に、公募してX准教授の配偶者が最も適任であるとし、採用ということになった場合でも、第三者から疑念を持たれないように、当該採用者が当該職務内容を担当する最適の人物であるという理由書を作成し、いつでも説明責任を果たせるようにしておくことを強く推奨する。

なお、非常勤研究員や短期雇用の場合は上記の手続でよいと思うし、X准教授も雇用を希望しているので、それでよいと思うが、「個人事業主として業務委託をする」場合はまた別である。これは委託契約なので、本来は一般競争入札をして、公平性を確保する。そうではなく、随意契約の場合は、誰もが納得するような選定理由書が必要である。

¹⁸ 国立研究開発法人科学技術振興機構イノベーション拠点推進部：研究成果展開事業共創の場形成支援 COI プログラム令和4年度加速支援令和4年度委託研究事務処理説明書補完版（2022.4.1、2022.4.6.1改定）pp.9-10

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_coikasoku_hokan_a.pdf

【事例 7 1】研究助成金で同僚が取締役の大学発ベンチャーに実験を委託

X 教授が、同じ専攻の Y 教授が取締役を務める大学発ベンチャーである有限会社 A に下記のとおり、実験を委託することを希望している。

- ・金額：100 万円弱
- ・財源：寄附金（研究助成金）
- ・助成元：一般財団法人 B
- ・委託先：大学発ベンチャー有限会社 A（※※の開発、保守、販売、賃借、コンサルティング等）、取締役：Y 教授

会計監査等において、利益相反に該当すると指摘されるリスクがないか。利益相反の点や適切な教育研究経費の執行の点から問題はないか。

有限会社 A は、X 教授が所属する専攻と関係があり、同専攻の Y 教授が取締役を務めている。委託する実験について、Y 教授は直接の関わりはなく、同社が利用する個人事業主（他大学の講師等もしている。）が直接の作業を行うことを検討しているが、大学として、同社と契約することは、外部から見た場合に公正な契約であることに疑念をもたれる可能性がないか。

【キーワード】研究助成金、同僚教授が取締役、大学発ベンチャー、実験委託

【対応例】

本件は、財団法人の助成金を大学に寄附し、それを使用するというので、原資が国民の税金というわけではないが、寄附金であっても、国立大学法人が管理する公金として扱われるべきであり、公正な使用が求められる。

また、調査すると、X 教授は准教授のときに技術顧問として有限会社 A に関与していたようである（現在は不明）。したがって、現在でも同様の関与があれば、当該契約について金銭的利害関係があると言えるし、現在では技術顧問ではないとしても、同社には個人的な利害関係があると言える。多くの大学において、規則上では（明白であるので）金銭的利害関係を主な利益相反のマネジメント対象としているが、利益相反は本来金銭以外にも、個人的、職業的、政治的、宗教的といったあらゆる利害関係を含む概念であり、それらも併せてマネジメントしていくべきものであると捉えられる。そうでないと公共的機関としての国立大学法人の社会的信頼が崩れるケースも出てくるからである。このため、個人的あるいは職業的関係のある Y 教授が取締役を務める会社に X 教授が発注することは、一般的な概念上では利益相反状況といえる。

対応としては有限会社 A と随意契約をするためには、なぜほかの企業ではなく、同社に発注するのかという合理的な理由を説明した随意契約理由書を作成し、外部から利害関係

に疑念を持たれたときに、いつでもその契約の合理的理由を説明できるようにしておくことが求められる。

また、今回は、「同社が利用する個人事業主（他大学の講師等もしている。）が直接の作業を行うことを検討」しているとのことだが、そうならば、なぜその個人事業主と直接契約せずに、利害関係のある有限会社 A と契約を締結するのかという理由も併せて記載する必要がある。

【事例 7 2】研究助成金で発注予定先の会社取締役を科研費で非常勤研究員に雇用

来年度、X 教授が公益財団法人 A から研究費を受領できることになり、その経費で※※の開発を B 株式会社に発注したいと考えている。ただ、この研究費とは別経費（科研費）にて、B 株式会社の取締役を努めている Y 氏を、非常勤研究員として雇用することを予定している。この場合、B 株式会社への業務発注は利益相反上の問題があるだろうか。

なお、※※の開発業務は Y 氏ではない別の者が担当する予定であり、形式的には Y 氏はこの業務には関与しないが、小さな会社であるため、企業内での情報交換等が行われることになるかと思う。

【キーワード】研究助成金、業務の発注、科研費、発注先役員、非常勤研究員

【対応例】

本ケースでは、X 教授自身が B 株式会社の株式保有をしていたり兼業をしたりしているといったことがなければ、比較的利益相反上の問題は小さいと言える。

ただし、公益財団法人 A からの研究費は大学に寄附されて国立大学法人としての公共的な資金として取り扱われるので、公正な使用が求められる。

まず、今回個人的な利益相反が明らかなのは、非常勤研究員として雇用される予定の Y 氏であり、Y 氏が自己の利益のために B 株式会社への契約を誘導したのではないかという懸念が生じる可能性がある。

次に、組織としての利益相反だが、調査したところ、大学と B 株式会社とでは、過去に特許を共同出願していた（X 教授、Y 氏外）。今回のケースでは B 株式会社への発注金額が明らかではないのだが、その金額が 1,000 万円を超えるような高額な場合であれば、組織としての利益相反としてとして、詳しい資料を提供してもらい（見積書などの具体的な資料）、利益相反アドバイザーによるマネジメントを行うべきである。

ただし、仮に発注金額が 1,000 万円以下であったとしても、上述のように大学の管理する資金については公正な使用が必要なので、小さな利害関係であっても、一般競争入札ができればそれで利益相反マネジメントを行っているという一定の効果がある。B 株式会社への随意契約を希望するのであれば、そうでなければならぬ第三者が納得できるような合理

的な理由を説明できるように選定理由書を作成しておく必要がある。また、少なくとも、他企業の見積書をとって、他社と比較して B 株式会社への発注の方が有利であるということが言えるような客観的な資料も準備しておくといふと考える。

【事例 7 3】センターのウェブ制作を当センター副部長が顧問の一般社団法人に委託

大学の X センターのウェブサイト制作の業務委託について、これから契約手続（一般競争入札あるいは公告を行っての見積競争）を進める予定でいる。候補に挙がっている一般社団法人 A と所掌している大学 B 課が相談をしているところなのだが（金額は 500 万円を切るような交渉をしているようである。）、実は一般社団法人 A を推薦した X センターの副部長である Y 教授が当該法人の顧問になっていることがわかった。

この状況で当該法人と契約を行うことに利益相反上の問題は生じないだろうか。公告を行っての競争になるので、結果的に契約相手先が一般社団法人 A であっても問題は無いのではないかと考えるがどうか。

なお、契約手続にあたっては、通常よりも長く公告期間をとるつもりである（通常 10 日のところを 20 日など）。

【キーワード】 ウェブサイト制作、業務委託、一般社団法人、教授が顧問

【対応例】

1. 大学や大学教員に利害関係のある企業が大学と契約をする場合、一般競争入札を行えば一定程度契約の公正性が担保され、結果的に一般社団法人 A が落札しても利益相反上の問題はマネジメントしたということができることになる。例えば、160 万円以上 500 万円未満であれば見積競争でもよいということになっているので、一般競争入札よりは厳格性は低いが、「公告を行っての見積競争」でもやむを得ないだろう。ただし、500 万円に近い金額が想定されており、かつ、教員に利害関係のある組織が応札するということがわかっているのであれば、可能であれば一般競争入札を推奨する。
2. Y 教授が推薦した一般社団法人 A に事前に相談しているとのことだが、国立大学法人は業務の公共性が法律により規定されていることから、そこでの契約の公平性、公正性に外部から疑念を持たれないように、大学の職員が事前に外部の業者等と接触を持つことは、極力避けるべきものとする。

【事例 7 4】大学が出資し、職員が役員会社にコンサルティング業務を委託

大学の X 部は文部科学省の P 事業を補助金で行っているのだが、それに関するコンサルティング業務を企画競争で公募した。A 株式会社 1 社のみが応札し、提案内容も確認し契

約予定者となった。一方、国立大学法人法の改正により国立大学法人のコンサルティング会社への出資が可能となり、それに基づいて大学が 100%出資する外部法人として A 株式会社を設立し、出資に関する申請を文部科学省に行っている。大学の中期目標・中期計画においても同社の設立について記載されている。A 株式会社では、大学職員である Y 部長や Z 副学長が役員に就任している。

A 株式会社には大学職員が入っているため、確認しようと思えば仕様に関する詳細や関係者でしか知り得ない情報をもって企画競争の提案書に反映することができることから、競争に関して有利な状況となっている。また、Y 部長や Z 副学長の業務については、大学としての業務なのか、A 株式会社の職員としての業務なのか、周りの職員には判断できず、場合によっては兼業していることを知らない職員もいるかもしれない。今回企画競争を実施して 1 社からしか応札がなかったのだが、もし他社から応札があれば、A 株式会社が優位な立場であることは明らかであるため、入札情報を収集していなかったとしても他社から公平な競争が行われたと理解してもらうことは難しいと考えている。

【キーワード】 指定国立大学法人、大学出資会社、大学職員が役員兼務、企画競争、業務委託

【対応例】

本件は、一般競争入札であれば大学側の意図とかかわりなく客観的な価額で決定されるので、よりよかったのだが、ソフトウェアの開発や広報等も含んだ内容のため、大学が企画の優劣もみて決定したいというのも理解できる。このため、少なくとも随意契約ではなく、企画競争を行って「公募」したということは一定程度契約の公正性は確保できていると考える。

また、企画競争において企画選考委員会のメンバーは、A 株式会社の利害関係者（同社に兼業しているなど）ではないということも必要である。

以上の結果、A 株式会社しか応札せず、利害関係のない選考委員会で決定したということであれば、最低限の利益相反マネジメントはできていると考える。

その上で、例えば利害関係先の企業（A 株式会社）だけではなく、複数から参考見積書をとるということもあり得ると考える。複数から参考見積書をとれば、応札してくる企業が増加して、より一層公正性が確保でき、かつ、それによってより優れた提案が出てくる可能性も高まり、大学にもメリットがあるからである。

なお、懸念はそのとおりで、公共的機関である国立大学法人が襟を正さなければならない点であり、このように公正性に敏感であることは極めて重要である。ただ、A 株式会社というのはかなり特殊な存在で、中期目標・中期計画にその設立や活動が明記されており、大学のために活動をする組織であって、文部科学省も承認している組織である。大学のために活動をするということは国立大学法人の目的を果たすためにほとんど大学と一緒にあって活

動するということである。また、A 株式会社に勤務する大学役職員は、無給でいわば手弁当で本務のほかに A 株式会社での兼業を行っているということになる。

このため、大学発ベンチャーのように、大学と契約をして収益を上げれば大学教員が儲かるといったような企業とは異なり、大学と契約をしても、利益相反上の問題はそれほど大きくないということが言えると考ええる。

ただ、A 株式会社をよく知らない第三者からみると、大学との関係が極めて濃厚で、癒着があるように疑念を持たれる可能性は高いので、A 株式会社は積極的に様々な情報を開示し、透明性を確保することに努めるということが重要になってくると考える。

【事例 7 5】 部局長が理事を務める一般社団法人に部局の業務を委託

大学の SDGs に関する取組みを推進する全学組織として X 部局を設置した。X 部局の取組みの一つとして、学生食堂のメニューにカーボンフットプリントを表示することを検討している。カーボンフットプリントは、原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG 排出量を CO₂ に換算して、商品やサービスにわかりやすく表示する仕組みで、今後、カーボンニュートラル社会で共通言語になると期待されているものである。

この取組みにおいて、CO₂ を算定する業務等を一般社団法人 A に依頼することを考えている。一般社団法人 A は、他企業の社員食堂で同様の取組みを受注している。一方で、X 部局の長に就任している Y 教授が、兼業として一般社団法人 A の理事に就任している。大学教員が兼業で理事になっている法人に業務を発注することは利益相反にならないだろうか。

【キーワード】、業務委託、一般社団法人、理事、兼業、管理職

【対応例】

一般競争入札を実施すれば、一定程度公正な契約が保証されるので、それ以上の利益相反マネジメントは通常は不要と考える。随意契約をするのであれば、利益相反マネジメントが必要であると考えるので、以下のような対処が考えられる。

1. 一般社団法人 A の理事である Y 教授は、大学と一般社団法人 A との間の業務締結契約手続（決裁等）や仕様書策定などに関与しない。
2. このような事業を行っているのが一般社団法人 A のみであるのであればやむを得ないが、もしほかにも同様の事業を引き受けることのできる業者があるのであれば、少なくとも見積もりをとって、一般社団法人 A に委託するのが合理的である理由（安価にできるなど）を説明できるようにしておく。

X 大学が管理する経費による自著の出版・購入

【事例 76】教員が自己の研究費で自著出版物を購入

教員が自己の研究費で自著出版物を購入した。著作物利用料等については次のとおり。

・著作物本体価格：※千※百円、作成部数※千※百部、印税率 10%（著作権利用料：※十万※円）＋消費税。刊行翌月末日の 1 回支払。一般的な 1 部売却で印税※※円という契約ではない。

1. 財源：寄附金
2. 購入部数：※十部
3. 著作権利用料は著者に入る予定
4. 教員が発注して既に納品済みで、支払についてはこれからの予定

購入した際に大学に印税相当額を債権として計上する必要があるだろうか。

【キーワード】自著出版物の購入、寄附金、著作権利用料

【対応例】

税金（税金ではない寄附金や外部資金であったとしても国立大学法人で管理されている公共的な資金）で大量の自著を購入して印税を取得するという行為は、印税相当額を債権として計上するかどうかという問題以前に、会計上は当然のことながら、利益相反上も問題がある。

印税等の私的利益を得る物品等を国立大学法人の管理する資金で購入する場合は、それがたとえ 1 冊であったとしても、会計担当部署でも問題とすると思う。私費で購入せず大学の管理する寄附金で支出するやむを得ない理由・正当な理由が必要である。

自著出版物を購入する目的や購入する部数に正当な理由があるとした場合（例えば、教育目的の購入とか、研究成果の広報を目的とした献本のための購入など）には、その出版物の著作権利用料（印税でなくとも印税と同様の性格のもの）については、例えば、出版社との交渉で著作権利用料相当額を購入費から割引いてもらうとか、あるいは、既に購入手続を終えているのであれば、当該額を大学あてに寄附してもらうなど、当該教員個人が個人的利益を得ることにならない措置が必要となる。

【事例 77】寄附金を使った大学テキストの出版の場合の印税収入の取扱い

X 准教授が所属している A 学部 B 専攻を構成する教員で、大学のテキストを出版することになった。その取りまとめ役を X 准教授が務めている。出版費用は A 学部への寄附金を充てる。A 学部の教員会議でも了承されている。ただし大学出版会からの出版ではない。この出版に際し、印税収入が発生する。この印税収入を各執筆者が受け取る契約であると、利益相反が問われる可能性はないだろうか。利益相反を問われるリスクが高い場合は、印税収

入を大学に入れ、その一部を学部の収入に充ててもらふ案を財務担当課と相談している。利益相反の問題が気になっている。

【キーワード】 大学テキスト出版、寄附金、出版社、印税収入

【対応例】

寄附金は運営費交付金のように税金が原資となっているわけではないが、民間から受け入れたものであっても、学長に対する寄附の申出により国立大学法人の資金となっており、公共的な原資であることに変わりはない。

このため、寄附金で自著の出版費用を支出し、かつ、自己に収入が生じるようなことになれば利益相反問題が生じることになるのは、科研費や運営費交付金の場合と同様である。すなわち、職員に期待される職務上の役割や責任と個人的な利益とが相反している状況に陥ることになるといえる。したがって、寄附金の場合でも、当該著書の出版が寄附の趣旨に沿うものであり、かつ、教育研究上当該著書を出版すべき合理的な理由を説明できる場合に限り、出版することが可能となることは当然のことであるが、その上で、さらに印税が著作者個人の収入とならないような措置を取ることが求められるものと判断する。

寄附金等申込書をみると、「貴学における講義科目の実施」を条件とするという記載があり、その意味を取りにくいのだが、寄附の目的が「A 学部の教育充実」とあるので、当該寄附金は A 学部で講義を実施するために使用しなければならないという意味に解釈され、したがって、A 学部で行う講義のためのテキスト出版の費用に当該寄附金を支出することに問題はないと考えられる。

次に印税収入の取扱いに関しては、上述のように印税が著作者個人の収入となる場合には利益相反の問題が生じることになるので、そうならないために現在進められているように財務担当課と協議して印税収入を大学に入れ、その一部を学部の収入に充てるなどの方向で実務的に処理するよう助言する。

【事例 78】 運営費交付金による大学職員である教員の著書購入と印税の取扱い

大学 X 室についている予算で、X 室でスタッフとして勤務する教員の著作を購入し、印税収入が発生する場合、利益相反にあたるだろうか。

予算は運営費交付金である。X 室の運営のために使用するものとなる。当該予算で、Y 教授が著者となっている「※※ドリル」の購入を 1 冊考えている。X 室では※※に関する相談を受け付けているのだが、主に相談に来た人に解かせることを目的としている。

なお、Y 教授は X 室にスタッフとして勤務しているのだが、ほかにもスタッフがおり、Y 教授が使用するというよりは、X 室全体での使用を想定している。上記の場合でも、印税収入が生じないように措置を講じる必要はあるだろうか。

【キーワード】 教員の著書購入、運営費交付金、印税

【対応例】

一般論としては、印税収入が生じないような措置が必要である。

X 室で相談対応をするにあたり、同室スタッフ全員が参考にできるように文献として同室スタッフの最新研究を記した著書「※※ドリル」（※千円）を1冊購入したいというのは合理的な理由と判断でき、冊数や金額も差し支えないものであると判断する。この場合、50冊だから印税収入が生じないようにし、1冊なら印税をもらってもよいというような判断に根拠はない。

当該著書はY教授だけではなく、Z氏（X室の職員）も共著となっているので、出版社にこの2名の印税分を差し引いた金額で購入可能かどうか協議することが考えられる。あるいは後で印税分を両名に大学に寄附してもらおうという方法などもあると思うが、最終的にはこの回答を付して財務担当部署に相談して欲しい。

【事例79】 運営費交付金により自著の自費買上げ分の半分を購入

運営費交付金での自著の購入について知りたい。「初版第1刷は印税の請求をしない、初版第2刷以降の印税については必要が生じた際に別途協議する」と出版契約している自著を※十数冊購入した案件があった。初版第1刷は印税の請求をしない旨の覚書があることから、印税については問題ないということによろしいか。

なお、購入した際の納品書及び出版社との契約書・覚書を添付する。

【キーワード】 自著の購入、運営費交付金、自費出版、印税

【対応例】

本件は印税の問題のみではなく、株式会社Aと教員個人との間の覚書に問題がある。覚書に以下の記載がある。

「著者は、出版社に対して、本書の刊行後すみやかに、本書を本体価格の80%の金額で※十万円分買い上げるものとする。」

つまり、本事案は部分的に自費出版の契約であり、個人的な契約を行った買上げ分の半分について運営費交付金を使用して支払おうとするものであるので、買い上げる※十数冊分について、大学の教育研究に必要な合理的な理由を示さない限り、利益相反が疑われる。

このため、本出版物について運営費交付金を使用して※十数冊購入する理由書（大学における教育研究に必要な理由）を提出してもらう必要があると考える。

印税については、今回はそもそも受領しないとのことなので、返金や寄附等の措置も取り

ようがなく、特に問題としなくてよいと考える。

【事例 80】運営費交付金により自著を購入した場合の著作物利用料の取扱い

X 助教より、運営費交付金で自著の本を購入し献本する旨の相談があり、印税分を大学に返還する手続が発生するものと思い、出版社(株式会社 A)より契約書を取り寄せたのだが、著者の収入について、売上げに対する印税という形式ではなく、発行部数に対する著作物利用料として記載されていた。(ちなみに、今回の自著の出版費は大学からの支出ではない。)

売上げに対する印税であれば、教員が自著本を購入したことにより収入が発生するので、購入手続と併せて印税の請求手続を進めるのも理解できるのだが、収入が発行部数に対する著作物利用料の場合は、献本目的での購入手続より前に既に※千部の発行が完了しており、献本目的での購入をした時にはすでに収入額が確定している。この場合、教員から大学に収入を返還してもらう必要はあるのだろうか。また、返還してもらうとしたらどの時点で、いくら返還してもらうべきか。なお、本件の契約書は添付のとおりである。

【キーワード】 自著の購入、運営費交付金、著作物利用料

【対応例】

自著を運営費交付金(税金)で支払う場合は次の2点に注意する必要がある。

1. 自著を購入する合理的な目的があり、かつ、購入部数や金額が常識的な範囲内であること。
2. 運営費交付金は税金が原資であり、自著の購入によって得る私的な利益である印税は取得しないこと。

本事案について、上記1.に関しては、購入部数が明らかではないが、当該著作が大学の職務としての専門分野に関するものであれば、「献本」には大学の研究成果の広報という側面があり、目的としては許容されると考える。1冊の価格が※千円で、希少本というわけではなく、部数が常識的な範囲であれば承認できると考える。

上記2.に関連した今回の質問で、「収入が発行部数に対する著作物利用料の場合は、献本目的での購入手続より前に既に※千部の発行が完了しており、献本目的での購入をした時にはすでに収入額が確定している。この場合、教員から大学に収入を返還してもらう必要はあるのだろうか。また、返還してもらうとしたらどの時点で、いくら返還してもらうべきか。」については、「本体価格の※% (印税割合) × 購入部数」の分だけ返還してもらう必要があると考える。

印税は売れた部数で受領する場合と契約時に発行部数で決定する場合(本事案と同じ)がある。後者の場合は発行された部数全てに対して印税がかかるため、売れなくても印税は保証される。販売部数が多いと予想される場合は前者で契約したほうが著作者にとっては有

利ということになる。

つまり、いずれの契約にしても印税を受領していることに変わりはなく、後者の契約の場合は返還しなくてもいいということに関して合理的な理由はない。出版契約書にある「著作物利用料」とは印税のことである。つまり、当該教員は前もって運営費交付金で購入する自著の印税を※%受領し、私的利益を得ているということに変わりはなく、この印税分を返還してもらわなければ、売れた部数で印税の契約をしている教職員が印税分を返還していることと比較すると著しく不均衡が生じる。

なお、「返還してもらおうとしたらどの時点で」というのは、具体的な事務手続となるので、財務担当部署に相談して欲しい。ただし、大学側の事務負担軽減のために次のような方法もあり得る。

大学が印税分を差し引いた 1 冊※円で献本数を購入するという方法である。出版契約書を見ると著作物利用料は「刊行日の翌月末までに支払う。」とあるので、もし、まだ株式会社 A が支払い手続をしていない場合は、献本数の印税分を差し引いた著作物利用料を X 助教に支払うという手続を取る。すでに著作物利用料の支払い手続を済ませている場合は、X 助教から株式会社 A に献本数の印税分を返還するという方法である。ただし、このやり方は当然株式会社 A と X 助教の同意が必要となる。

XI クラウドファンディング関係

【事例 8 1】クラウドファンディングと指導学生との関係

クラウドファンディングを利用して寄附金を集める場合に、教員の授業科目の受講生や指導するゼミ学生からの寄附については利益相反に当たるだろうか。また、支援者に還元するリターンの資金について寄附金から支出することは問題ないだろうか。

【キーワード】 クラウドファンディング、受講学生からの寄附、寄附金からリターン

【対応例】

クラウドファンディングを利用して不特定多数の人たちから資金の提供を求め、それを教員の研究費の一部に充てることについては、研究費の確保の手段の多様化を促進することにもつながり、特に大きな問題はないといえる。

ただし、利益相反の観点から見た場合には、教員の授業科目の受講生や指導するゼミ学生からの寄附を物理的に排除することは事実上不可能であるという点が問題として残る。SNS を通じて不特定多数の人たちを対象として宣伝し、広く資金提供を求めるといのは問題がないと考えられるが、支援者の募集に当たっては、教員に対して弱い立場にある受講生やゼミ学生が負担に思ったり、不安に駆られたりすることがないように、細心の注意を払うことが求められる。このため、例えば、授業や指導の中で学生に対して自分の研究のためのクラウドファンディングを募集中であることを説明するようなことは避けることが望ましいだろう。

リターンの資金について寄附金から充てることに関して、本来であれば、リターンの発注・作成・郵送事務等の負担を考慮すれば、クラウドファンディングの事業者が実施してくれる方がより良いと考えられるが、それが無理な場合は、大学側でやらざるを得ない。その場合に、リターンの資金に寄附金を充当できるようにするためには、事業者から大学への寄附に際してその資金の一部をリターン資金に充てることのできる旨を寄附の条件として記載しておいてもらう必要がある。ただし、詳細については会計担当の所管になるので、事前に詰めておくよう推奨したい。

【事例 8 2】クラウドファンディングの宣伝

クラウドファンディングを通して寄附を集めるために、教員がラジオ、TV 等に出演してクラウドファンディングを行っているということを宣伝し、そのときにファンディング運営会社の社名を言ってもよいだろうか。また、ファンディング運営会社が寄附を集めるために報道関係に連絡をして記者会見をセットして、その中で教員がコメントするのは問題ないだろうか。

【キーワード】クラウドファンディング、教員によるラジオ等での宣伝、運営会社による記者会見のセット

【対応例】

クラウドファンディングを行っていることの宣伝は、個人の興味に従った自由な研究（利害関係のある企業などもない）に対して寄附金を集めるためのものである。その際に、寄附をするためにはどうしたらよいかということをも具体的に説明する必要がある場合、ファンディング運営会社の社名を言うのはやむを得ないとする。また、ファンディング業者が寄附を集めるという目的のために報道関係に連絡をして教員がコメントすることも特に問題があるわけではない。そもそもクラウドファンディングの目的は当該教員の研究のための資金を調達することであって、そのためにファンディング運営会社に手数料を支払うという構造になっている。目的を遂行するために業者が協力的に動いてくれるということであって、問題はないとする。いずれにしても、このケースは自分の著書を紹介するときに併せて出版社名も言うというようなことと同じだと考えられる。

【事例 83】クラウドファンディングのリターンとしてのプロジェクトの命名権

クラウドファンディングにおいて、支援を受けるプロジェクトに名前を付ける「命名権」をリターンとするのは可能か。

【キーワード】クラウドファンディング、リターン、プロジェクト命名権

【対応例】

結論から言うと、プロジェクトの「命名権」をクラウドファンディングのリターンとすることは現状では困難であるということになる。理由は以下のとおりである。

1. クラウドファンディングの寄附は、大学の寄附金等取扱規程による取扱いとしている場合は、税制優遇措置が適用されることとなる。

なぜこのような税制優遇措置が適用されるかといえば、本来寄附行為は一方的なもので見返りを求めないものであることから認められているのである。このため、寄附金の募集にあたっては、対価性のある物の譲渡及び貸付け並びに役務の提供による返礼を前提としないこととし、クラウドファンディングの寄附のリターンとしてはあくまで対価性のない単なる「謝礼」としてのものしか認められないという取扱いとしている。

2. 一方、命名権（ネーミングライツ）については商業的な価値等があり、対価性があるといえる（【事例 68】参照）。つまり、ネーミングライツとは、その対価（命名権料）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業である。

3. すなわち、命名権は対価性をもち、したがって、クラウドファンディングのリターンとしては認められないという結論になる。仮にクラウドファンディングで命名権をリターンとした場合には大学にとってのリスクも予想される。クラウドファンディングは不特定多数の者から資金を集めるので、不適切な者からの申込や不適切な命名をされてしまうリスクがある。このため、通常大学で制定されるネーミングライツ事業の規則では、審査委員会を設置して審議を行うことによって、このようなリスクを防止するシステムを整備している。一方、そのようなシステムの存在しないクラウドファンディングでは無理があるといわざるを得ない。
4. 結論としては以上だが、対応としては命名権をクラウドファンディングのリターンとするのではなく、むしろ、ネーミングライツ事業の規則に則ってプロジェクトの「命名権」を公募し、研究資金を得るという方法があり得ると考えられる。ただし、それをやろうとするとネーミングライツ事業規則を修正する必要がある、それにはこの規則を所管する部署と協議していくことが必要となる。(例えば、ネーミングライツの定義が「施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業」とされているとおり、極めて限定的な事業にしか認められていないので、そこにプロジェクトの運営を含めること、及び関連する条項を修正する必要がある。))

XII クロスアポイントメント制度

【事例 8 4】クロスアポイントメント制度の運用で留意すべき点

教員 2 名により民間企業とのクロスアポイントメントを以下の状況で実施する計画がある。

- ・相手企業：株式会社 A
- ・X 事業を大学と連携して実施。この事業の中で株式会社 A の出資で B 営利法人を設立したり、教員が役員を務める C 非営利法人が設立されたりしている。
- ・教員個人との共同研究の実績は、過去にはあるが現在はない。

以上の状況で利益相反マネジメントにおいて何に留意すればよいのだろうか。

【キーワード】企業とのクロスアポイントメント、相手方企業の出資で非営利法人設立、教員、役員

【対応例】

クロスアポイントメント制度による大学教員の雇用では、以下の点に留意する必要がある。

1. クロスアポイントメント制度を活用している教員個人の利益相反マネジメントについては、それぞれの勤務時間、内容、従うべき規則等を峻別するということが基本になる。
2. 特に問題になるのは知的財産の帰属である。それを明確にするために毎日の研究結果をラボノートに記載し、証拠を残しながら大学と企業間の業務の切り分けをしていくことが必要となる。
3. 株式会社 A と大学との間に役務提供・物品購入や共同研究などの契約を締結する場合は、クロスアポイントメント制度の対象となる教員は契約締結（意思決定）に関与しないことが必要となる。B 営利法人など、株式会社 A と関連のある企業との契約などにも関与しない方がよいと思われる。また、当該契約を締結しなければならない理由を外部に明確に説明できるようにしておくことが必要となる。
4. 上記 1. に記載したとおり、当該教員は大学の教員としての活動と企業の従業員としての活動を明確に区別することが求められる。大学の活動そのもの以外の企業の活動を大学の施設設備を利用して行うなど混同するようなことがないように注意しなければならない。また、企業側の研究者が何らの手続もせずに大学の教員側の研究室に入り、その設備・消耗品などを使って研究するなどのことも起こり得るので、注意する必要がある。
5. 大学において定められた条件に該当するときは、利益相反自己申告書を提出してマネジメントを受ける。
6. 株式会社 A とはクロスアポイントメント制度という教員の個人的な利害関係のみならず、X 事業や B 営利法人との関係など組織としての利害関係もある。したがって、透明

性の確保は極めて重要であり、外部から疑念を持たれないよう、今後とも、大学と株式会社 A や C 非営利法人、B 営利法人との関係について、少なくとも会計監査において常時説明できる体制を整備しておく必要がある。

また、当然のことながら、今後、株式会社 A の事業との関連性を持つ内容の論文等を発表する際には、株式会社 A との金銭を含む利害関係についてそれぞれの学会や学術雑誌の定める基準に従い記載するようにする必要がある。

XIII 利害関係のある企業からの学生の受入れ

【事例 85】共同研究先の株式会社社員の大学院博士課程への入学希望

X 准教授は株式会社 A と共同研究を行っている。その共同研究に参加している株式会社 A 側の研究者 Y がこの研究での成果をもとに将来的には博士号を取得したいと申し出ている。このような状況で、何か気をつけておくべきことがあるだろうか。X 准教授は、「共同研究費を支払っている側の研究者が学位をとった場合、学位取得に関連する研究成果を得るために当該研究者が（間接的に）金を支払ったように見える」ことを少し心配している。

【キーワード】 企業との共同研究、企業所属研究者、共同研究成果をもとに学位取得希望

【対応例】

1. 株式会社 A 側の研究者の大学への受入れについて

株式会社 A 側の研究者 Y が、大学と株式会社 A との共同研究の成果をもとに、博士号の学位取得を希望しているとのことだが、これについては、基本的には、個人の職業選択（進路選択）の自由があり、おそらく株式会社 A 側としてもそれを妨げることはできないものと思われる。

一方、研究者 Y を大学に受け入れるに当たっては、考慮しなければならない利益相反上の問題がある。

X 准教授が株式会社 A の当該研究者の大学院入学試験の審査や合格した後の指導・評価、あるいは博士論文審査に関わる予定なのであれば、他の受験生・大学院生や学内教員は無論のこと外部の第三者から見ても、X 准教授の審査・指導・評価の公平性に関し疑念を生じるおそれがある。

したがって、可能であれば、X 准教授が、当該研究者の入学審査、指導教員、論文審査を避けることが望ましいのだが、それが無理な場合は、入学審査や指導教員は止むを得ないとしても、論文審査は、例えば、3 人～5 人での審査を行い、可能であれば主査となることを避けるなどの措置を取ることが望ましい、と判断する。

2. 大学と株式会社 A との共同研究の成果について

大学と株式会社 A との共同研究の成果は、基本的には、大学と株式会社 A の共有になると考えられる。その場合に、そこから特許発明等の知的財産が生じている場合は、（どちらかの単独発明でなければ）大学と株式会社 A が共同で特許出願等を行うなどの措置が必要となる。

次に、株式会社 A 側の研究者が、大学と株式会社 A との共同研究の成果をもとに、博士号の学位取得を希望していることについては、やはり考慮しなければならない利益相反上の問題がある。

大学と株式会社 A との共同研究の成果は、そこに参加した全研究者の共同の成果である

とともに、株式会社 A にとっては、職務発明として、社内の勤務規則等により、会社への承継義務を規定していることが推測される（これは、大学側にとっても同様のことがいえる。）。したがって、株式会社 A の研究者 Y が共同研究の成果をもとに学位論文を作成するという意味が問題になる。少なくとも、学位論文の中核が共同研究の成果であるというような論文の作成の仕方はできないものと考えられる。つまり、研究のきっかけは共同研究の成果だとしても、そこから株式会社 A の研究者が研究を進展させて独自の研究成果をあげるというような形態が望ましいと考えられる。

【事例 8 6】製薬企業研究員が同社の医薬品適正用量の研究のため社会人大学院生に応募

X 教授の研究グループに、添付のような研究計画を持った製薬企業（A 株式会社）所属の研究員から社会人大学院生として応募したい旨の連絡を受けた。研究内容は、A 株式会社の医薬品の体内動態の解析に関するものであり、各人種における適正用量の模索を意図していると考えられる。学位論文の内容は A 株式会社の医薬品の適正使用に関わる可能性がある判断される。

1. X 教授は附属病院で医薬品の採用に関わっている立場なのだが、A 株式会社の社員を大学院生として受け入れて A 株式会社の製品に関わる研究を指導することが可能か。
2. 可能な場合、利益相反についてどのようにマネジメントすべきか。

【キーワード】製薬企業研究員、社会人大学院生としての受入れ、医薬品の適正用量の研究

【対応例】

添付ファイルに記載の研究テーマの例を見て、大学又は X 教授と A 株式会社との関係について検討すると、あくまでも社会人大学院生が A 株式会社と交渉して A 株式会社のデータ（又は化合物）をもらって私的に（つまり一大学院生として）研究するという理解をした。この前提で考えれば、結論から言うと、本件は利益相反上あまり問題のないケースと考える。

研究の成果については、当然のことながら、博士論文として公開され、添付ファイルに記載のとおり、「有用なエビデンスとして、広く活用される」ことになるので、A 株式会社だけを利するということにはつながらない。

ただ、全く利益相反が生じないということではない。ボールペン 1 本もらっても、また、自分だけではなく自分の職場の同僚や職場（つまり関係者や関係組織）に利益がある場合でも、判断にバイアスがかかるという調査研究がある。つまり、利益相反状況であるということと言える。今回の事例に当てはめれば、自分の指導している大学院生（関係者）に A 株式会社が便宜を図って有償か無償か不明であるが、A 株式会社のデータ等を提供するというを知り得ているので、A 株式会社に対してバイアスがかかる可能性は否定できない。

ただし、通常利益相反でマネジメントが要求される基準というのはある程度決まってい

て、本人や生計を一にする親族などの一定額の利害関係などが問題とされることが普通である。もし、薬事委員会や治験薬管理者について利益相反に関するルールがあれば、それに従えば問題はないと考える。

今回の件では X 教授と A 株式会社との関係はそれほど濃密ではないので、1. の受入れと指導についてはあまり問題ないと考える。2. の利益相反マネジメントであるが、要は、薬事委員会や治験薬管理者としての決定において、仮に A 株式会社によりなされた決定がなされても、だれもが納得する合理的な理由があるということが重要であり、A 株式会社が事案の対象になったときは特にそれを心がけることが大切である。

また、当該社会人大学院生の研究計画を見ると、会社の業務と個人の博士号をとるための私的な研究を混同しているような印象もあるので、大学で指導するのはあくまで授業料を支払ってきている当該大学院生個人であって、企業とは無関係であるということを認識させて、両者を峻別させておく必要があると考える。そうでないと、営利企業が絡んでくると、それこそ利益相反が問題化する可能性もあるためである。

【事例 87】企業の従業員、大学院への受入れ、企業の DB 使用、企業と共同研究

企業との共同研究において企業所属の大学院生を指導することについての事案。

(事案の内容)

1. X 准教授が、A 株式会社の従業員である Y を博士後期課程に受け入れ、研究を指導し学位を授与する計画。
2. 上記 1. の社会人大学院生 Y が取り組む研究は、A 株式会社が保有するデータベースのデータが必要であり、これらの情報を A 株式会社から大学に提供してもらい研究を実施する。
3. 上記 2. の研究を、大学と A 株式会社の共同研究として実施しようとする計画である。A 株式会社側の研究担当者は社会人大学院生の Y である。共同研究とした場合、その成果は大学と A 株式会社の共有となり、A 株式会社は自社目的で研究成果を使用できることになると考えている。
4. 上記 3. の共同研究の当初は、研究成果が A 株式会社にとってどれだけ有益であるか見通せないとのことなので、1 年目の研究経費の A 株式会社による負担はゼロ又は低額とし、1 年目の研究の進捗と成果に基づいて 2 年目以降の研究計画を立案する際に、改めて成果を想定し、研究経費の負担について A 株式会社と交渉することを想定している。
5. X 准教授にとっては大学院生 Y の指導の方が A 株式会社との共同研究よりも優先順位が高く、A 株式会社による研究成果の社会実装と研究経費の獲得は重要であるが必須ではない。

【キーワード】 企業の従業員の大学院への受入れ、企業との共同研究、企業のデータベース

使用

【対応例】

結論から言うと、今回のケースにおいて共同研究として構成することは、大学院における研究指導及び学位授与の公平性・公正性の観点から問題がある。理由は次のとおりである。

今回のケースでは、大学院生の研究テーマと同院生の所属する企業と大学との間の共同研究のテーマとは現実的には区分することができず、しかも企業側の研究担当者は同院生であるという状況にある。このような状況で大学と当該企業が共同研究契約を締結すれば、大学が特定の大学院生の研究テーマの遂行を、特に必要なデータベースへのアクセスや費用の点で組織として支援するという形態をとることになる。このようなことは、大学院における研究指導及び学位授与の公平性・公正性の観点から問題があると言わざるを得ない。他の院生や外部の第三者から見ても不公正感を拭い得ないだろう。

大学院生が、自らが所属する企業に関係する研究テーマを個人的に大学院生として学んで学位も取得したいということであるならば、これはあくまで当該大学院生個人の私的な活動になる。このような場合には、他の大学院生と同様に、同院生が研究に必要とする企業の保有するデータについては自ら企業側と交渉して使用許可を得るようにするというのが、大学院における通常の個人研究の進め方である。

なお、上記のような個人的な努力により大学院における研究テーマを遂行し、その結果学位審査も終了したということであれば、その後に当該企業との間で有償の共同研究契約を締結することは障碍が解消した後であるので可能であると判断する。

XIV 知的財産権

【事例 88】教員と無関係の企業からの研究成果転載の依頼

X 教授のところに A 株式会社から同教授の研究成果を転載したいという依頼があった。営利企業からの依頼に応じることについて、利益相反の観点や、企業宣伝に不当に用いられるリスクの観点から、大学としてどのように対応すべきだろうか。なお、A 株式会社と X 教授の間には利益関係はない。これまで他大学や学会、新聞報道などからの依頼には了解してきたが、営利企業からの依頼にはどのように対応すべきか。

【キーワード】研究成果の転載、株式会社からの依頼、企業宣伝

【対応例】

A 株式会社とは大学との間で共同研究契約等の関係はなく、X 教授らが研究の成果を発表したウェブサイトのデータを同社の社員が見て、その一部を当該企業の広告宣伝に利用したいという依頼がきたというように理解した。この場合、まず法的な関係について検討すると、関係するのは著作権法 32 条の次の条文である。

(引用)

第 32 条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

これに照らし合わせると、今回の案件は報道や研究等のためではなく、著作物を企業の宣伝に利用するという目的のために使用するケースで、公正な慣行に合致するとは考えられない。そのため、当該資料を外部の企業が利用しようとするれば著作権者の許諾が必要となるので、今回その許諾を求めてきたということになる。

結論から言うと、当該研究成果の著作物について著作権を持つ教員等の全員の了解を得れば当該記載は可能ということになる。

その場合の判断の基準としては、例えば以下のようなことが考えられる。

1. 依頼してきた企業の信頼度や研究成果のデータを利用する目的を考慮した場合に、かえって研究に対する信頼や大学の信用を損なうことにならないか
2. 企業による当該研究データの一部の利用の仕方が当該研究の本来の目的・意図と食い違ってはいないか（利用される部分が研究データの一部に過ぎないために当該研究成果により本当に訴えたかったことから外れていないか）
3. 依頼してきた企業による当該研究データの利用が研究参加者や大学にとって研究成果の広報のために有益であると考えられるか

以上のような観点を考慮して判断すれば、今回のケースは研究者自身の判断に委ねられる。

【事例 89】元教員の開発したプログラムの大学ウェブサイトでの公開

X 准教授の所属の M センターのウェブサイトにおいて、M センターの教員によって開発されたソフトウェアをフリーウェアとして公開する場合、利益相反問題はどうか。公開を予定しているソフトウェアは、M センターの元教員（現在は特任教授）が開発した変換プログラムや計算するプログラムである。

公開を検討している経緯としては、開発者である元教員からこれらのプログラムをウェブサイトで公開して研究者や学生に自由に使ってもらいたいという要望があったためである。

【キーワード】プログラム、教員が開発、ウェブサイトでの公開、フリーウェア

【対応例】

大学、すなわちアカデミズムの世界では、研究活動によって生じた知的財産は自由に発表し、相互に自由に使用し、そのことによって研究をさらに発展させていくということが本来あるべき姿である。したがって、ソフトウェアを有償で販売するといった形ではなく、無償で自由に誰でも使用できるようにすることは、大学として基本的に問題はなく、利益相反上の問題もない。

ただし、近年はタックスペイヤー（国民）に対する説明責任が重視されるようになり、また、諸外国の大学が知財を囲い込む傾向にあることから、大学においては職務発明規程等の整備がかなり以前から進んだ。ソフトウェアには発明が含まれる可能性がある。元教員が、もし、個人的にではなく、大学の施設・設備を使用して勤務時間中に当該ソフトウェアを開発したとすれば、職務発明規程により大学に発明届を提出する必要がある。

したがって、本ソフトウェアに発明が含まれているか、また、含まれているとしたら当該元教員の職務発明にあたるか否かについて疑問を持つようであれば、知的財産管理担当に相談するよう勧める。

仮に職務発明が含まれていたとしても、上述のとおり、アカデミズムの慣行から、大学の知的財産ポリシーに則って個人に返還される可能性は高く、結果としてフリーウェアとして公開できる可能性は大きいものとする。

【事例 90】民間メンタルヘルス支援会社によるセンター研究報告書の引用

1. 状況

- ・民間 EAP（メンタルヘルスのための従業員支援プログラム）会社から X 准教授の所属する P センター独自の研究の報告書に関して使用許可の打診が入った。

- ・研究の一環などではなく、同社が行うメンタルヘルスの研修資料内に引用として使いたいとのことである。大学の名前を大きく出すというわけではなく、研修資料の一部の引用資料として使用したいという程度と思われる。内容を説明する際のエビデンスの一つとして使用したいのだと考えられる。
- ・この会社は、Pセンターとの契約上の関係は全くない。将来的にも可能性はない方向である。ただし、Pセンターで任用されている非常勤職員がこの会社では非常勤カウンセラーとして働いているという状況ではある。

2. 対象物

Pセンターが発信した報告書等「※※関連研究シンポジウム」の公開資料

3. 相談内容

相手は信頼できる会社ではあるし、引用として使用される程度ならば許可を出してもいいのではないかと。ただし営利活動の中で使用されるものであることを考えメールのやりとりなどで許可を出すのではなく、添付のような「使用許諾申込書」案をもらうような形式にしてはどうだろうか、という案がPセンター内で出た。

なお、そもそものPセンターのスタンスとしては信頼できる良質な場で広く使用されることは社会貢献につながるありがたいことと感じている。

【キーワード】 研究報告書の引用、民間 EAP 会社、メンタルヘルス

【対応例】

今回の相談では会社名が記載されておらず、報告書のどの部分をどのように引用したいのかなど不明な点多々あるが、最終的には著作権者の判断となるので、提供のあった情報のみから以下のとおり助言する。

1. Pセンター主催のシンポジウムでの発表ということであるが、シンポジウム自体はPセンターの主催であったとしても研究発表は教員個人の活動なので、調査研究報告書の著作権は教員個人にあると考える。
2. 今回の利用の仕方は営利企業が営利目的に使用するものなので、著作権法 32 条に定められた正当な引用とは認められず、使用するに当たっては個別に著作権者の許諾を取る必要があるといえる。
3. 著作権を教員個人が持つことになるので使用許諾請求の相手方は教員個人であり、この場合研究代表者（発表者）宛てになるだろう。当該研究成果の著作物について著作権を持つ教員の全員の了解を得れば当該記載は可能ということになる（これは著作権の観点からいえば共同研究参加者全員という意味ではなく、実際にその論文の執筆に直接携わった者全員という意味である。ただ、厳密には著作権者ではないが共同研究参加者全員に一応報せて異議がないかどうかを確認して置くというのはそれぞれの研究分野の慣行に従って欲しい。）。

4. 著作権の許諾で必要な情報は、使用目的は何なのか、具体的にどのような文脈でどの部分をどのように使用するのかである。送付いただいた P センター長宛での申請書では不十分であり、かえって包括的な許可を得たと誤解されるおそれすらある。
5. したがって、相手方には、具体的な使用の文案（どの部分を引用し、どのような態様でどこに掲載して発信したいのか）を提出してもらい、その内容を検討した上で許諾するかどうかを判断する旨伝える必要があると考える。そのときの判断の基準としては以下の点を検討するとよいだろう。
 - (1) 依頼してきた企業の信頼度や研究成果のデータを利用する目的を考慮した場合に、かえって研究に対する信頼や大学の信用を損なうことにならないか
 - (2) 企業による当該研究データの一部の利用の仕方が当該研究の本来の目的・意図と違ってはいないか（利用される部分が研究データの一部に過ぎないために当該研究成果により本当に訴えたかったことから外れていないか）
 - (3) 依頼してきた企業による当該研究データの利用が研究参加者や大学にとって研究成果の普及のために有益であると考えられるか

【事例 9 1】授業で学生がデザインしたパッケージ上の産学官連携商品である旨の記載

X 大学の Y 准教授が担当する学部の授業（演習）の中で、学生が A 株式会社の販売する食品「F」のパッケージを制作し、一つの作品を選考後、発売・商品化を行う予定である。現在、デザイン（県特産品関係）が決まり、F のパッケージの裏に記載される部分について同社から以下のように問合せが来ている。産学官連携商品である旨を訴求したいとのことである。

・目的

地域との産学官連携のもと出来上がった商品であることをパッケージ上で訴求するため。今回は X 大学の学生が授業の中で制作したデザインなので、ぜひともパッケージに記載させてもらいたいと考えている。

・記載方法（希望）

裏面の「産学官チーム」部分に、①B 県のシンボルマーク、②X 大学（文字のみ）、③A 株式会社ロゴマークの三つを記載したいと思っている。X 大学の公式ロゴマークが有償とのことであったので、無償の範囲で出来ることを検討したい。県庁とは食品関係のマークを使用する方向で進行中である。具体的な表示としては以下の案を考えている。

- ①「この商品は X 大学の学生がパッケージデザインを制作しました。」
- ②「パッケージデザイン協力 X 大学 Y 准教授」 学生と言わず、Y 准教授の名前を出すパターンである。

【キーワード】パッケージデザイン、学生制作、産学官連携商品の記載

【対応例】

「X大学の学部の授業（演習）の中で、学生がA株式会社の販売する食品「F」のパッケージを制作し、一つの作品を選考後、発売・商品化を行う」ということが、大学と企業間に何の契約もなく進行していることに驚いている。

・先方は「地域との産学官連携のもと出来上がった商品であることをパッケージ上で訴求するため。今回はX大学の学生が授業の中で制作したデザインなので、ぜひともパッケージに記載させてもらいたいと考えている。」ということだが、問題は、そもそも先方のA株式会社と大学との間に産学連携の根拠となる契約が存在しないということである。あるのは秘密保持契約だけであるが、これは単に共同研究契約等の可能性を検討するための前段階のものであり、ここから本来共同研究契約等を締結するべきであると考え。そうでなければ民間の企業と大学が共同で事業を行う法的根拠が存在しないと言える。

- ・現状のままで大学の学生が制作したパッケージデザインをA株式会社が使用できる法的根拠が存在しない。これでは学生の本来の権利を保護することもできない。したがって、最低限大学とA株式会社との間で、著作権使用許諾契約を締結する必要がある。
- ・したがって、現状では、先方の言うように「地域との産学官連携のもと出来上がった商品であることをパッケージ上で訴求する」ということは根拠となる契約が存在しないために認めることは困難である。

これからの措置として必要なことは以下のとおりである。

1. 本事案は、共同研究契約等の契約を締結することなく特定の企業の商品のための著作物を大学学生に制作させ、当該知的財産権を大学に譲渡させて当該民間企業が使用するという構図であり、これらの行為の根拠となる契約は締結しないのであれば最低限の対応として著作権使用許諾契約を締結することを強く勧める。大学の規則に則った契約形態とすることが重要である。

さらに、実際にデザインを制作した学生の立場の保護をする必要がある。著作権使用許諾契約を締結して著作者が自らのデザインの仕上がり具合を確認できる権限を持ったり、このパッケージが何数（少なくとも当初は）印刷されてどこで販売されるのかといった情報の提供を義務付けることくらいは規定しておくべきだろう。

2. 本事案はそもそもA株式会社との共同研究契約等がないため「産学連携」とはいいがたく、また、「産学官連携」の「官」とは国立の研究所を指すので、県が参画した連携を「産学官連携」というのは誤りであり、「X大学の学生が作成しました」という方が事実なので、むしろそちらの記載の方が適切であると考え。本件が現実になって具体的なパッケージ案ができたなら事前に確認する。

パッケージ案についての意見は次の2点である。

- ①パッケージの中の「国立X大学」は、「X大学」又は「国立大学法人X大学」のいずれかに修正。

②文言の二つのパターンについてだが、学生と Y 准教授のデザイン関与の実態により近い文言の方を選択するべきと考える。本デザインに関する学生と Y 准教授との関係について当方はその詳細について承知していないので、判断は Y 准教授と当該学生に任せる。

【事例 9 2】県からの委託事業による報告書の著作権

X 大学 M センターの Y 教授は、A 県からの受託研究の一環として、「A 県市町村別※※指標」という冊子を毎年作成することになっている。その冊子は A 県からの委託に基づいて、A 県から預かったデータをもとに集計し、A 県と共有・議論した上で、その結果を大学で印刷製本し、各市町村などに送って役立ててもらおうことになる。

その際、その冊子への記載に関して、A 県から下記の案でどうかとやってきた。

- ・表紙：A 県の名称を記載
- ・はじめに：A 県※※課長名で記載
- ・奥付：X 大学 M センターへの委託事業で作成された旨記載
- ・問い合わせ先は A 県と X 大学 M センター Y 研究室を記載
- ・著作権は A 県

以上の方向でルール上特に問題ないだろうか。契約書などの書類を送付する。「A 県市町村別※※指標」の作成については別途県と協議するという位置付けである。

【キーワード】県委託事業、報告書作成、著作権

【対応例】

一般的には制作の委託が行われた場合に明示の契約条項がなければ受託者側に著作権が帰属することが原則であり、A 県が報告書の著作権を保有したいのであれば委託契約書に知的財産権（著作権）の帰属について記載しておくべきであったと思う。しかしながら、委託契約書の「A 県市町村別※※指標」の作成については別途県と協議する。」という一文に知的財産権のことが含まれているという解釈も可能である。このため（X 大学の契約なので法人著作と解される可能性が高いのだが、実際には）Y 教授や契約担当部署が了承すれば著作権譲渡契約を締結して A 県に著作権を譲渡するというだけで構わないと考える。ただし、過去に「A 県市町村別※※指標」として A 県の名称で何回も発行していることは相互に認識しているので、後に著作物の使用関係でトラブルにはならないということであれば著作権譲渡契約締結までは要求しなくてもよいかもしれない。ただ、今後著作物（報告書）のデータなどを Y 教授が研究において使用したいということであれば、念のため、X 大学と A 県との間で研究のために当該著作物を利用することについての権利を留保する書面を覚書として作成しておく方がよいと考える。しかしこれをやるのであればそもそも著作権譲

渡契約書を締結し、その中にこのことを盛り込んだ方が明確でよいだろう。次年度以降も引き続き受託するのであれば、今度は委託契約書の中に著作権について明記した方がよいと思う。

また、奥付に「X 大学 M センターへの委託事業で作成された旨記載」ということだが、委託契約書では単に X 大学と A 県が契約を締結し、その研究担当者が「X 大学 N 研究科教授 Y」となっている。このため、奥付では、例えば、「X 大学への委託事業（研究担当者：X 大学 N 研究科 教授 Y）により作成された」旨記載とするのが正確な記載になると考える。

なお、表紙や「はじめに」の記載については、過去の「A 県市町村別**指標」をみると、例年同じような記載となっているので、Y 教授や契約担当部署が納得していれば A 県側の提案でも結構だと思う。

【事例 9 3】出版社からの論文の模試問題集への引用の依頼

出版社（株式会社 A）から、X 助教の論文の内容を模試の本に使用したいとの問い合わせがあった。論文の著作権は著作者にあるため使用の可否については X 助教をはじめとした著作者に判断してもらってよいかと思うが、この論文は科研費基盤（C）の研究成果として報告されているが、何か注意すべき点があるだろうか。以下、株式会社 A からの依頼内容をまとめる。

「株式会社 A では**が受験する試験の模試本の制作をしている。X 助教外の論文「R」（B 学会論文誌掲載）の内容を借りたい。模試本では当該論文の内容を一部改変・追加し、問題を制作したので添付する。以下 3 点について確認して欲しい。

1. 引用・一部改変した問題の内容が引用元とずれていないか
2. 問題として使用することを許可してもらえるか
3. 電子版及び海外ライセンスの販売を許可してもらえるか→「海外ライセンス」は例えば中国であれば、中国の出版社にデータを渡し、中国語版としてその国で販売されるということになる（ライセンス契約）

※もし著作権使用料が発生する場合は、その旨知らせて欲しい。

出典の記載については、下記のように記載する予定である。

X 他「R」B 学会論文誌, 20**

なお、B 学会からはすでに許可を得ている。」

【キーワード】論文の引用、一部改変、模試問題集

【対応例】

学術雑誌に投稿した論文の著作権は多くの場合学術雑誌発行側に譲渡する。B 学会につ

いて調べたところ、やはり著作権は次のとおり、譲渡する規定となっていた。

「B 学会論文誌に採録決定された論文等の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利（各国において上記各条に定める権利に相当する権利を含む。以下同じ））は、本学会に移転する。」

ただし、著作者人格権（著作権法 18～20 条）については一身専属権のため、株式会社 A はその権利について X 助教に確認してきているということになる。（なお、株式会社 A は B 学会からはすでに許可を得ているとしているが、出版社として後々トラブルが生じないように、著作者に確認を求めてきているという可能性もある。）著作者人格権については、特に、同一性保持権が問題になることが多いといえる。

X 助教と共著者（共著者の確認が必要）は株式会社 A の質問の 1. と 2. について回答すればよく、3. は B 学会の問題である（著作権法 23、27、28 条など）。したがって、著作権使用料の発生する可能性についても同学会の問題である。

なお、翻訳権、翻案権等（著作権法 27 条）が譲渡された場合に著作者人格権の行使が制限されるとする説もあるが、著作物の改変がよほどひどい場合は著作者人格権を主張できる場合もあるものと考えられる。このため、3. についても、了解する場合は、了解するがどのようなものになるのかを報告して欲しい旨伝えるのも、一つの方法だと思う。

なお、科研費基盤（C）の研究者使用ルールでは、「【収入の取扱】3-21 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない¹⁹。」あるが、これは「研究者」に対する義務であって、著作権を譲渡した B 学会にまで及ぶものではないと解釈される。

【事例 9 4】デザイン事務所も経営している研究支援職員への論文の図デザインの依頼

任期付き常勤職員である研究支援職員が大学に採用される以前にデザイン会社（自営業）A を経営しており、今も経営している。研究支援職員として採用される前に大学 M センターの運営費交付金でロゴマーク作成費用なども支払ったことがある。大学に研究支援職員として採用された後、大学から当該デザイン会社にデザイン料十万円弱を支払っていることが判明した。概要は以下のとおり。

- ・大学 M センター研究支援職員 X は個人事業 A を経営（個人事業主）
- ・運営費交付金から国立研究開発法人 B の研究員 P の論文の図のデザイン料ということで支払を行おうとしている。財源は、文科省拠点事業経費（運営費交付金）である。共同研究に採択された P 研究員が自身の論文発表に必要な図の作成を研究支援職員 X が経営す

¹⁹ 独立行政法人日本学術振興会：科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）（2023）p.7

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_16_rule_2023/2023_kikin_rule.pdf

る A に発注し、納品され、論文掲載まで完了しているとのことである。人事担当課では、本件、兼業規程で認められない案件なので、前に進めないようにとの指示があった。

研究支援職員 X は次のとおり説明している。「職務内に作業をすると著作権は大学に帰属するので、週末や夜間に自分の事務所の仕事として請け負った。著作権を P 研究員に譲渡している。いま、Q 客員教授に別件で表紙を頼まれているのだが、そちらも著作権の関係で同じ自分の事務所にきた依頼として、週末などに作成業務をしている。したがって、この二つは大学の研究支援職員として受けた仕事ではなく、デザイン事務所の仕事として受けた仕事になるので料金は発生する。いずれも学内の研究支援職員としての業務とは全く別の業務であり、あくまでも勤務時間外に行っている。また、P 研究員も Q 客員教授も研究支援職員 X にはではなく、デザイン事務所あてに仕事を依頼した。」

【キーワード】 論文の図のデザイン料、研究支援職員、デザイン事務所経営

【対応例】

1. まず、そもそも「文科省拠点事業経費（運営費交付金）」で支払えるのは、「共同研究・共同利用」の施設利用に伴う経費であって、個人の論文の図のデザインに係る経費を支払うことは想定していないものと思われる。P 研究員が国立研究開発法人 A 所属の研究員なのであれば、通常は、国立研究開発法人 A で当該研究員へ配分された経費か若しくは私費で支払うべきものである。
2. 大学の X の職務を紹介しているウェブサイトを見ると、イラストや図、文章を書いて、研究成果の発信や申請書、論文などの視覚的伝達力を上げる旨の記載がある。

研究支援職員としての職務が上記のものであり、かつ、仮に、M センターにおいて、共同研究・共同利用の相手方の論文の図のデザインの支援もするという職務命令が出ているとするならば、本来は今回の「論文の図のデザイン」の業務は大学の本務として取り扱うべきものであって、研究支援職員としての勤務時間内に行い、デザイン業務に対する別途の支払は認められないということになる。

X が個人的に（自らが経営するデザイン事務所として）論文作成に協力したということであれば、当該図の著作権は、論文の作成者の一人として、基本的には個人に帰属し、かつ、大学は、そのデザイン料の支払の責任がないことになる。

「Q 客員教授に別件で表紙を頼まれている」という件についても同様の取扱いとなる。Q 客員教授が、大学所属の教員（客員教授（非常勤講師））としての業務を依頼されたのであれば、それは X の本務となり、X の所属事務所に対するデザイン料支払の問題は起きないことになる。仮に、Q 客員教授が、個人的に X にデザインを依頼したのであれば、その費用は Q 客員教授が私的に支払うべきものである（もともと X の兼業は認められないケースである。）。

3. 今回の件については、論文が P 研究員の単著で大学の教員は関与していないというこ

とであり、かつ、論文作成自体はそもそも P 研究員の私的な活動と解釈され、かつ、X はすでに勤務時間外にデザインをしてしまったという状況なので、上記 1. に記載の対応を取ることが現実的と言える。今後もし同様の事態が生じた場合には、職務命令と照らし合わせて本務として取り扱うべきだろう。

XV 国プロジェクトに採択された大学院生の大学の設備の使用

【事例95】国プロジェクトに採択された大学院生による企業提供機器の使用

大学院生 X が A 省の国プロジェクト M に申請し、採択された。大学院生 X は大学の機器を用いて M の研究を実施したいと考えているが、それは問題ないだろうか。研究室の Y 准教授からは、該当機器については B 株式会社との共同研究で同社側から提供されたものや購入したものであり、その場合は目的外使用になってしまう可能性があるため確認が必要であるとの意見があった。Y 准教授は B 株式会社の代表取締役である。また、X は当該共同研究の経費で雇用された RA でもある。念のため A 省にも問合せを試みたところ、およそ学内で整理できるのであれば問題ないとする回答を得ている。

【キーワード】 国プロジェクト、採択された大学院生、設備使用、共同研究、機器

【対応例】

本件は大学と企業との共同研究の RA でもある大学院生 X が、A 省プロジェクト M に私的に応募し、当該プロジェクトに採択された場合に、共同研究で企業側から提供された機器や共同研究経費で購入した機器を使用可能かどうか、ということだが、私的に応募した研究を大学で行うということは、当該研究について博士論文を作成するための研究の一環であることが前提となる。

その前提がクリアされるのであれば、共同研究で企業側から提供された機器の使用はあくまで当該企業と大学との間の契約上の問題となる。

共同研究契約書上では、B 株式会社側から提供された機器に関しては、研究が終了後に企業側に返却することとなっており、かつ、大学で保管中は善良なる管理者の注意義務をもって管理することが必要である。また、それ以外に共同研究経費で購入した機器であって、X が使用したいという機器については、大学に権利が帰属する。

次に、共同研究契約書では当該契約に定めのない事項については、甲乙協議する旨定められている。このため、企業側から提供された機器について、共同研究の相手方企業である B 株式会社と大学との間で、X に使用を認めるかどうかということ協定する必要がある。実際には、Y 准教授が同社の代表取締役なので、Y 准教授が同意すれば、X は当該機器を使用することができるということになる。

これに対して、共同研究経費で購入した機器であって大学の所有になったものについては、X は、大学の大学院生としての身分を根拠として、大学の通常設備使用ルールに従うこと、また、共同研究事業の進行を妨げないことを条件として、基本的には自由に使用することができる（当該大学院生が支払っている授業料の反対給付としてということになる。）。

なお、仮に X の善管注意義務違反により B 株式会社側に返却する機器を破損したような場合は、当該共同研究契約により大学が同社に損害を賠償する必要がある。

XVII 人を対象とする研究・AMED 研究事業

【事例 96】人を対象とする研究における利益相反の留意点

外来通院で同意の得られた患者を対象として、株式会社 A が既に販売している飲料を飲用してもらい、定期的に採血を行う。これにより、運動療法を行っている患者を対象とした当該飲料摂取の有用性を確認する計画である。この飲料は、病院・診療所を対象として販売しているものである。以上のような人を対象とする研究について、利益相反問題の観点からは、どのように考えればよいのだろうか。

【キーワード】人を対象とする研究、臨床研究法の適用外の研究

【対応例】

1. 人を対象とする研究に関する利益相反マネジメントからの検討について以下の観点から考慮に入れる必要がある。

(1) 人を対象とする研究が企業からの依頼に基づく受託研究等として実施されるものである場合は、当該企業が負担する研究経費が適正なものであるかどうか。(特に過大なものでなければ問題ない。)

(2) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業から寄附金等の利益提供を受けていないかどうか。(受けていなければ問題は無い。もし受けている場合には、その時期や金額から判断して当該寄附金等が本件人を対象とする研究の結果に影響を及ぼすか、あるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであったかどうかを判断する。)

(3) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業との間で雇用されたり(技術顧問等)、謝金を受けたり(講演・原稿料等)する関係にないかどうか。(なければ問題は無い。もし雇用関係等がある場合には、当該雇用関係等が本件人を対象とする研究の結果に影響を及ぼすか、あるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであるかどうかを判断する。)

(4) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業の株式等を保有しているかどうか。(保有していなければ問題は無い。保有している場合には、保有している株式等数から判断して当該株式等の保有が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすか、あるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであるかどうかを判断する。)

2. 人を対象とする研究と倫理審査委員会等との関係について

人を対象とする研究は、人の生命・身体に関わる問題であり、より厳格な利益相反上のルールが必要である。また、個別の学問分野の特性に応じたルール運用を図るために、それぞれの関係部局においてそこに設置される倫理審査委員会や利益相反委員会が利益相反の状況を具体的に評価し、判定することも考えられる。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針²⁰」においては、利益相反について研究計画に記載することやインフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない旨記載されている。また、倫理審査委員会は利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、意見を述べなければならないとされている。

なお、2018年4月1日に臨床研究法（平成29年法律第16号）が施行された。同法において臨床研究とは、「医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究」と定義されている。本事案では飲料が医薬品ではないため、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」のルールに従うことになる。一方、臨床研究法においては、特定臨床研究以外の臨床研究の場合であっても、同法4条1項により、臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に具体的に定められた臨床研究実施基準の実施は努力義務となっていることに注意する必要がある。

【事例97】臨床研究に係る寄附金の受領

臨床研究に係るテーマで数千万円の寄附金を受領している。寄附金は教員の直接的な個人的な利益ではないので利益相反問題は生じないのではないか。

【キーワード】臨床研究、製薬会社、寄附金

【対応例】

インフルエンザ治療薬「タミフル」服用と異常行動の関連性を調べている厚生労働省研究班の主任研究者で市立大学の教授の講座宛てに、輸入販売元の製薬会社から「寄附金」名目で2001～2006年度までに計1,000万円が支払われていたことが、2007年3月報道された。2006年10月には、この研究班はタミフル使用者と未使用者の間で異常行動を起こす割合に違いがみられないとする報告書をまとめていた。

このことは世間に大きな衝撃を与え、国会を巻き込んだ大問題に発展した。当時の厚生労働相は、タミフルの輸入・販売元企業から寄附金を受けていた研究者（8人中3人）について、異常行動との因果関係などを調べる厚労省研究班から除外する方針を、衆議院厚生労働委員会で明らかにし、「（寄附を受けていた研究者については）当然、除外して、新しい体制の機関にして、いささかも公正性を疑われることのない体制を構築する」と答弁している。当該報告書にも疑念がもたれ、再調査が行われた。

これがまさに利益相反の問題で、これを受けて厚生労働省は2008年3月、「審議参加に

²⁰ 文部科学省・厚生労働省・経済産業省：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月27日、令和5年3月27日一部改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf>

関する遵守事項」を策定し、正式に利益相反のルールを示した。すなわち、寄附金については、個人が受け取る所得ではないとはいえ、研究者が比較的自由に使える研究費等として広い意味では研究者個人の利益に含まれると考えられる。したがって、より厳しいマネジメントが要求される臨床研究など人を対象とした研究においては、利益相反問題につながる可能性のあるものとして、利益相反マネジメントの対象として取り扱うことが求められている。実際に、厚生労働省の「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針²¹⁾ (2021年6月30日一部改正) においては、「経済的な利益関係」については、「産学連携活動に係る受入れ」を含む何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれるとして、利益相反マネジメントの対象として捉えている。

文部科学省の「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン²²⁾ (2006年3月) においても共同研究や受託研究が申告の対象として紹介されているので参照されたい。

なお、これまで各大学では主に産学連携活動に伴う利益相反を中心にマネジメントしてきたが、近年の研究活動の国際化・オープン化に伴い人を介した機微技術の流出懸念が高まる中で研究インテグリティ確保の要請に応えるため、従来に増して幅広く利害関係の開示が求められていることに留意する必要がある。

追って、今回の質問の内容からだけでは不明であるが、実施予定の臨床研究が、仮に医薬品等製造販売業者（子会社等を含む。）からの資金提供によるものであって、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いるものである場合は、2018年4月1日施行の臨床研究法（平成29年法律16号）の2条2項に定めのある「特定臨床研究」に該当し、寄附金によりそのまま実施することには問題がある。同法に定められた企業との契約の締結義務（32条）などの手続や利益相反管理が必要となるので、注意が必要である。また、特定臨床研究以外の臨床研究の場合であっても、同法4条1項により、臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に具体的に定められた臨床研究実施基準の実施は努力義務となっている。

【事例98】人を対象とする研究に係る寄附金と利益相反マネジメント

人を対象とする研究（臨床研究に該当しない。）において、研究責任者が関連製薬会社から昨年度400万円の寄附金を受けている。利益相反委員会として、どのような考え方をすれば、利益相反マネジメントをしたとして、承認することができるのか。

²¹⁾ 厚生科学課長決定：厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針（平成30年3月31日、令和3年6月30日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799612.pdf>

²²⁾ 臨床研究の倫理と利益相反に関する研究班：文部科学省21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（2006年3月）https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/file/riekisouhan_rinsyo.pdf

【キーワード】人を対象とする研究、製薬会社、寄附金

【対応例】

1. 研究責任者が昨年度この製薬会社から 400 万円の寄附金を受けているということについて、以下の観点から今回の臨床研究への影響の有無を判断する必要がある。

(1) 金額の多寡

例えば、400 万円の寄附金が特に臨床部門の研究者にとっては通常頻繁に見られる程度の金額であって、それが当該研究者の研究の過程に影響を及ぼすことは考えにくいといえるかどうか、あるいは、外部から見た場合に研究の科学的客観性に影響が生じ得る可能性を否定できない程度の金額であると考えられるかどうか、など。

(2) 寄附金の使途・時期

寄附金の提供の際に指定された使途が今回の人を対象とする研究と密接な関係を持っているかどうか、また、寄附金の提供の時期が今回の人を対象とする研究の時期と近接しているかどうか、など。

2. 400 万円の寄附金が今回の人を対象とする研究の科学的客観性に影響が生じ得る可能性を否定できないと判断された場合には、以下の観点から当該人を対象とする研究の実施を認めるかどうかを判断する必要がある。

(1) 今回の人を対象とする研究が医療上の必要性から判断して実施する意義が極めて高いかどうか。

(2) 今回の研究責任者が実施しなければならない必要性が高いかどうか。

3. 上記 2. の判断の結果、今回の人を対象とする研究の必要性は極めて高いけれども、必ずしも今回の研究責任者の下で実施する必要性は高くないと判断した場合には、研究責任者の変更など研究計画の修正を提案するかどうか、などを判断する必要がある。

4. 上記 2. の判断の結果、今回の人を対象とする研究を当該研究責任者の下に実施する必要があると判断した場合に、モニタリングなどを提案する必要があるかどうか、などを判断する必要がある。

5. 今回の人を対象とする研究を当該研究責任者の下に実施する必要があると判断した場合には、インフォームド・コンセントの中に今回の利益相反の状況を含める必要がある。

【事例 9 9】教員起業の会社の資金調達先に医師主導治験の対象製品の製造元企業が関係

X 大学の Y 講師が A 株式会社 (X 大学発ベンチャー：代表取締役は X 大学の Z 教授) の製品を用いた医師主導治験 (AMED 事業) を行っている。現時点で Y 講師と A 株式会社の間には利益相反にあたる事実はない。

一方、Y 講師は自身が代表取締役を務める B 株式会社 (X 大学発ベンチャー) の事業に

対する資金調達を企図している。その資金調達先として I 投資事業有限責任組合の名前が挙がっている。

I 投資事業有限責任組合には、A 株式会社の連結子会社である C 株式会社（A 株式会社、D 株式会社、E 株式会社による共同設立）が無限責任組合員として、A 株式会社自体が有限責任組合員として参画している。

I 投資事業有限責任組合から Y 講師の会社が資金を受け入れる場合に、上述の治験を行う上で利益相反にあたらないだろうか。

【キーワード】 大学発ベンチャー、資金調達、医師主導治験、AMED 事業

【対応例】

AMED 事業は「A 株式会社（X 大学発ベンチャー）の製品を用いた医師主導治験」ということで、当該事業には A 株式会社の代表である Z 教授が何らかの形で参画・関与しているものと推測する。

一方、B 株式会社は Y 講師が代表者であり、I 投資事業有限責任組合には、無限責任組合員として C 株式会社（A 株式会社、D 株式会社、E 株式会社による共同設立、A 株式会社の連結子会社）、有限責任組合員として A 株式会社が関与しているということで、I 投資事業有限責任組合には Z 教授が密接に関与しているという状況がある。

この場合、外部から見れば（実際にはそうではなくても）、Y 講師が I 投資事業有限責任組合から資金調達を受けたいので、「A 株式会社の製品を用いた医師主導治験」において、同社と密接な関係を持ち、かつ A 株式会社の代表を務める Z 教授に付度して A 株式会社が製造・販売する製品の治験で同社に有利な結果が出るようなバイアスのかかった治験結果になるのではないかというように受け取られるおそれがあり、利益相反状況であると言える。

ただし、今回は治験なので、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンス（GCP ガイダンス）にあるように、治験審査委員会で判断する必要がある。

（抜粋）

「(10) 調査審議の対象となる治験に関連する製薬企業、開発業務受託機関（CRO）、治験施設支援機関（SMO）その他当該治験と利害関係を有する者からの賛助金等（物品の贈与、便宜の供与等を含む。）を受けていないこと。ただし、適切な利益相反マネジメントの実施等により、治験審査委員会による治験の実施又は継続に係る意見に影響が及ばないと一般に認められる場合はこの限りでない²³。」

例えば、I 投資事業有限責任組合の投資意思決定に Z 教授などの今回の AMED 事業関係

²³ 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長：「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」の改正について（令和 3 年 7 月 30 日） p.83
<https://www.pmda.go.jp/files/000236359.pdf>

者が関与している場合は治験の担当を外れるなどの措置を取れば、場合によっては、影響が及ばないと判断されるかもしれない。しかし、それはあくまで治験審査委員会に判断権限がある。

なお、治験審査委員会に諮る前に、AMED に当該事情を説明しておいた方がよいと考える。そもそも AMED が認めないといった場合は治験審査委員会の審議が無駄になるためである。

XVII 委員会等委員

【事例100】寄附金の受領と仕様策定委員への就任

企業とのIT関係の賃貸借契約について、仕様策定委員になっている教員が結果的に落札業者となった者から寄附金を受けていたことがわかった（過去5年間、年額30万円）。利益相反に該当し、仕様策定委員会をやり直す必要があるのだろうか。

【キーワード】賃貸借契約、仕様策定委員会、寄附金

【対応例】

本件は入札を行った結果落札した企業から、当該入札物品の仕様策定委員に就任していた教員が寄附金を受領していたということであるが、結論としては以下の理由により、利益相反の状況として問題とするに当たらないと考えられ、「仕様策定委員会」からやり直す必要はないと判断する。

1. 国の機関の事例としては、例えば、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会「薬事分科会審議参加規程²⁴」では、寄附金等が過去3年度でいずれも年度あたり50万円以下の場合には議決に加わることができるという基準が示されている。

これを参照基準として考慮した場合、今回の大学の事例は毎年50万円を超えない寄附金の場合であり、仕様策定委員会の議決に参加資格があると判断しても差し支えないと考えられる。

2. 同様の厚労省の事例として、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針²⁵」においても、奨学寄附金等の産学連携活動にかかる経済的な利益が、同一組織から年間200万円を超える場合においてCOI委員会等に内容を報告する、といった管理を行うという事例が示されており、この金額と比較しても、今回の大学の事例は過大な寄附金受入額とは言い難いと判断される。

以上により、厚生労働省における取扱いの事例から考えて、本件は利益相反の状況として問題とするに当たらないと考えられ、このまま調達を進めて差し支えないと判断する。

²⁴ 厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会：薬事分科会審議参加規程（平成20年12月19日）<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000992127.pdf>

²⁵ 厚生科学課長決定：厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針（平成30年3月31日、令和3年6月30日一部改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000799612.pdf>

XVIII 研究インテグリティ

【事例101】研究インテグリティ確保のための体制整備の具体的内容

研究インテグリティ確保のために、利益相反・責務相反に関する規則の整備、適切なマネジメントを行うことができる組織体制の整備及び関係者に適切な理解を促す研修強化等の取組が求められているところであるが、どのように整備をしたらよいだろうか。

【キーワード】研究インテグリティ、利益相反規則、組織体制、研修

【対応例】

1. 研究インテグリティの確保のための利益相反・責務相反に関する規則の整備

研究インテグリティの確保の要請に応えるためには、第一に利益相反マネジメントを通じた透明性確保の徹底が重要であり、既存の利益相反規則について、次のような改正が考えられる。

○ 利益相反規則の改正の主なポイント

1. 利益相反自己申告における随時報告の導入	年1回の報告ではなく、事案が発生した都度報告（修正報告を含む）
2. 報告対象企業等の範囲の拡大	・一定額以上の金銭的利益関係については全て報告 ・公共的機関であっても外国の機関は報告
3. 個人的な利益の範囲の改定	兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有等従来の一般的な金銭的利益関係の開示に加えて、企業等からの大学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものは金額にかかわらず全て対象とする ²⁶

²⁶「企業等からの大学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの」について

例えば、民間の研究支援団体から教員個人が研究資金の提供を受けた場合には、通常は教員個人から学長宛てに寄附してもらい大学でその経理を行う取扱いとしているので大学の管理下にあることになる。このように、実際には、企業等からの大学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの、というのは稀なケースであり、ほとんどは大学の管理下にあると考えられる。

また、企業等からの依頼を受けて講演や原稿執筆を行う場合、大学に兼業の届を提出していれば大学の管理下にあることになり、従来から存在する通常の「兼業報酬」として報告することになる。兼業にあたらぬ原稿執筆により謝金を受け取った場合については、職務外の行為に対して謝金を受け取ったものであり「職務に関連するもの」に該当せず、かつ、このような原稿執筆はそれぞれの分野において長年にわたり広く慣行として行われているので「職務の信頼性を損なうおそれがあるもの」にも該当しないため報告義務の対象外となる。

2. 研究インテグリティの確保のための体制の整備

(1) 研究インテグリティ確保のための基本方針の策定

基本方針では、大学における研究活動を活発に展開していくためには、海外の多様な大学・研究機関等との間で国際交流・国際共同研究を積極的に展開していくことが欠かせないこと、しかしながら、他方では、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクが各方面から指摘されていること、このため、大学としても、開放性や透明性のような、大学としての基本的な価値観を維持しつつ、多様なパートナーとの連携・協力関係を推進していくために、研究インテグリティの確保のため、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを適切に管理していくこと、などを定める。

(2) 研究インテグリティの確保に関する規則の制定

規則では、学長は研究インテグリティを確保するための体制を整備すること、研究者等は自らの研究活動の透明性を確保すること、説明責任を果たすために必要な情報を所属機関に開示すること、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者として研究担当副学長を充てること、研究インテグリティの確保に関する基本方針、戦略及び重要事項を審議するため、統括責任者、関係副学長等を構成員とする研究インテグリティ・マネジメント会議などを置くこと、研究インテグリティに係る規則等の制定・改廃の立案、研究インテグリティに係る要請等、調査、教育研修等の事項を審議するため、各関係課長等を構成員とする研究インテグリティ・マネジメント実務委員会などを置くこと、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を設置することなどを規定する。

3. 研究インテグリティの確保のための研修強化等

大学教職員全員宛てに研究担当副学長名で通知を発出し、研究インテグリティの確保に係る基本方針、同規則の制定の周知を図るとともに、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するための相談窓口の設置についても周知を徹底する。

また、研究インテグリティ確保のための説明会を開催し、大学担当室ウェブサイト上で、研究インテグリティ確保への対応に関する説明をオンラインによりいつでも視聴できるようにする。さらに、新任教員研修会においても、研究担当副学長から研究インテグリティに関する説明を行う。

なお、「職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの」の具体的事例としては次のようなものを想定している。

- ・職務に関連するもの：外国政府の関連機関等から教員が大学で行う研究のための資金や設備などの提供を受けることなどが想定される。このほか、企業等から研究設備の提供を受けて研究室で使用していたが、寄附等の手続を取ることを失念していた場合なども含まれる。
- ・職務の信頼性を損なうおそれのあるもの：外国政府の関連機関等や外国の大学で何らかの役職に就きその給与を受けている場合（間接的には職務に関連している場合もあるが、形式的にはしない）や、これらの機関等から高額の贈与品などを受けている場合などで、これらにより第三国の政府機関等への技術流出が懸念されることによって大学に対する国際的な信用の低下につながるおそれのある場合

【事例102】研究インテグリティの確保のための各部局での具体的な対応

研究インテグリティについては、各部局では、どのようなことをすればよいのか、また、どのような場合に研究インテグリティの確保のための対応を考えればよいのかよくわからない。また、特に、輸出管理手続とはどのような関係になるのだろうか。

【キーワード】研究インテグリティ、部局、対応、輸出管理、リスク、人権、経済安全保障

【対応例】

1. 研究インテグリティに関して大学及び各部局において取り組むべき事項

(1) 大学は、研究者等、事務職員、技術職員等に対し、以下の事項について啓発に努める。

ア. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識すること。
イ. 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、かつ、説明責任の必要性を理解すること。

ウ. 利益相反・責務相反及び技術・情報流出の危険性並びに防止の重要性を認識すること
(2) 各部局は、研究者等とともに以下の情報についてその把握に努める。

ア. 兼業を含む全ての所属組織と役職（海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等を含む。）

イ. 海外を含む外部機関から供与された全ての資金や資金以外の支援

ウ. 研究者等が関与する全ての共同研究等の相手方や参画者の情報

(3) 所管部署は、研究インテグリティの相談窓口を通して各部局と研究インテグリティの確保のための情報の共有及び連携の強化に努める。

2. 部局における対応の基本的な考え方

(1) 研究インテグリティと輸出管理又は利益相反マネジメントとの関係

各部局においては、当該部局に所属する大学教員等の研究者又は当該部局を担当する事務室の職員等が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応して、輸出管理及び利益相反事案としてそれぞれ定められた手続を取るものを除いて、それら以外に、研究の健全性・公正性に係るリスクを生じ得る事案が生じたときには、それぞれの手続を進める前に、担当部署（相談窓口）に連絡する。

すなわち、各部局においては、教員や事務室の職員等が、輸出管理や利益相反に該当すると判断した場合には、それぞれ定められた手続を取らなければならない。例えば、技術の提供の相手方が非居住者や、居住者であっても特定類型該当者²⁷であるときには、事前に法令

²⁷ 経済産業省において輸出管理に関する通達等が改正され、いわゆる「みなし輸出管理の明確化」に関する措置がとられ、2022年5月1日から適用されることとなった。すなわ

に則った輸出管理手続を踏まなければならない。利益相反の場合は、技術流出を念頭に置いた法令の規定は存在しないが、それぞれの大学の規則等で届出等の必要な手続が定められているので、それに従うことになる。

(2) 研究インテグリティの確保のための措置が必要となる具体的な事例

ア. 研究の健全性・公正性に係るリスクを生じ得る事案についての判断

次の「リスクが生じる可能性のある事例」（これらはいくまで例示であり、これらに限定されるわけではない。）のうち、以下のイ. に掲載している判断基準の (i) と (ii)、(i) と (iii)、(ii) と (iii) あるいは (i) と (ii) と (iii) のように重複して該当する場合や、(ii) や (iii) に単独で該当する場合に、担当部署（相談窓口）に連絡する。

(リスクが生じる可能性のある事例)

- ・ 海外との国際交流協定
- ・ 海外出張
- ・ 海外からの研究員・留学生の受入れ
- ・ 海外とのクロスアポイントメント
- ・ 海外機関との兼業
- ・ 海外機関からの荣誉称号付与
- ・ 海外機関との共同研究契約
- ・ 海外からの寄附の申入れ
- ・ 海外ファンドへの申請・受入れ
- ・ 懸念機関である国内法人との協力関係
- ・ 外国政府・機関等から強い影響を受けている居住者への技術提供

イ. 連絡するかどうかの判断基準

(i) 先端的な重要技術等の提供であるかどうか

提供される技術が、輸出管理のリスト規制に該当するか、あるいは、そのおそれがあるときは、輸出管理手続をとらなければならない。それにあてはまらない場合であって、重要技術でありながら公知となっていない場合が該当する。重要技術かどうかは、経済安全保障の強化に向けた基本指針で示された 20 の技術領域が参考となる。（「特定重要技術の研究開発

ち、「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」について、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化した。特定類型には、①契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供、②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的支配下にある者への提供、③上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供（類型③については、経済産業省が大学・研究機関等に連絡することを主に想定とされている。）の 3 種類がある。（経済産業省貿易管理部「「みなし輸出」管理の明確化について」（p.8）参照→

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/meikakukanitsuite.pdf

の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針²⁸」(バイオ技術、医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)、先端材料科学)

(ii) 相手国・地域・機関の懸念度が大きいかどうか

・相手国・地域として懸念度が大きいのは、以下の場合などである。

(a) 輸出管理対象国のグループ D が該当する。すなわち、輸出貿易管理令別表第 3 の 2

(国連武器禁輸国・地域)、輸出貿易管理令別表第 4 (懸念国) の国・地域である(アジア: アフガニスタン、イラン、イラク、レバノン、北朝鮮、アフリカ: コンゴ民主共和国、スーダン、ソマリア、中央アフリカ、南スーダン、リビア)。

(b) 経済産業省で提供している、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報である「外国ユーザーリスト²⁹」に掲載されている国・地域の場合

・相手機関として懸念度が大きいのは、以下の場合などである。

(a) 経済産業省で提供している、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報である「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合

(b) 米国の BIS (商務省産業安全保障局) のウェブサイトに掲載されている Entity List³⁰に記載されている場合(大量破壊兵器拡散懸念顧客や米国の安全保障・外交政策上の利益に反する顧客等のリスト)

(c) 中国の大学・研究機関についてその懸念度を判定した、オーストラリアの独立系シンクタンク(Australian Strategic Policy Institute (ASPI))の作成したリスト³¹に掲載され、かつ、懸念度が大きい場合

(iii) 世界情勢等からのレピュテーションリスクがあるかどうか

特定の企業との関係で、当該企業が、外国での著しい人権侵害に関わっている場合など。

例えば、国連人権高等弁務官事務所(The Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR))が発表した報告書において人権問題が指摘されたような企業と協力関係を持つことは、大学にとって大きなレピュテーションリスクとなり得る。

²⁸ 閣議決定：特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(令和 4 年 9 月 30 日閣議決定) p.7

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin3.pdf

²⁹ 経済産業省：外国ユーザーリスト <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>

³⁰ Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce: Supplement No. 4 to Part 744 - ENTITY LIST

<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern/entity-list>

³¹ Australian Strategic Policy Institute: CHINA Defence Universities Tracker

<https://unitracker.aspi.org.au/>

【事例103】 退任展を美術館で開催する大学役員に印刷会社からお祝いの花

大学役員が美術館で退任展を開催する予定なのだが、世話になった印刷会社から、会場の入口に飾れるようなお祝いの花を送りたいと連絡を受けた。そのようなお祝いの品は受け取っても問題はないだろうか。

【キーワード】 退任展、美術館、印刷会社からのお祝いの花の贈呈

【対応例】

本件については、「美術館で退任展を開催する」とあるので、それは直接的には大学とは関わりなく個人的なものとして実施されるものと思われる。したがって、利益相反については、あまり問題にならないものと判断する。

ただし、研究インテグリティ確保の観点から、大学の管理下でない金品の受取りについても、それが全く職務と関連のない、例えば趣味の世界の事柄であったり、社交的儀礼・慣行の範囲内のもは対象外であるが、職務に関連して金品を受け取った場合には、大学に正式に報告する対象とする。研究インテグリティの確保に関する利益相反マネジメントについては、本来は技術流出を念頭に置いた開示を規定したものであるが、規定の文理解釈により、本件は次の観点から、自己申告書を提出してもらう。

1. 「退任展を開催」というのは、大学の行事ではなく、私的に開催されるものであると考えるが、全く個人的な展覧会ではなく、「大学」を「退任」ということで大学に関連した行事であり、そこに民間営利企業から会場の入口に飾れるような大きな花を置いて企業名を表示するというものであること。
2. 「世話になった印刷会社」というのは個人的のみならず大学からも発注した会社であると推測され、金額も少額とは言えないと推測されること。（職員倫理規則では管理職に報告の義務のある贈与等は5千円超である。）
3. 本件は特に問題となるような事例ではないと判断するが、規則で定められており、申告書を提出してもらって透明性を確保した方が、本人にも安心であること。

すなわち、今回のお祝いの花を受領する場合は、自己申告書の物品のところに名称とおおよその金額を記入して申告する。金額は受領した物品の類似品をネットなどで検索しておおよその金額を記入する。

2023年7月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学)

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

